

年金業務の運営に関する行政評価・監視
－国民年金業務を中心として－

結果報告書

平成30年12月

総務省行政評価局

前 書 き

国民年金制度は、全ての国民を対象に、老齡、障害又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする、政府が管掌する公的年金制度である。

国民年金の保険者は政府（厚生労働省）であり、国民年金事業の財政責任と管理責任を負っているが、国民年金の適用、年金保険料の徴収、年金給付の裁定、給付等の事務の権限は、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）の規定に基づき、厚生労働大臣から、平成 22 年 1 月に発足した日本年金機構（以下「機構」という。）に委任又は委託され、機構がこれらの事務を実施している。

厚生労働大臣が定める、3 年以上 5 年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。現中期目標は平成 26 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までを目標期間とするもの）では、国民年金保険料の収納対策が「従来からの懸案事項」とされ、低水準にとどまっている保険料納付率の速やかな引上げが求められている。このため、機構では、中期目標を達成するために定めた計画（以下「中期計画」という。現中期計画は平成 26 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までを計画期間とするもの）において、効果的かつ効率的な納付督促の実施、保険料納付義務の免除・猶予制度の利用促進等の収納対策を進めることで、目標期間中、現年度納付率について 60% 台半ばを、最終納付率について各年度の現年度納付率から 5 ポイント程度の伸び幅を確保することを目指すこととしている。

一方で、保険料の納付義務を免除・猶予された期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べ将来受け取れる年金額が低くなることから、当該期間の保険料について後から納付（追納）する制度が設けられているが、その利用状況等は明らかになっていない。

また、中期目標においては、年金業務に対する国民の信頼回復の観点から、正確な事務処理、国民の視点に立ったサービスの向上が求められてい

るが、従来から、既に死亡した親族を生存しているように装った不正受給事案が発生しているほか、当省の行政相談には、国民年金業務の運営に関する苦情等事案が寄せられている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、機構における中期計画等に基づく業務運営を評価するとともに、保険料納付率の向上、無年金者及び低年金者の発生抑止並びに機構への信頼性の向上を図る観点から、国民年金の適用、国民年金保険料の収納その他の業務運営の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	
1 国民年金制度及び国民年金業務の運営の概要等	2
2 国民年金保険料の的確な収納	32
(1) 20歳到達者に対する適用業務の見直し	32
(2) 国民年金保険料の収納対策の的確な実施	48
3 無年金者・低年金者の発生抑止	84
(1) 免除等制度の的確な運用の徹底	84
(2) 追納制度の利用の促進	99
4 国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の確保	116
(1) 事務処理誤り等発生後の迅速かつ的確な処理の徹底	116
(2) 所在不明となった年金受給権者に対する的確な措置の実施	142
(3) 国民の視点に立った年金業務の実施	158

図 表 目 次

1 国民年金制度及び国民年金業務の運営の概要等

図表 1-①	機構の組織（平成 30 年 4 月 1 日現在）	7
図表 1-②	機構の職員（平成 29 年 4 月 1 日現在）	8
図表 1-③	被保険者資格に関する法令の規定	9
図表 1-④	強制加入の被保険者	11
図表 1-⑤	保険料に関する法令の規定	12
図表 1-⑥	保険料の免除・納付猶予に関する法令の規定	13
図表 1-⑦	保険料の免除等の区分及びその概要	17
図表 1-⑧	中期目標等に関する法令の規定	18
図表 1-⑨	日本年金機構中期目標（平成 26 年 2 月 28 日（28 年 2 月 29 日変更））（抜粋）	19
図表 1-⑩	中期計画及び年度計画	20
図表 1-⑪	国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画の策定指示（平成 29 年 4 月）（抜粋）	24
図表 1-⑫	未納者への対応の全体像	25
図表 1-⑬	国民年金の未納者に対する対応	26
図表 1-⑭	第 1 号被保険者数等の推移	27
図表 1-⑮	「国民年金被保険者実態調査」（平成 27 年 12 月厚生労働省）の結果（抜粋）	28
図表 1-⑯	本行政評価・監視の実施期間中に発生した、年金業務の運営に対する信頼性を損ねると考えられる事案の概要	29

2 国民年金保険料の的確な収納

(1) 20 歳到達者に対する適用業務の見直し

図表 2-(1)-①	被保険者資格取得に関する法令の規定	36
図表 2-(1)-②	中期計画及び年度計画	37
図表 2-(1)-③	平成 29 年度国民年金適用対策にかかる重点目標（平成 29 年 4 月）（抜粋）	41
図表 2-(1)-④	20 歳到達者による被保険者資格取得の届出状況	42
図表 2-(1)-⑤	20 歳到達者に対する戸別訪問等業務の実施状況	42
図表 2-(1)-⑥	20 歳到達者に対する戸別訪問等業務を実施していない理由（主なもの）	43
図表 2-(1)-⑦	戸別訪問等業務を実施する体制の整備に苦慮している例	43
図表 2-(1)-⑧	20 歳到達者に対する戸別訪問等業務の実施結果	44
図表 2-(1)-⑨	20 歳到達者に対する職権適用の状況	45
図表 2-(1)-⑩	業務削減会議において検討されている 20 歳到達者に対する適用業務の見直しの概要	46
図表 2-(1)-⑪	20 歳到達者の現年度納付率の状況	47
図表 2-(1)-⑫	職権適用者を中心とした 20 歳到達者に対するフォローアップ等を行っている例	47

(2) 国民年金保険料の収納対策の的確な実施

図表 2- (2) -①	保険料の納付方法に関する法令の規定	55
図表 2- (2) -②	保険料の納付方法	56
図表 2- (2) -③	国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画（全体版）（平成 29 年 4 月日本年金機構）（抜粋）	57
図表 2- (2) -④	国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画策定手順書（平成 29 年 4 月日本年金機構）（抜粋）	58
図表 2- (2) -⑤	必須対策の実施状況	62
図表 2- (2) -⑥	独自対策の実施状況（主なもの）	63
図表 2- (2) -⑦	独自対策に係る取組例	64
図表 2- (2) -⑧	独自対策（口座振替等の利用促進を図るための取組）の実施状況	66
図表 2- (2) -⑨	最終催告状を送付した者に対する口座振替勧奨の取組例	67
図表 2- (2) -⑩	年金事務所と受託事業者の間で積極的に連携を進めている例	68
図表 2- (2) -⑪	年金事務所等との連携に関する受託事業者の意見要望（主なもの）	69
図表 2- (2) -⑫	関係機関との協力・連携に係る取組の実施状況	70
図表 2- (2) -⑬	年金事務所との協力・連携等に関する市の意見要望（主なもの）	71
図表 2- (2) -⑭	各年度の現年度納付率等	72
図表 2- (2) -⑮	調査した 45 年金事務所における現年度納付率の目標及び実績	73
図表 2- (2) -⑯	各年度における口座振替等の利用状況	75
図表 2- (2) -⑰	平成 27 年度及び 28 年度の最終催告状送付者の口座振替の申請状況	76
図表 2- (2) -⑱	調査した 45 年金事務所における平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者の口座振替の申請状況	76
図表 2- (2) -⑲	口座振替実施率と現年度納付率との相関関係	77
図表 2- (2) -⑳	口座振替利用者の現年度納付率（平成 28 年度）	78
図表 2- (2) -㉑	口座振替を開始した強制徴収対象者の保険料の納付状況	78
図表 2- (2) -㉒	口座振替の利用促進に係る市の意見（主なもの）	79
図表 2- (2) -㉓	国民健康保険の保険料の口座振替による納付を促進するための積極的な取組を実施している例	80

3 無年金者・低年金者の発生抑止

(1) 免除等制度の的確な運用の徹底

図表 3- (1) -①	継続免除等に関する法令の規定	88
図表 3- (1) -②	「申請全額免除等の継続申請に係る事務の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 23 日付け庁保険発第 0323001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知）（抜粋）	89
図表 3- (1) -③	「国民年金保険料の免除等の事務に係る質疑応答について」（平成 18 年 8 月 3 日付け庁保険発第 0803001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知）（抜粋）	90
図表 3- (1) -④	7 月 1 日より前の世帯構成に基づく所得情報等に基づき継続免除等審査を行っている例	91

図表 3- (1) -⑤	継続免除審査に係る所得情報等の提供状況-----	92
図表 3- (1) -⑥	7月1日より前の世帯構成に基づく所得情報等であることをあらかじめ 把握しており、その後所得情報等の再確認を求めている例 -----	93
図表 3- (1) -⑦	法定免除に関する法令の規定-----	94
図表 3- (1) -⑧	国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画策定手順書（平成 29 年 4 月日本年金機構）（抜粋） -----	95
図表 3- (1) -⑨	行動計画に基づく取組（適正な法定免除処理）の実施状況-----	96
図表 3- (1) -⑩	「業務処理要領」（平成 29 年 4 月 1 日要領第 197 号）（抜粋） -----	96
図表 3- (1) -⑪	「国民年金法第 89 条第 2 号に規定する法定免除の該当者等に関する事務 の取扱いについて」（平成 25 年 10 月 22 日付け年管管第 1022 第 6 号厚生労 働省年金局事業管理課長通知）（抜粋） -----	97

(2) 追納制度の利用の促進

図表 3- (2) -①	追納に関する法令の規定-----	103
図表 3- (2) -②	「国民年金保険料の追納勧奨について」（平成 17 年 7 月 29 日付け庁保険 発第 0729002 号社会保険庁運営部年金保険課長通知）（抜粋） -----	105
図表 3- (2) -③	学生納付特例及び納付猶予の利用者数-----	106
図表 3- (2) -④	調査した年金事務所における追納勧奨状の送付状況-----	106
図表 3- (2) -⑤	追納勧奨状の送付計画が形骸化していると考えられる例-----	107
図表 3- (2) -⑥	追納勧奨の実施に関する消極的な意見-----	109
図表 3- (2) -⑦	年度計画等における追納に関する記載-----	110
図表 3- (2) -⑧	追納に関するデータ -----	111
図表 3- (2) -⑨	追納制度の利用状況の試算-----	112
図表 3- (2) -⑩	「国民年金被保険者実態調査」（平成 27 年 12 月厚生労働省）の結果 （抜粋） -----	114
図表 3- (2) -⑪	追納制度利用者の属性分析の結果-----	114

4 国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の確保

(1) 事務処理誤り等発生後の迅速かつ的確な処理の徹底

図表 4- (1) -①	中期計画及び年度計画における事務処理誤りの防止に関する記載-----	120
図表 4- (1) -②	「事務処理誤り等に関する緊急再発防止策（指示・依頼）」（平成 26 年 9 月 12 日日本年金機構）（抜粋） -----	122
図表 4- (1) -③	「事件・事故・事務処理誤り対応要領」（平成 22 年 1 月 1 日制定・29 年 6 月 1 日改正 日本年金機構）（抜粋） -----	126
図表 4- (1) -④	「業務処理要領」（平成 29 年 4 月 1 日要領第 197 号）（抜粋） -----	128
図表 4- (1) -⑤	事務処理誤り等の発生防止対策の具体例-----	129
図表 4- (1) -⑥	事務処理誤りの発生件数（全国） -----	131
図表 4- (1) -⑦	国民年金の適用及び保険料収納に関する事務処理誤り等の発生件数-----	131
図表 4- (1) -⑧	事務処理誤り等の事案の発生状況-----	132
図表 4- (1) -⑨	処理完了事案の処理期間の状況-----	133

図表 4- (1) - ⑩	機構本部の担当部署における個別協議の処理件数及び処理体制	134
図表 4- (1) - ⑪	年金事務所等から機構本部に個別協議された事務処理誤り等の事案の内容等	135
図表 4- (1) - ⑫	解決方法が限定されていると考えられる事案の例	139
図表 4- (1) - ⑬	機構本部への個別協議が長期化することによる影響が生じている例	141

(2) 所在不明となった年金受給権者に対する的確な措置の実施

図表 4- (2) - ①	受給権者の生存確認に関する法令の規定	147
図表 4- (2) - ②	「現況届により生存確認を行っている年金受給権者への対応について」 (平成 29 年 1 月 19 日付け年管管発 0119 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知) (抜粋)	150
図表 4- (2) - ③	受給権者の死亡及び所在確認に関する法令の規定	151
図表 4- (2) - ④	年金支給の一時差止めに関する法令の規定	152
図表 4- (2) - ⑤	1 か月以上所在不明となっている 70 歳以上の者の推計	153
図表 4- (2) - ⑥	所在不明届の提出義務が生じてから所在不明届が提出されるまでに要した期間の状況	153
図表 4- (2) - ⑦	機構による所在不明届の提出に係る周知	154
図表 4- (2) - ⑧	調査した年金事務所において所在不明者の把握に努めている例	155
図表 4- (2) - ⑨	機構が実施した全国の受給権者の生存確認等調査の概要	156
図表 4- (2) - ⑩	当該受給権者に係る所在不明届の提出義務が発生してから所在不明届が提出されるまでに長期間が経過していたため、この間に多額の年金が支給されていた例	157

(3) 国民の視点に立った年金業務の実施

ア 失業特例免除申請書の添付書類の見直し

図表 4- (3) - ア - ①	失業特例免除に関する法令の規定	161
図表 4- (3) - ア - ②	「「国民年金保険料の免除等に係る適切な事務処理の徹底について」の一部改正について」(平成 26 年 9 月 19 日付け年管管発 0919 第 4 号厚生労働省年金局事業管理課長通知) (抜粋)	163
図表 4- (3) - ア - ③	免除等通知で定められている失業特例免除申請書の添付書類	164
図表 4- (3) - ア - ④	離職票等の様式	165
図表 4- (3) - ア - ⑤	失業特例免除申請書の添付書類の状況	167
図表 4- (3) - ア - ⑥	失業特例免除を申請した者が当該申請に係る免除年度の前免除年度についても、同一の離職の事実に基づく失業特例免除を申請していた例	167
図表 4- (3) - ア - ⑦	調査した事務センターにおける失業特例免除の申請の取扱い	168

イ 口座振替による前納の見直し

図表 4- (3) - イ - ①	保険料の前納に関する法令の規定	172
図表 4- (3) - イ - ②	被保険者の誕生月の違いによる口座振替による 2 年前納の利用開始可能時期の違い	173
図表 4- (3) - イ - ③	保険料を前納する場合の前納できる月、納付方法、納付時期及び	

	前納保険料額（平成 30 年度）	-----	174
ウ	前納保険料の口座振替の中止に係る事務の改善		
	図表 4- (3) -ウ-①	口座振替を中止する事務等に係るスケジュール	-----180
	図表 4- (3) -ウ-②	機構による口座振替の辞退等に係る周知	-----181
	図表 4- (3) -ウ-③	調査した年金事務所における口座振替辞退申出書の提出を促す取組 の例	-----182
	図表 4- (3) -ウ-④	平成 29 年 4 月における緊急停止の依頼状況	-----183
	図表 4- (3) -ウ-⑤	調査した年金事務所において口座振替辞退申出書の提出を待たず に緊急停止依頼を行っている例	-----184
	図表 4- (3) -ウ-⑥	口座振替の緊急停止に関する職員提案	-----185
	図表 4- (3) -ウ-⑦	基本的に口座振替の緊急停止は行わないとしている年金事務所の例	----186
エ	納付順を誤った追納の処理の弾力化		
	図表 4- (3) -エ-①	保険料の追納の納付順に関する法令の規定	-----190
	図表 4- (3) -エ-②	保険料の後納及びその納付順に関する法令の規定	-----191
	図表 4- (3) -エ-③	「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を 改正する法律の施行に伴う後納保険料の納付に関する事務の取扱いに ついて」（平成 27 年 9 月 17 日付け年管管発 0917 第 2 号厚生労働省 年金局事業管理課長通知）（抜粋）	-----192
	図表 4- (3) -エ-④	機構による追納順誤りの発生を防止するための取組の例	-----194
	図表 4- (3) -エ-⑤	合理的な処理とは考えられない追納順誤り事案の処理を行っている例	--196

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、日本年金機構における「日本年金機構中期計画」（平成26年3月31日）等に基づく業務運営を評価するとともに、保険料納付率の向上、無年金者及び低年金者の発生抑止並びに同機構への信頼性の向上を図る観点から、国民年金の適用、国民年金保険料の収納その他の業務運営の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

- (1) 調査対象機関 厚生労働省
- (2) 関連調査等対象機関 日本年金機構（本部、事務センター（12）、年金事務所（45））、市及び特別区（34）、事業者（未納者への納付督促業務を受託している民間事業者（3））

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 4事務所（東京、神奈川、新潟、石川）

4 実施時期

平成29年10月～30年12月

第2 行政評価・監視結果

1 国民年金制度及び国民年金業務の運営の概要等

実 態	説明図表番号
<p>ア 公的年金制度としての国民年金と国民年金業務の運営主体</p> <p>国民年金制度は、全ての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする、政府が管掌する公的年金制度である。国民年金の保険者は政府（厚生労働省）であり、国民年金事業の財政責任と管理責任を負っているが、国民年金の適用、年金保険料の徴収、年金給付の裁定や給付等の事務の権限は、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）及び日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）の規定に基づき、厚生労働大臣から日本年金機構（以下「機構」という。）に委任又は委託されている。</p> <p>機構は、政府管掌年金制度に対する国民の信頼回復及び政府管掌年金制度の目的である国民生活の安定を確保するため、また、業務運営の効率化と国民サービスの向上を図るため、厚生労働省の外局として年金制度の実施を担ってきた社会保険庁を廃止し、公的年金の運営に関する業務（年金の適用、保険料の徴収、記録管理、相談、年金の裁定・給付等）を担うものとして、平成22年1月に設立された特殊法人である。</p> <p>機構の主たる事務所（機構本部）は東京都に置かれており、その内部組織としては、事業推進に関する全体管理等を担う事業推進統括部、国民年金事業の企画等を担う国民年金部、全国を15の地域に分け、当該地域内の年金事務所の行う業務の管理や指導等を行う地域部等の部等が置かれているほか、各種届書等の審査、入力、通知書等の作成、発送等を行う事務センターが置かれている（注）。また、従たる事務所として、全国312か所に年金事務所が置かれ、その管轄区域において、被保険者資格取得の届出の受理及び処理、保険料の収納等の事務を分掌している。</p> <p>（注）事務センターは、組織上は機構本部に属するが、実際には、全国18か所（平成30年4月1日現在）に置かれ、その管轄区域内の事務処理を行っている。</p> <p>また、機構の職員は非公務員とされ、民間企業的な人事・給与制度が導入される一方、職員に対して守秘義務が課される等、刑法の適用は公務員と同等に取り扱われることとされている。機構の職員は、正規職員、准職員、アソシエイト職員、特定業務契約職員、特定業務職員、アシスタント契約職員及びアシスタント職員の各職種に分類され、その定員は合計で2万2,059人（平成29年10月1日現在）となっている。</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p>
<p>イ 国民年金の被保険者</p>	

<p>国民年金制度においては、日本国内に住所を有する者は、本人の意志にかかわらず、一定の条件に該当するに至った日に被保険者資格を取得・喪失する（法第 7 条第 1 項、第 8 条及び第 9 条。いわゆる「強制加入」）。このほか、日本国内に住所を有さない等の事由で第 1 号被保険者から除外されている者や、一定年齢時に老齢基礎年金の受給資格要件を満たしていない者等は、本人の希望により、第 1 号被保険者として国民年金に加入することができる（法附則第 5 条第 1 項等。いわゆる「任意加入」）。</p>	<p>図表1-③ 図表1-④</p>
<p>ウ 国民年金の保険料</p>	
<p>国民年金制度は、保険料及びその運用益による積立金を有しつつも、一定期間の年金給付に必要な費用を、その期間の被保険者等が納める保険料等で賄う「賦課方式」を基本とした財政方式を採用しており、年金給付に必要な財源は、国庫負担（基礎年金に要する費用の 2 分の 1）と被保険者が納める保険料（平成 30 年度月額 1 万 6,340 円）等により賄われている（法第 85 条第 1 項及び第 87 条第 1 項）。</p>	<p>図表1-⑤</p>
<p>第 1 号被保険者は保険料を納付する義務を負い、世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を、また、配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う（法第 88 条）。毎月の保険料は、納付義務が免除されたとき又は保険料を前納した場合を除き、翌月末までに納付しなければならない（法第 91 条）。厚生労働大臣は、保険料を滞納する者（以下「未納者」という。）があるときは、期限を指定してこれを督促することができ、督促後、指定した期限までに保険料が納付されない場合には、国税滞納処分の例によってこれを処分することができる（法第 96 条第 1 項及び第 4 項）。</p>	
<p>一方、所得が低い等の理由で保険料を納めることが困難な場合等には、被保険者本人の申請等により、被保険者の属性や所得状況等によって、保険料の全額又は一部の納付が免除若しくは猶予される（法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 90 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに第 90 条の 3 第 1 項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号。以下「16 年改正法」という。）附則第 19 条第 2 項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号。以下「事業運営改善法」という。）附則第 14 条第 1 項）。</p>	<p>図表1-⑥ 図表1-⑦</p>
<p>エ 国民年金業務の運営の基本的な枠組み</p>	
<p>厚生労働大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といい、特段の注記がない限り、その期間が平成 26 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までのものを指す。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととされている（機構法第 33 条第 1 項）。機構は、この厚生労働大臣</p>	<p>図表1-⑧</p>

の指示を受け、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といい、特段の注記がない限り、その期間が平成 26 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までのものを指す。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（機構法第 34 条第 1 項）、また、毎事業年度、中期計画に基づき、当該事業年度における業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている（機構法第 35 条）。

中期目標では、国民年金業務の運営について、①国民年金の適用を促進すること、②国民年金保険料の収納対策について、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、現年度納付率（注）について前年実績を上回るよう努めること、③保険料納付のメリットについて理解を深めることなどによって自ら進んで納付する者を増やすとともに、負担能力のない者に対しては確実に免除・猶予を適用すること等を規定している。

（注）「現年度納付率」とは、現年度の納付月数（当該年度中（翌年度 4 月末まで）に実際に納付された月数）を、現年度の納付対象月数（当該年度の保険料として納付すべき月数であり、法定免除（法第 89 条第 1 項）、申請全額免除（法第 90 条第 1 項）、学生納付特例（法第 90 条の 3 第 1 項）及び納付猶予（16 年改正法附則第 19 条第 2 項、事業運営改善法附則第 14 条第 1 項）に係る月数を含まない。）で除した率である。

また、国民年金保険料の収納対策について、中期計画及び毎事業年度の年度計画では、効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進めること等を規定している。これらに基づき、機構は、毎事業年度、「国民年金保険料収納対策にかかる行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、機構全体の保険料収納対策に係る数値目標を掲げるとともに、中期目標の達成に向けた各種の取組について規定している。

さらに、保険料の収納に関する業務のうち、納付書や特別催告状等の送付、一定の所得がありながら長期間滞納している者からの強制徴収の実施等を除いた、未納者への文書送付、電話、戸別訪問等による納付督促業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく官民競争入札・民間競争入札（いわゆる市場化テスト）を活用し、民間事業者に委託している（以下、この未納者への納付督促業務を行っている民間事業者を「受託事業者」という。）。

オ 国民年金業務の運営の現状と課題

公的年金制度の基礎部分である国民年金制度については、引き続き、的確な業務運営が求められるが、現状において、次のような課題があると考えられる。

図表1-⑨

図表1-⑩

図表1-⑪

図表1-⑫

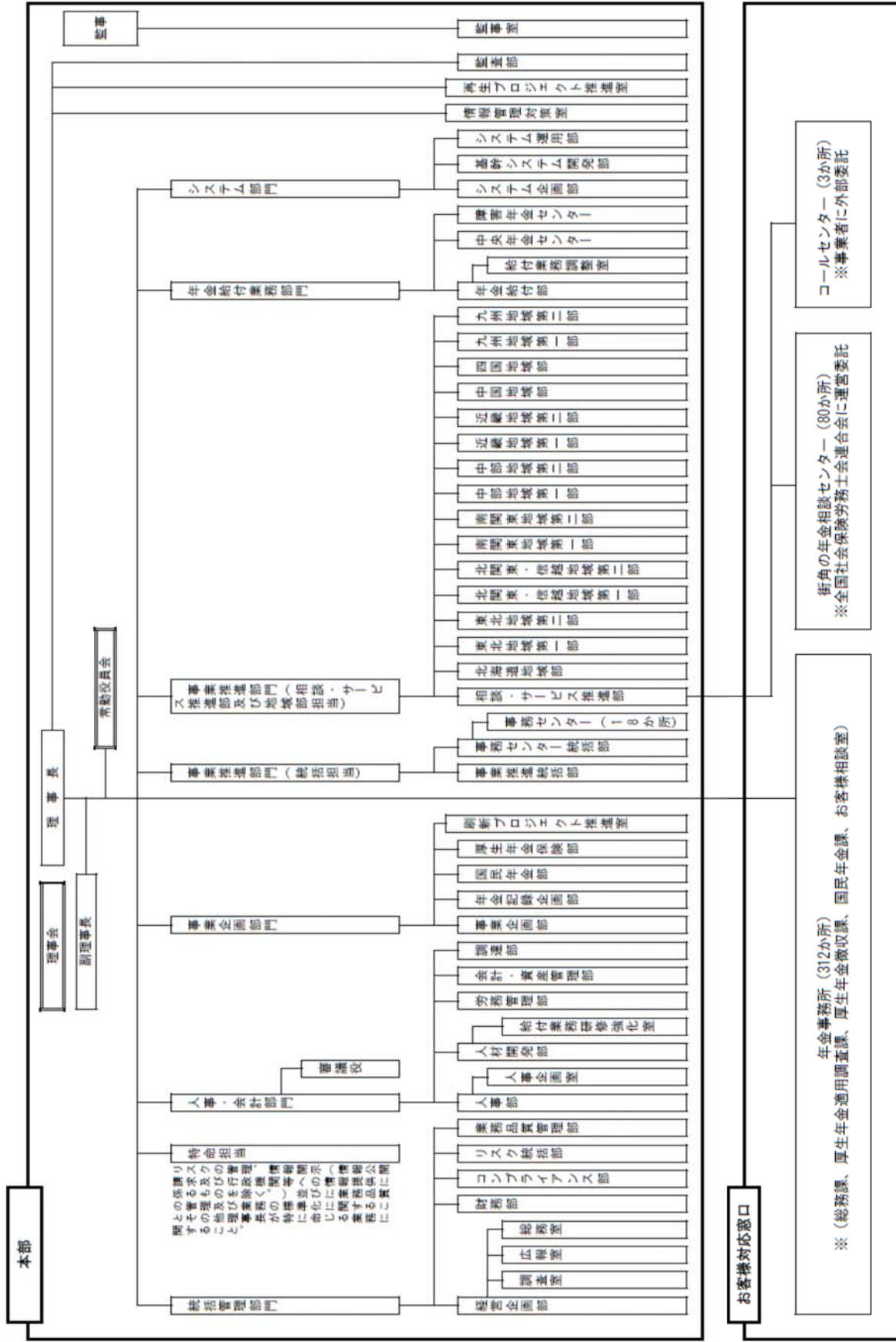
図表1-⑬

<p>① 国民年金保険料の現年度納付率は、保険料の負担能力が低い者の増加、年金制度の将来や年金業務の運営への信頼性の低下等もあって、平成4年度の85.7%をピークに下降し、23年度には58.6%にまで低下したが、近年、再び上昇傾向にあり、29年度は66.3%まで回復しており、引き続き、その更なる向上が求められている（項目2参照）。</p> <p>② 一方、保険料の納付が全額免除又は猶予されている者の数は、保険料の負担能力が低い者の増加、免除・猶予制度の拡大等もあって、おおむね増加傾向にあり、昭和61年度には226万人（第1号被保険者数（任意加入者数を除く。）の11.9%）であったが、平成29年度には574万人（同38.7%）まで増加している。引き続き、保険料の負担能力が低い者が保険料を納付せず、無年金者となることを防ぐ必要がある一方、免除・猶予の適用を受けた期間がある場合、将来受け取ることができる年金額が減少することから、将来の低年金者の発生を抑制する取組の促進も重要であると考えられる（項目3参照）。</p>	<p>図表1-⑭</p>
<p>③ 「国民年金被保険者実態調査」（平成27年12月厚生労働省）の結果によると、未納者が保険料を納付しない理由について、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の割合が71.9%と最も多く、また、保険料を納めていないことについての意識について、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答した者の割合が71.0%となっていることから、経済的事情が未納者の発生に大きく影響していることが推察される。しかし、保険料を納付しない理由に関しては、世帯の総所得金額が1,000万円以上であり経済的事情が比較的良い未納者の約半数（48.8%）が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答している等、必ずしも経済的事情だけが未納の原因であるとは考えられない状況もうかがえる。加えて、保険料を納めていないことについての意識に関しても、「国民年金はあてにしていないので納める考えはない」や「年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納める考えはない」と回答している者（世帯の総所得金額1,000万円以上の未納者）の割合が合わせて14.3%となっており、未納者の発生には、被保険者の経済的事情だけでなく、年金制度や年金業務の運営への信頼度も影響を及ぼしていると考えられる。</p>	<p>図表1-⑮</p>
<p>一方、機構における年金業務の運営については、平成27年5月に、外部からの標的型メールにより年金個人情報外部に流出した事件が発生したほか、本行政評価・監視の実施期間中にも、振替加算の支給漏れが多数発生していた問題や、扶養親族等申告書等のデータ入力作業等の委託に起因して源泉徴収税額を正しく反映できず、正しい年金額が支払われなかった問題といった、年金業務の運営に対する信頼性を損ねると考えられる事案が発生している。これらの事案については、発生後、原因究明及び再発防止策の検討が進められ、改善措置が講じられているが、厚生労働省及び機構においては、今後同様の問題が発</p>	<p>図表1-⑯</p>

生し、年金業務の運営に対する国民の信頼性を損ねることがないように、改善措置の実施状況を確実にフォローアップしていく等の取組が求められる。	
--	--

これらを踏まえると、年金業務の運営に対する国民の信頼性を向上させていくことも重要な課題であると考えられる（項目 4 参照）。

図表 1-① 機構の組織（平成30年4月1日現在）



（注）機構の資料による。

図表 1-② 機構の職員（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

職種	業務内容	1 回の 契約期間	契約更新 可能回数	通算契約 期間限度	定員		現在員			欠員		
					本部	年金 事務所	内訳	本部	年金 事務所			
正規職員	適用、保険料徴収、記録管理、年金相談、裁定及び給付、年金業務システムの開発・運用 等	(無期)	—	—	11,291	3,913	7,378	11,211	10,928	4,015	6,913	80
准職員	正規職員に準ずる業務	3 年以内	4 回	7 年					283	27	256	
アシエ イト職員	正規職員に準ずる業務 (一部制限あり)	3 年以内	4 回	7 年	122	122	0	70	—	70	0	52
特定業務 契約職員	年金制度の説明、届出勸奨、年金相談・照会等の処理 等 (滞納処分や保険料の徴収は不可、雇用契約の際に業務を特定)	3 年以内	4 回	5 年	10,243	3,358	6,885	9,619	7,096	2,294	4,802	624
特定業務 職員		(無期)	—	—					2,523	632	1,891	
アシスタ ント契約 職員	各種届出受付、定型的な補助業務 等	3 年以内	2 回	5 年	403	95	308	326	258	46	212	77
アシスタ ント職員		(無期)	—	—					68	10	58	
計					22,059	7,488	14,571	21,226	—	7,094	14,132	833

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 役員 10 人を含む。

図表 1-③ 被保険者資格に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（被保険者の資格）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）
- 二 厚生年金保険の被保険者（以下「第二号被保険者」という。）
- 三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2・3 （略）

（資格取得の時期）

第 8 条 前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至つた日に、その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

- 一 二十歳に達したとき。
- 二 日本国内に住所を有するに至つたとき。
- 三 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなつたとき。
- 四 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。
- 五 被扶養配偶者となつたとき。

（資格喪失の時期）

第 9 条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号に該当するに至つた日に更に第七条第一項第二号若しくは第三号に該当するに至つたとき又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 日本国内に住所を有しなくなつたとき（第七条第一項第二号又は第三号に該当するときに除く。）。
- 三 六十歳に達したとき（第七条第一項第二号に該当するときに除く。）。
- 四 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたとき（第七条第一項第二号又は第三号に該当するときに除く。）。
- 五 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき（第七条第一項各号のいずれかに該当するときに除く。）。

六 被扶養配偶者でなくなつたとき（第七条第一項第一号又は第二号に該当するときを除く。）。

附 則

（任意加入被保険者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者（第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。）は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの

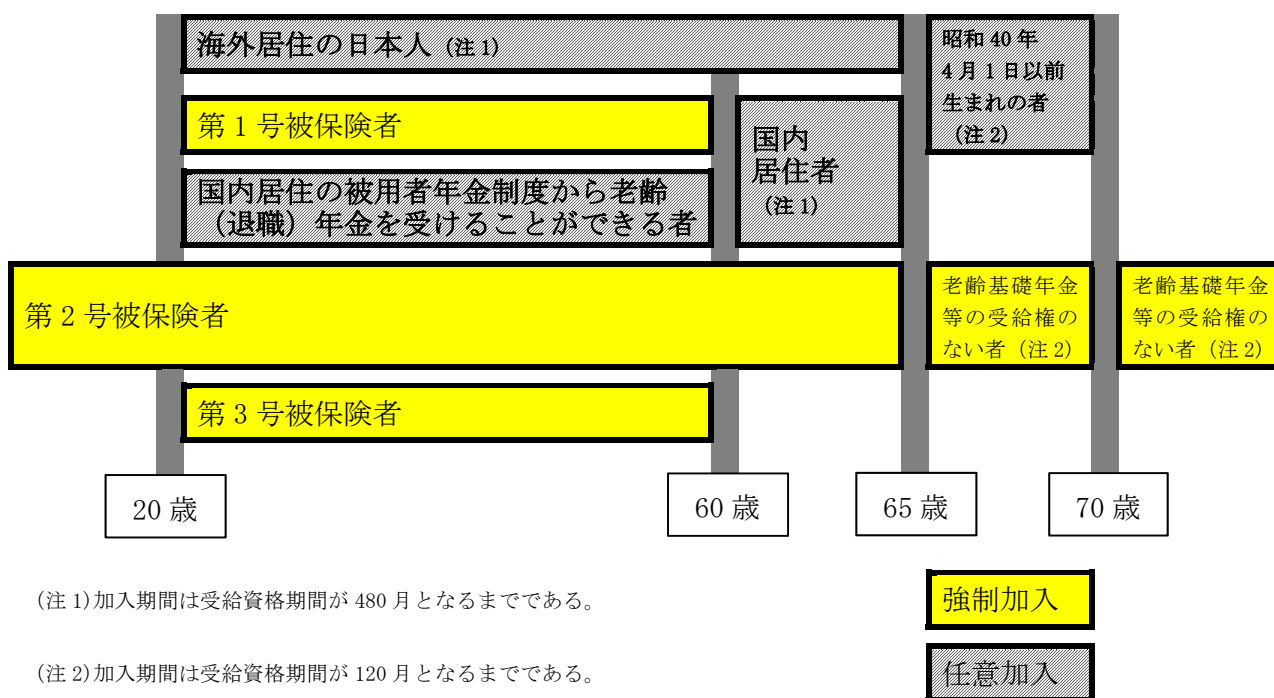
二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの

2～14 （略）

図表 1-④ 強制加入の被保険者

種別	該当する者
第 1 号被保険者 (法第 7 条第 1 項 第 1 号)	日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であつて、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者のいずれにも該当しないもの (厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができる者を除く。)
第 2 号被保険者 (法第 7 条第 1 項 第 2 号)	厚生年金保険の被保険者
第 3 号被保険者 (法第 7 条第 1 項 第 3 号)	第 2 号被保険者の配偶者であつて主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持するもの (第 2 号被保険者である者を除く。) のうち 20 歳以上 60 歳未満のもの



(注 1) 加入期間は受給資格期間が 480 月となるまでである。

(注 2) 加入期間は受給資格期間が 120 月となるまでである。

(参考) 平成 29 年度末における公的年金の加入状況

未加入者	公的年金加入者 6,731 万人		
	第 1 号被保険者 1,505 万人	第 2 号被保険者 4,356 万人	第 3 号被保険者 870 万人

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-⑤ 保険料に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（国庫負担）

第 85 条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

- 一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各政府及び実施機関に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二・三 （略）

2 （略）

（保険料）

第 87 条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3～6 （略）

（保険料の納付義務）

第 88 条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

（保険料の納期限）

第 91 条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

（督促及び滞納処分）

第 96 条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5・6 （略）

図表 1-⑥ 保険料の免除・納付猶予に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

第 89 条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。 **【当省注：法定免除】**

- 一 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

2 （略）

第 90 条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：全**

額免除】

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める

事由があるとき。

2～4 (略)

第90条の2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分之三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料四分之三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：3/4免除】**

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：**

半額免除】

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料四分の一免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：**

1/4免除】

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

4～6 (略)

第 90 条の 3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。 **【当省注：学生納付特例】**

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2・3 (略)

○ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）（抜粋）

附 則

（国民年金の保険料の免除の特例）

第 19 条 (略)

2 平成十八年七月から平成三十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：納付猶予（30 歳未満）】**

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3～6 (略)

○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）（抜粋）

附 則

（国民年金の保険料の免除の特例）

第 14 条 平成二十八年七月から平成三十七年六月までの期間において、五十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間（三十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。以下この項において同じ。）がある第一号被保険者又は第一号被保険者であった者であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下この項において「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 **【当省注：納付猶予（30 歳以上 50 歳未満）】**

一 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2～9 (略)

図表 1-⑦ 保険料の免除等の区分及びその概要

区分	免除等される額	年金額への反映	承認されるための要件
法定免除	全額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金等の受給権者であること。 ・ 生活保護法による生活扶助を受けている者であること。 ・ ハンセン病療養所等の施設入所者であること。
全額免除	全額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年所得（本人・世帯主・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $(扶養親族等の数+1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
一部免除	3/4	5/8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年所得（本人・世帯主・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $78 \text{ 万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
	半額	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年所得（本人・世帯主・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $118 \text{ 万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
	1/4	7/8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年所得（本人・世帯主・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $158 \text{ 万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
学生納付特例	全額	反映なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の学生であって、前年所得（本人のみ）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $118 \text{ 万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円} + \text{社会保険料控除額等}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。
納付猶予	全額	反映なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳以上50歳未満の者であって、前年所得（本人・配偶者）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。 $(扶養親族等の数+1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$ ・ 災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であること。

(注) 法等に基づき、当省が作成した。

図表 1-⑧ 中期目標等に関する法令の規定

○ 日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）（抜粋）

（中期目標）

第 33 条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）
- 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

（中期計画）

第 34 条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置
- 四 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

（年度計画）

第 35 条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

図表 1-⑨ 日本年金機構中期目標（平成 26 年 2 月 28 日（28 年 2 月 29 日変更））（抜粋）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第33条第1項の規定に基づき、日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

前文

日本年金機構は、かつての社会保険庁が起こした様々な問題により、公的年金の業務運営に対する国民の不信を招き、その結果、新たな年金業務の担い手として設立された法人である。したがって、日本年金機構になって生まれ変わった、サービスが良くなったと国民から評価される組織とならなければならない。

日本年金機構は、これまで、年金の業務運営に対する国民の信頼回復という重責を果たすため、年金記録問題への対応に全力を注いできたが、第2期中期目標においては、年金記録問題の解決に向けて引き続き必要な対応を行っていくとともに、日本年金機構の基幹業務である、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行い、国民にとって真に喜ばれる、質の高い業務運営に取り組むことを求める。

具体的には、従来からの懸案事項である国民年金保険料の収納対策や厚生年金保険・健康保険の適用となる可能性のある事業所（適用調査対象事業所）の的確な把握及び適用促進に力を注ぐとともに、年金記録の正確な管理の徹底や事務処理誤りの要因分析等を行い、間違いのない正確な年金の給付に努めることとされたい。

（以下略）

第1 中期目標の期間

- 日本年金機構の中期目標期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年とする。

第2 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 政府管掌年金事業の円滑な実施

（1）国民年金の適用促進及び保険料収納対策

- 国民年金の適用を促進すること。
- 国民年金保険料については、現在の納付率はなお低水準にとどまっており、速やかな引き上げが求められる。このため、収納対策について、以下の目標達成を図ること。
 - ・ 最終納付率について、現年度からの伸びを従来以上に確保する。
 - ・ 現年度納付率については、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、前年実績を上回るよう努める。
- このため、保険料納付のメリットについて理解を深めることなどによって自ら進んで納付する者を増やすとともに、負担能力の無い者に対しては確実に免除・猶予を適用することとした上で、さらなる強制徴収の強化に取り組むこと。
- なお、適用促進及び収納対策の推進に当たっては、法定受託事務を担当する市区町村をはじめ、関係機関や事業主との協力・連携に十分留意すること。

図表 1-⑩ 中期計画及び年度計画

① 日本年金機構中期計画（平成 26 年 3 月 31 日（28 年 3 月 31 日・29 年 3 月 31 日変更））（抜粋）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第34条第1項の規定に基づき、日本年金機構が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 国民年金の適用・収納対策

(1) 国民年金の適用促進対策

以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、届出がない場合の資格取得手続き等を確実に促進する。
- ② 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークと連携した届出勧奨、関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。また、健康保険組合及び共済組合からの情報を得て、適正な届出を促進する。
- ③ 国民健康保険の保険者である市区町村との連携により、適正な届出を促進する。

(2) 国民年金保険料収納対策

以下の取組により、現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指す。また、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。

- ① 効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組に当たっては、毎事業年度、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。
- ② 保険料の納付督促業務及び免除等勧奨業務について、達成目標を明確にして外部委託を行い、適切な進捗管理を実施する。
- ③ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。また、強制徴収の実施体制等を踏まえながら督促の範囲の拡大を図る。
- ④ 口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の利用促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。
- ⑤ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。
- ⑥ 所得情報の取得や年金制度の周知に係る協力等、市区町村やハローワークや各種団体と連携・協力して取組を進める。

(注) 下線は当省が付した。

② 日本年金機構 平成 29 年度計画（平成 29 年 3 月 31 日）（抜粋）

平成 29 年度の業務運営について、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）第 35 条の規定に基づき、日本年金機構の年度計画を次のとおり定める。

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 国民年金の適用・収納対策

(1) 国民年金の適用促進対策

① 確実な適用の実施

住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳、34 歳及び 44 歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続等を確実に実施する。

また、被保険者種別変更の届出がない場合の資格取得等の手続の迅速化を図る。

② 関係機関との連携・協力

転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークとの連携に努め、適正な届出を促進する。

③ (略)

(2) 国民年金保険料収納対策

(行動計画の策定等)

① 行動計画の策定

未納者の年金受給権を確保するため、納付月数の確保を図りつつ、国民年金の納付率の向上に向けた機構全体及び年金事務所ごとに平成 29 年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。

なお、行動計画の策定に当たっては、最終納付率 70%を達成することを目指し、機構全体として、

ア 平成 29 年度分保険料の現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、少なくとも前年度実績から 1.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

イ 平成 28 年度分保険料の平成 29 年度末における納付率については、平成 28 年度末から少なくとも 4.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

ウ 平成 27 年度分保険料の最終納付率については、平成 27 年度の現年度納付率から少なくとも 7.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

エ 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること。

オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。

② 目標の設定及びその達成に向けた進捗管理の徹底

目標達成に向け、厚生労働省と連携を密にするとともに、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど更なる収納対策の強化を図るため、取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。

具体的な P D C A サイクルについては、計画に基づき、以下のとおり行う。

ア 本部において、年度目標を設定し、その目標を確実に達成するために年金事務所でも目標を設定するとともに、行動計画を策定する。

イ 年金事務所は、行動計画に基づき実行するとともに進捗状況を週次で管理する。

ウ 統計及び効果測定により、納付状況や督促効果等について、早期に詳細な情報を把握し、これを活用し本部は、年金事務所の進捗状況、課題等を把握・分析の上、対応策の早期立案に努め、実行する。

(具体的な取組)

① 未納者属性に応じた収納対策

年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じた収納対策を推進し、納付月数を確保するための徹底した納付督促を行うこととし、基本的に、機構は、納付書及び特別催告状等の送付、一定の所得がありながら長期間滞納している方には強制徴収を確実に実施し、市場化テスト受託事業者は、強制徴収対象者以外の方に対する納付督促を実施する。

なお、所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象となり得る方であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている方について、免除等制度や追納制度について丁寧に説明した上で、免除等申請勧奨を行う。

② 市場化テスト受託事業者との連携・強化

市場化テスト受託事業者と本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督促業務について達成目標の実現に向けた取組を実施する。

また、市場化テスト受託事業者の取組が不十分な場合には、督促件数増や接触件数及び約束件数増のため夜間及び土・日・祝日の督促強化などの必要な要請・指導を行うとともに、現状の分析を十分に行い、市場化テスト受託事業の実績向上に効果的な督促方法や進捗管理等の検討を行う。

③ 収納対策重点支援年金事務所の指定

納付率及び強制徴収の実施状況を踏まえ、保険料収納対策の強化が必要な年金事務所等を指定し、本部の指導・支援の下、納付率の向上に取り組む。

④ 強制徴収の着実な実施

一定の所得があり保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象とならない方が、保険料を長期間滞納している場合には、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況などを踏まえつつ、最終催告状を確実に送付し、それでも自主的に納付しない方について、滞納処分を実施する。

特に、平成 29 年度においては、控除後所得 300 万円以上かつ未納月数 13 月以上の滞納者（控除後所得 350 万円以上である場合は、未納月数 7 月以上）に督促を実施する。

また、悪質な滞納者にかかる保険料の徴収が困難な事案については、国税庁へ滞納処分等の権限を委任する仕組みを積極的に活用し、厚生年金保険と合わせて前年度以上の件数を委任する。

⑤ 納めやすい環境の整備

コンビニエンスストアやインターネットバンキングによる納付方法について周知に努めるとともに、平成 29 年 4 月から、口座振替のみの扱いであった 2 年前納について、現金及びクレジットカードによる納付を可能としたことや、現金による前納について申し込みの時点から翌年度末までの保険料納付が可能となったことから、これらの新たな納付方法等について広報の充実を図り、利用促進を図る。

また、保険料の納め忘れを防止するため、従来からの口座振替制度及びクレジットカード納付についても周知に努める。

⑥ 市区町村、各種団体との連携・協力

所得情報の取得や年金制度の周知等について、市区町村やハローワーク等各種団体と連携・協力して取組を進める。

⑦ 後納制度及び任意加入制度の利用促進

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号。以下「事業運営改善法」という。）」に基づく後納制度等について、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号。以下「年金機能強化法」という。）」に基づく受給資格期間の短縮の周知と合わせて市区町村や各種団体と連携・協力して広報を実施するとともに、制度の利用促進を図る対策を講じる。

⑧ （略）

図表 1-⑪ 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画の策定指示（平成 29 年 4 月）
（抜粋）

指 示

平成 29 年 4 月 21 日

事推指 2017-101

国年指 2017-18

（目的・趣旨）

国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画及び適用対策にかかる重点目標の策定並びに報告を地域部、年金事務所及び事務センターに依頼するものです。

（指示の内容）

1 行動計画及び重点目標の策定

年金事務所は、別添 2 を参照の上、別添 3 に基づき平成 29 年度行動計画を策定してください。また、別添 8 に基づき平成 29 年度重点目標を策定してください。

（以下略）

（別添資料）

別添 1 報告期限及び報告先一覧（抜粋）

別添 2 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画（全体版）

別添 3 平成 29 年度国民年金保険料収納対策にかかる行動計画策定手順書

別添 4 平成 29 年度国民年金保険料収納対策にかかる行動計画策定手順書 報告編

別添 5 平成 29 年度行動計画 特別催告状実施スケジュール作成手順

別添 6 国民年金保険料収納対策の手引き～平成 29 年度版～

別添 7 平成 29 年度行動計画 収納対策効果算出手順書

別添 8 平成 29 年度国民年金適用対策にかかる重点目標

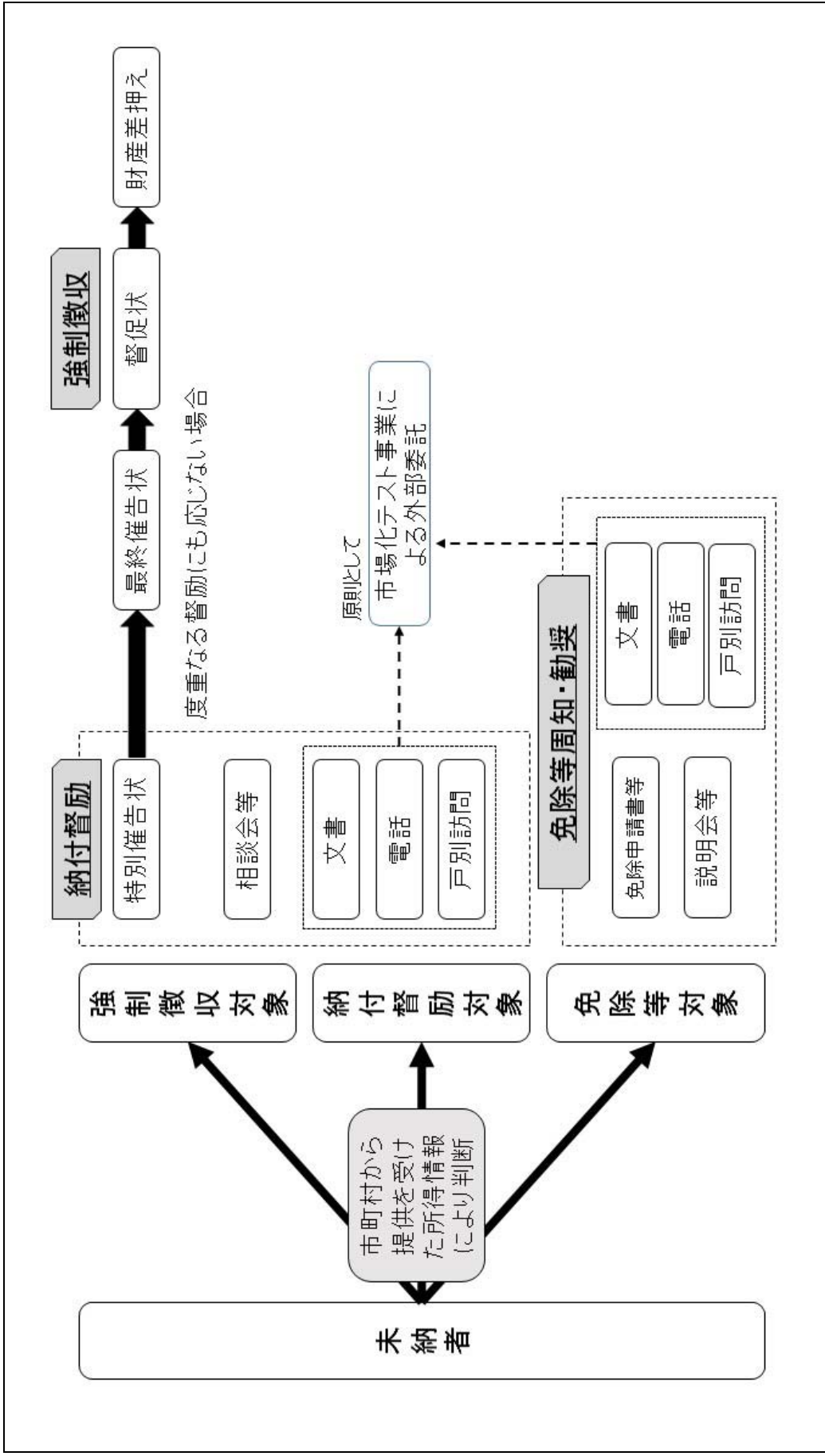
別添 9 平成 29 年度国民年金適用対策にかかる重点目標報告書

別添 10 平成 29 年度国民年金職権適用状況報告書

別添 11 平成 29 年度国民年金保険料収納対策にかかる行動計画最低目標納付率

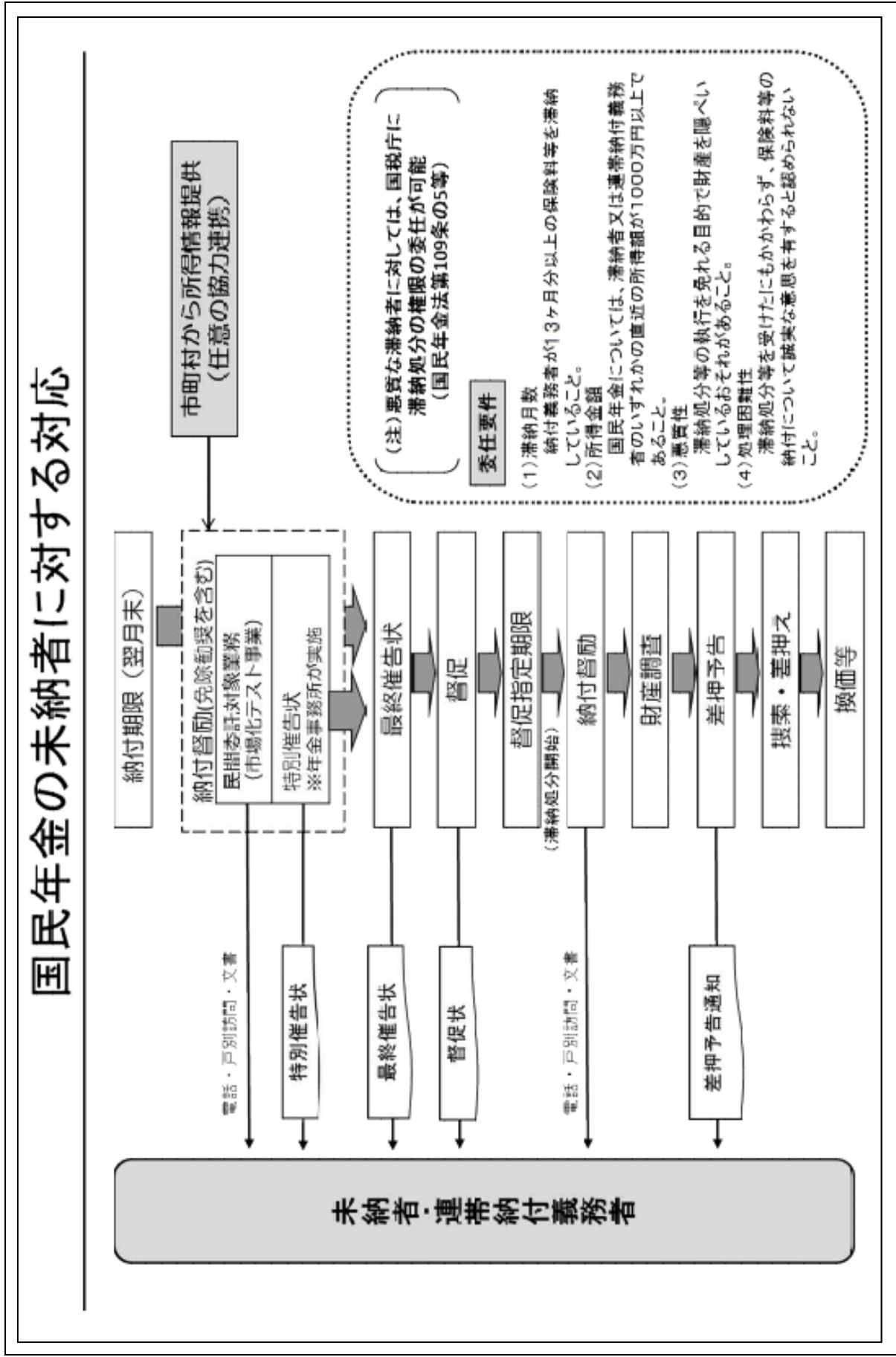
別添 12 平成 29 年度行動計画様式集

図表 1-⑫ 未納者への対応の全体像



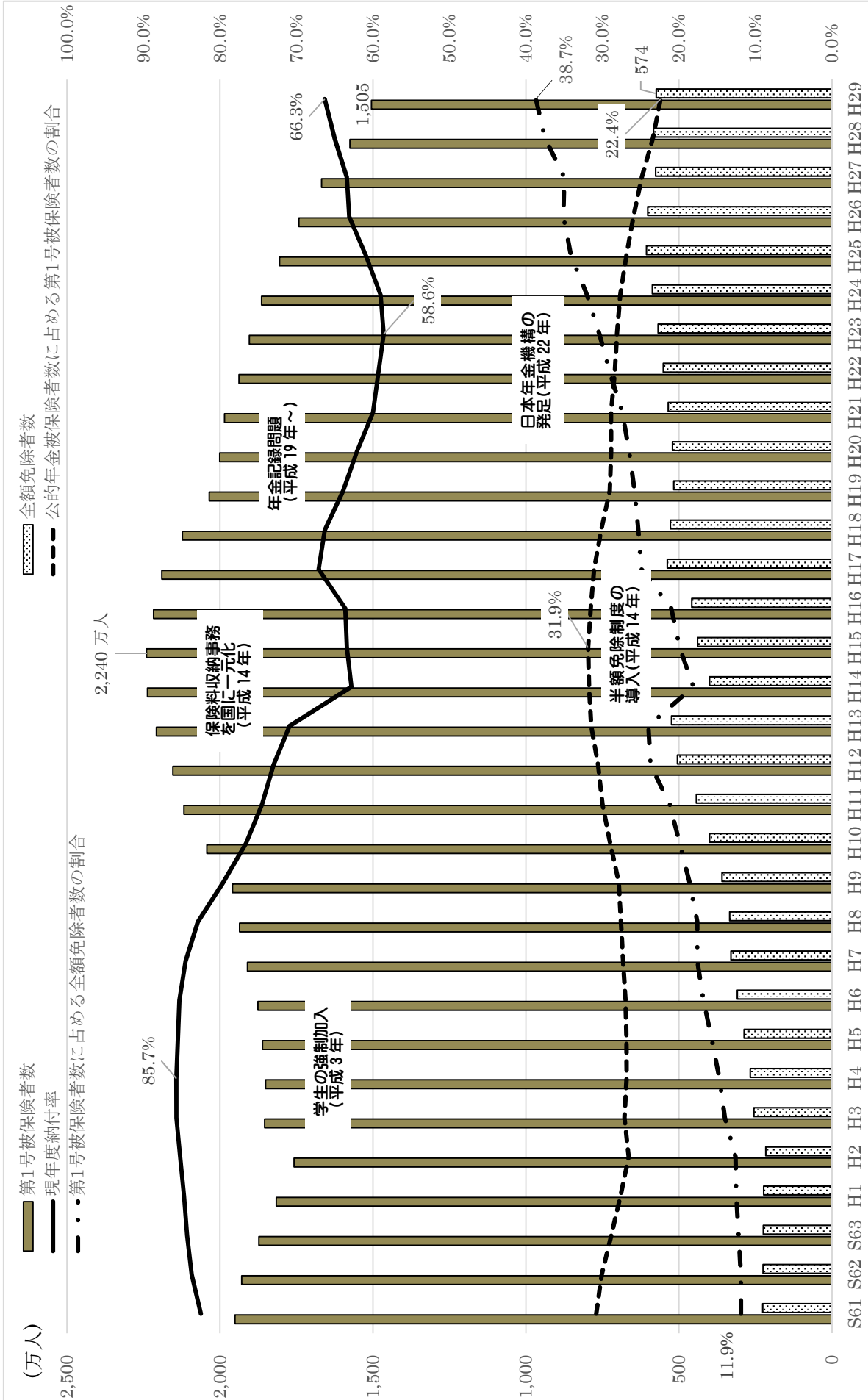
(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-⑬ 国民年金の未納者に対する対応



(注) 機構の資料による。

図表 1-14 第 1 号被保険者数等の推移



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-⑮ 「国民年金被保険者実態調査」(平成 27 年 12 月厚生労働省)の結果(抜粋)

① 保険料を納付しない理由

(未納者全体)

理由	割合
保険料が高く、経済的に支払うのが困難	71.9%
年金制度の将来が不安・信用できない	8.2%
納める保険料に比べ、十分な年金額が受け取れない	5.5%
うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	4.0%
厚生労働省・日本年金機構が信用できない	3.4%
これから保険料を納めても加入期間が短く、年金がもらえない	2.8%
すでに、年金を受ける要件を満たしている	1.1%
その他	3.1%

(世帯の総所得金額が 1,000 万円以上の未納者)

理由	割合
保険料が高く、経済的に支払うのが困難	48.8%
年金制度の将来が不安・信用できない	7.0%
納める保険料に比べ、十分な年金額が受け取れない	8.6%
うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	16.2%
厚生労働省・日本年金機構が信用できない	10.0%
これから保険料を納めても加入期間が短く、年金がもらえない	1.1%
すでに、年金を受ける要件を満たしている	1.0%
その他	7.3%

② 保険料を納めていないことについての意識

(未納者全体)

意識	割合
もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	71.0%
制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	7.0%
国民年金はあてにしていけないので納める考えはない	6.0%
年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納める考えはない	5.1%
その他	10.9%

(世帯の総所得金額が 1,000 万円以上の未納者)

意識	割合
もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	50.4%
制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	17.9%
国民年金はあてにしていけないので納める考えはない	5.4%
年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納める考えはない	8.9%
その他	17.5%

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「割合」は、平成 24 年度及び 25 年度の納付対象月の保険料を全期間納付していない者のうち、当該理由を主たる理由と回答した者の割合である。

図表 1-⑯ 本行政評価・監視の実施期間中に発生した、年金業務の運営に対する信頼性を損ねると考えられる事案の概要

① 振替加算の支給漏れ事案

(事案の概要)

- 加給年金の支給が終了したにもかかわらず、振替加算が支給されていない者が、夫婦いずれかが共済年金を受給している者を中心に発生したもの（本来受給できる振替加算が未支給の者が 10 万 1,324 人（総額約 600 億円）発生）

(注) 夫（妻）の厚生年金保険又は共済組合の加入期間が原則 20 年以上ある場合で、その者に生計を維持されている配偶者がいる場合、一定の年齢に達したとき、夫（妻）の老齢厚生年金又は退職共済年金に加給年金が加算されるが、加給年金は、配偶者が 65 歳に達すると支給終了となるため、その時点で、配偶者の老齢基礎年金に、配偶者の生年月日に応じた額を加算（振替加算）することとされている。

※ 従来から、振替加算が正しく支給されていない事案が散見されており、個別事案ごとに対応していたが、近年増加（平成 22 年度 2 件、28 年度 832 件）したため、総点検を実施した結果、判明したもの

(主な原因)

- 機構と共済組合との間の情報連携が不十分（共済組合のデータベースに加給年金終了情報が収録されていない等）
- 機構における事務処理誤りが発生（システム処理の誤り、処理漏れ等）
- 受給権者からの届出漏れが発生

(注) 妻が先に年金を受給し、夫が後から加給年金を受給した場合、当該加給年金終了時に妻が振替加算対象者である旨の届出が必要とされている。

(当面取られた対応)

- 対象者におわびとお知らせをした上で、その後の年金支給において未払額を支給（時効の援用をせず、過去分に遡って支給）

(再発防止策等)

- 業務フローの見直し（事務処理の改善）を実施
 - ・ 配偶者の加給年金の支給が終了している一方で、振替加算が開始されていない夫婦の事例について、妻が 65 歳になった時点で抽出して確認（今後、機械的に共済情報連携システムに照会できるよう、システムを改修する予定）
 - ・ 受給権者からの届出の不要化
- 機構内に「年金給付適正化プロジェクトチーム」を設置し、以下の総点検を実施（平成 29 年

9月～12月)

- ① 事務処理誤りの総点検（同様の構造的問題（事務処理誤りの発生要因が事務処理手順やシステムに起因するもの等）がないか等を点検）
 - ・ 同様の構造的問題は見付からなかったが、今後も、毎年の事務処理誤りの年次公表に併せ、前年度1年間の誤り報告について点検・分析を実施予定
- ② 「お客様の声」の総点検（どのような苦情が多いかの分析等）
- ③ 年金給付システムで処理ができない場合等に出力される個別リストの全種類点検
 - ・ 平成32年度までに段階的にリスト出力を削減することとし、あわせて、リスト処理に関するマニュアルを順次整備

② 扶養親族等申告書等の業務委託に起因して源泉徴収税額を正しく反映できなかった事案

（事案の概要）

- 年金受給者の所得税について、本来額より多く又は少なく源泉徴収したため、当該受給者に誤った年金額を支給した事案が多数発生したもの（平成30年2月の年金支給において、源泉徴収額が本来より多かった者が約10万4,000人（総額約20.1億円）、源泉徴収額が本来より少なかった者が約4万5,000人（総額約0.8億円）発生）

（主な原因）

- 年金受給者から提出された「平成29年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の入力処理を民間事業者へ委託していたが、当該事業者において、一部の申告書に係る入力漏れ・入力誤りが発生
- 機構における当該事業者に対する監督や納品検査等が不十分
（注）なお、当該事業者は、機構との委託契約に反し、機構に無断で海外の関連事業者へ当該業務を再委託していた事実も判明

（当面取られた対応）

- 改めて扶養親族等申告書の入力処理を行って正しい年金支給額を算出し、誤って支給した額との差額を、その後の年金支給において精算
- 契約違反を起こした委託業者について、入札参加資格停止等の処置を実施
- 扶養親族等申告書の様式が変更されたことにより、記載内容に不備が多かった者や提出しなかった者が多かったことを踏まえ、これらの者に対してお知らせと分かりやすい様式の申告書を再送し、改めて申告書の提出を依頼

（再発防止策等）

- 機構内に、外部の専門家による「日本年金機構における業務委託の在り方に関する調査委員会」を設置し、業務処理・業務プロセスの最適化（特に、個人情報を取り扱う業務の外部委託の在り方）を検討
 - ・ 平成30年6月に開催された厚生労働省社会保障審議会年金事業管理部会に調査委員会報告書を提出し、公表

○ 機構内にプロジェクトチームを設置し、調査委員会報告書において提言された具体的対応策等について検討

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 国民年金保険料の的確な収納

(1) 20歳到達者に対する適用業務の見直し

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>第1号被保険者は、その資格の取得に関する事項を、当該事実があった日から14日以内に、市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないこととされている（法第12条第1項、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「規則」という。）第1条の2第1項）。</p> <p>また、機構では、勧奨を行っても資格取得や種別変更の届出をしない者については、法第7条第1項及び第8条の規定に基づき、当該届出がなくても一定の事実が発生すれば第1号被保険者資格が取得されるものとして、一定の期間経過後、当該届出によらない資格取得又は種別変更（以下「職権適用」という。）の届出を行っている。</p> <p>国民年金の適用業務について、中期計画では、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により把握した20歳到達者について、被保険者資格取得の届出がない場合の資格取得手続等を確実に促進すること等を定めており、また、毎事業年度に係る年度計画でも、20歳到達者に対する当該届出の勧奨及び当該届出がない場合の資格取得等の手続等を確実に実施すること等を定めている。</p> <p>これらを踏まえ、機構は、「国民年金適用対策にかかる重点目標」（以下「重点目標」という。）を策定し、①戸別訪問等業務（年金事務所に特定業務契約職員を配置し、当該職員が、20歳到達者等に対して、戸別訪問や電話による年金制度の説明並びに資格取得届等の届出の勧奨及び受理を行う業務をいう。以下同じ。）、②20歳到達者等に対する職権適用業務などの業務を行うこととしている。あわせて、年金事務所に対し、これらの業務に係る数値目標を設定するよう指示している。</p>	<p>図表2-(1)-①</p> <p>図表2-(1)-②</p> <p>図表2-(1)-③</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、当省が45年金事務所を対象として重点目標に基づく戸別訪問等業務及び職権適用業務の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 20歳到達者による被保険者資格取得の届出状況</p> <p>平成25年度から29年度までの5年間における20歳到達者による被保険者資格取得の届出状況の推移をみると、自主的に当該届出を行っている者の割合は20歳到達者全体の半数程度となっている。</p> <p>イ 重点目標に基づく戸別訪問等業務の実施状況</p> <p>45年金事務所における20歳到達者に対する戸別訪問等業務の実施状況を調査したところ、次のとおり、戸別訪問等業務が的確に実施されて</p>	<p>図表2-(1)-④</p>

<p>いない状況や、効果が十分に上がっておらず年金事務所の業務負担も大きい状況がみられた。</p>	
<p>① 平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）において、20 歳到達者に対する戸別訪問等業務を実施していないとする年金事務所がみられた（28 年度 15 年金事務所、29 年度 22 年金事務所）。その理由として、これらの年金事務所では、「20 歳到達者については、自主的な届出がない場合には職権適用されるため未資格者にはならないことから、戸別訪問等業務の対象から除いている」、「戸別訪問等業務を実施する体制が確保できていない」等を挙げている。</p>	<p>図表2-(1)-⑤</p>
<p>これに関し、戸別訪問等業務を実施する体制については、調査した年金事務所において、特定業務契約職員の確保が困難である等、その整備に苦慮している例がみられた。</p>	<p>図表2-(1)-⑥</p>
<p>② 45 年金事務所のうち、平成 29 年 4 月に 20 歳に到達する者に対して戸別訪問等業務を実施していない年金事務所や戸別訪問等業務の具体的な実施状況が確認できなかった年金事務所を除く 16 年金事務所において、当該 20 歳到達者を無作為に抽出し、これらの者に係る戸別訪問等業務の実施時期及びその後の資格取得処理（届出又は職権適用）の状況を把握したところ、調査した 80 件のうち、戸別訪問や電話により対象者本人又はその家族等に接触でき、その後対象者が自ら資格取得を届け出たものは 13 件（16.3%）にとどまっていた。</p>	<p>図表2-(1)-⑦</p>
<p>残りの 67 件の内訳は、i) 対象者本人又はその家族等に接触できなかったもの（25 件）、ii) 接触はできたが、自主的な届出が行われず、職権適用となったもの（6 件）のほか、iii) 資格取得処理が行われた後に戸別訪問等業務が実施されており、勧奨が行われたとは考えられないもの（24 件）、iv) 記録が残されておらず、戸別訪問等業務の実施時期が不明であるもの（12 件）となっていた。</p>	<p>図表2-(1)-⑧</p>
<p>ウ 重点目標に基づく職権適用業務の実施状況</p>	
<p>平成 28 年度中に 20 歳に到達する者として事務センターから 45 年金事務所へ送付された「最終勧奨対象者一覧表」に掲載されている者計 13 万 8,387 人について国民年金の適用状況を調査したところ、被保険者資格取得の届出を行っていない者については全て職権適用が行われており、職権適用業務は的確に実施されていた。</p>	<p>図表2-(1)-⑨</p>
<p>エ 機構における 20 歳到達者に対する適用業務の見直しに係る検討等</p>	
<p>機構では、平成 27 年に発生した不正アクセスによる情報流出事案を受け厚生労働省から発出された業務改善命令等を踏まえ、業務改善計画を策定し、その実行を進めているが、その一環として、28 年 4 月から、業務全般について、その必要性や効果検証を行うため、外部有識者を含めた「業務削減会議」を開催している。</p>	

この会議では、20歳到達者に対する適用業務の見直しについても議論されており、①20歳到達者のうち自ら資格取得を届け出ない者が約半数を占めること、②資格取得届出後の事務処理に一定の時間を要することから20歳到達者への保険料の納付書の送付が納期限後となっている例が発生していること、③20歳到達者に対する適用業務が、届出勧奨、資格取得処理・職権適用、年金手帳送付、納付書送付と複数の事務処理工程となっており、様々な確認作業が発生するほか、複数回の通知や複数種類のパンフレットの作成が必要となる等、負担となっていること等を踏まえ、機構が住基ネットにより把握した20歳到達者については、資格取得の届出を不要とし、その20歳到達日に職権適用とした上で、その旨を当該被保険者に通知する仕組みに改めることを検討している。

図表2-(1)-⑩

機構では、上記の検討内容について、2019年10月をめどに実現すべく作業を進めており、これが実現すれば、20歳到達者の国民年金加入手続の利便性向上というメリットに加え、機構にとっても工程の簡素化による事務処理の効率化が図られるとしている。

前述のとおり、戸別訪問等業務については、20歳到達者による自主的な被保険者資格取得の届出の促進に関し効果が十分に上がっておらず、年金事務所の業務負担も大きいものとなっている反面、職権適用業務については、20歳到達者に対する適用業務としての的確に実施されている状況がみられた。これらの状況に加え、そもそも被保険者資格自体は、法第7条第1項及び第8条の規定に基づき、「20歳到達」という客観的事実の発生により取得されるものであることを踏まえると、被保険者資格の取得について20歳到達者本人からの届出を求めるとともに、当該届出がなされない場合は戸別訪問等による届出勧奨を行うという現在の仕組みや業務の在り方自体について、より有効なものがないか等の観点から抜本的に見直す必要があると考えられる。

ただし、平成25年度から29年度までの5年間における20歳到達者の現年度納付率の推移をみると、職権適用となった者の現年度納付率はおおむね28%前後となっており、自主的に被保険者資格取得の届出を行った者が85%前後であるのに比べ、大幅に低くなっている。20歳到達者に対する適用業務の見直しに当たっては、このような20歳到達者の保険料納付意識にも関わる実態も踏まえて当該見直しに係る検討を行うことが重要であると考えられる。ちなみに、調査した年金事務所の中には、職権適用者が保険料未納者となった場合、通常よりも短い期間で納付勧奨を行う等、職権適用者に対するフォローアップ等に積極的に取り組んでいるものがみられた。

図表2-(1)-⑪

図表2-(1)-⑫

【所見】

したがって、厚生労働省は、20歳到達者の被保険者資格取得に係る業務

<p>の効率化及び20歳到達者の加入手続の利便性向上を図る観点から、資格取得の届出制度や戸別訪問等業務など20歳到達者に対する現在の適用の仕組みや業務の在り方について、これまでの適用対策の取組で得られた知見等も活用して保険料納付意識の向上を図りつつ早期に見直し、その実現を図る必要がある。</p>	
--	--

図表 2-(1)-① 被保険者資格取得に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（届出）

第 12 条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

2～9 （略）

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（資格取得の届出）

第 1 条の 2 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。

一～四 （略）

2・3 （略）

図表 2-(1)-② 中期計画及び年度計画

① 日本年金機構中期計画（平成 26 年 3 月 31 日（28 年 3 月 31 日・29 年 3 月 31 日変更））（抜粋）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第34条第1項の規定に基づき、日本年金機構が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 国民年金の適用・収納対策

(1) 国民年金の適用促進対策

以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、届出がない場合の資格取得手続き等を確実に促進する。
- ② 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークと連携した届出勧奨、関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。また、健康保険組合及び共済組合からの情報を得て、適正な届出を促進する。
- ③ 国民健康保険の保険者である市区町村との連携により、適正な届出を促進する。

(2) 国民年金保険料収納対策

以下の取組により、現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指す。また、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。

- ① 効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組に当たっては、毎事業年度、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。
- ② 保険料の納付督促業務及び免除等勧奨業務について、達成目標を明確にして外部委託を行い、適切な進捗管理を実施する。
- ③ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。また、強制徴収の実施体制等を踏まえながら督促の範囲の拡大を図る。
- ④ 口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の利用促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。
- ⑤ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。
- ⑥ 所得情報の取得や年金制度の周知に係る協力等、市区町村やハローワークや各種団体と連携・協力して取組を進める。

(注) 下線は当省が付した。

② 日本年金機構 平成 29 年度計画（平成 29 年 3 月 31 日）（抜粋）

平成 29 年度の業務運営について、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）第 35 条の規定に基づき、日本年金機構の年度計画を次のとおり定める。

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 国民年金の適用・収納対策

(1) 国民年金の適用促進対策

① 確実な適用の実施

住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳、34 歳及び 44 歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続等を確実に実施する。

また、被保険者種別変更の届出がない場合の資格取得等の手続の迅速化を図る。

② 関係機関との連携・協力

転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークとの連携に努め、適正な届出を促進する。

③ (略)

(2) 国民年金保険料収納対策

(行動計画の策定等)

① 行動計画の策定

未納者の年金受給権を確保するため、納付月数の確保を図りつつ、国民年金の納付率の向上に向けた機構全体及び年金事務所ごとに平成 29 年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。

なお、行動計画の策定に当たっては、最終納付率 70%を達成することを目指し、機構全体として、

ア 平成 29 年度分保険料の現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、少なくとも前年度実績から 1.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

イ 平成 28 年度分保険料の平成 29 年度末における納付率については、平成 28 年度末から少なくとも 4.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

ウ 平成 27 年度分保険料の最終納付率については、平成 27 年度の現年度納付率から少なくとも 7.0 ポイント以上の伸び幅を確保すること。

エ 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること。

オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。

② 目標の設定及びその達成に向けた進捗管理の徹底

目標達成に向け、厚生労働省と連携を密にするとともに、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど更なる収納対策の強化を図るため、取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。

具体的な P D C A サイクルについては、計画に基づき、以下のとおり行う。

ア 本部において、年度目標を設定し、その目標を確実に達成するために年金事務所でも目標を設定するとともに、行動計画を策定する。

イ 年金事務所は、行動計画に基づき実行するとともに進捗状況を週次で管理する。

ウ 統計及び効果測定により、納付状況や督促効果等について、早期に詳細な情報を把握し、これを活用し本部は、年金事務所の進捗状況、課題等を把握・分析の上、対応策の早期立案に努め、実行する。

(具体的な取組)

① 未納者属性に応じた収納対策

年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じた収納対策を推進し、納付月数を確保するための徹底した納付督促を行うこととし、基本的に、機構は、納付書及び特別催告状等の送付、一定の所得がありながら長期間滞納している方には強制徴収を確実に実施し、市場化テスト受託事業者は、強制徴収対象者以外の方に対する納付督促を実施する。

なお、所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象となり得る方であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている方について、免除等制度や追納制度について丁寧に説明した上で、免除等申請勧奨を行う。

② 市場化テスト受託事業者との連携・強化

市場化テスト受託事業者と本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督促業務について達成目標の実現に向けた取組を実施する。

また、市場化テスト受託事業者の取組が不十分な場合には、督促件数増や接触件数及び約束件数増のため夜間及び土・日・祝日の督促強化などの必要な要請・指導を行うとともに、現状の分析を十分に行い、市場化テスト受託事業の実績向上に効果的な督促方法や進捗管理等の検討を行う。

③ 収納対策重点支援年金事務所の指定

納付率及び強制徴収の実施状況を踏まえ、保険料収納対策の強化が必要な年金事務所等を指定し、本部の指導・支援の下、納付率の向上に取り組む。

④ 強制徴収の着実な実施

一定の所得があり保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象とならない方が、保険料を長期間滞納している場合には、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況などを踏まえつつ、最終催告状を確実に送付し、それでも自主的に納付しない方について、滞納処分を実施する。

特に、平成 29 年度においては、控除後所得 300 万円以上かつ未納月数 13 月以上の滞納者（控除後所得 350 万円以上である場合は、未納月数 7 月以上）に督促を実施する。

また、悪質な滞納者にかかる保険料の徴収が困難な事案については、国税庁へ滞納処分等の権限を委任する仕組みを積極的に活用し、厚生年金保険と合わせて前年度以上の件数を委任する。

⑤ 納めやすい環境の整備

コンビニエンスストアやインターネットバンキングによる納付方法について周知に努めるとともに、平成 29 年 4 月から、口座振替のみの扱いであった 2 年前納について、現金及びクレジットカードによる納付を可能としたことや、現金による前納について申し込みの時点から翌年度末までの保険料納付が可能となったことから、これらの新たな納付方法等について広報の充実を図り、利用促進を図る。

また、保険料の納め忘れを防止するため、従来からの口座振替制度及びクレジットカード納付についても周知に努める。

⑥ 市区町村、各種団体との連携・協力

所得情報の取得や年金制度の周知等について、市区町村やハローワーク等各種団体と連携・協力して取組を進める。

⑦ 後納制度及び任意加入制度の利用促進

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「事業運営改善法」という。）」に基づく後納制度等について、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）」に基づく受給資格期間の短縮の周知と合わせて市区町村や各種団体と連携・協力して広報を実施するとともに、制度の利用促進を図る対策を講じる。

⑧ （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 2-(1)-③ 平成 29 年度国民年金適用対策にかかる重点目標（平成 29 年 4 月）（抜粋）

平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標

1. 平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標の基本方針

1. 目的

- 平成29年度計画において計画した国民年金適用対策業務については、年金事務所、事務センターにおいて確実に実施する必要がある。
- また、10年短縮制度が開始されることに伴い、国民年金適用対策業務はより重要な業務となることから、その効果を確実なものとするため、PDCAサイクルを取り入れることで確実に効果を出すべく業務を実施する必要がある。
- そのため、国民年金適用対策業務については、平成27年度から、①新たな業務ではなく既存の業務であること、②数値目標化が可能な業務であること、の2点を踏まえ最小限の業務を選定し、各々の業務について事務所ごとに月別の目標を立て、国民年金課職員がその目標を共有化し実績の進捗管理を図ることで、適用業務と収納業務が一体となり最終納付率70%を目指すことを目的として実施したところである。また、平成28年度においては、平成27年度の取り組みを確実に実施していくとともに、進捗管理についても徹底していくことで、より一層のPDCAサイクルの定着を図ることとした。
- 平成29年度においては、引き続き、進捗管理を徹底し、国民年金適用対策の取り組みを確実に実施していくこととする。

2. 実施期間

平成29年4月～平成30年3月

3. 対象業務

I 特定業務契約職員による、新規適用対象者等に対する戸別訪問活動等による年金制度の説明及び届出勧奨に関する業務（以下「戸別訪問等業務」という。）

(1) 業務内容

特定業務契約職員が、20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者のうち新規適用となる者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となる者に対して戸別訪問、電話勧奨を確実にを行い、年金制度の説明及び資格取得届、免除等申請書、口座振替申出書などの届書勧奨及び受理を行う。（以下略）

III 国民年金適用業務における届出によらない種別変更業務（以下「職権適用業務」という。）

(1) 業務内容

国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者等への種別変更の届出勧奨及び職権適用処理、住民基本台帳ネットワークを活用した20歳、34歳、44歳到達者への届出勧奨及び職権適用処理を確実に実施する。（以下略）

2. 平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標の設定

各対象業務について、以下に基づき目標を設定すること。

数値目標については、地域ごとに様々な事情があることを踏まえ、年金事務所の状況に応じて策定することとする。

本部から全国統一的な指標は示さないが、戸別訪問等業務として特定業務契約職員を配置していることを踏まえた目標を設定すること。

(1) 戸別訪問等業務

① 数値目標の指標

- ・ 戸別訪問件数
- ・ 電話勧奨件数

② 数値目標の設定方法

平成28年度の実績値を基礎として、年金事務所ごとの状況を踏まえ、数値目標を設定する。(以下略)

3. 平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標の策定・進捗管理

1. 平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標の策定

(1) 年金事務所及び事務センター

- 対象業務ごとに別添9「平成29年度国民年金適用対策にかかる重点目標報告書」(以下、「重点目標報告書」という。)及び別添10「平成29年度国民年金職権適用状況報告書」(以下、「職権適用状況報告書」という。)を作成し、平成29年5月15日(月)までに地域部に提出する。(以下略)

図表 2-(1)-④ 20歳到達者による被保険者資格取得の届出状況

年度	平成 25	26	27	28	29
20歳到達者数(万人)	103	106	100	101	100
うち自主的届出者	50 (48.5%)	52 (49.1%)	48 (48.0%)	50 (49.5%)	51 (51.0%)
うち職権適用者	53 (51.5%)	54 (50.9%)	52 (52.0%)	51 (50.5%)	49 (49.0%)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 ()内は、各年度における20歳到達者数に占める割合である。

図表 2-(1)-⑤ 20歳到達者に対する戸別訪問等業務の実施状況

(単位：件)

年度	区分	平成 29 (4月～9月)		計
		実施	未実施	
平成 28	実施	23 (51.1%)	7 (15.6%)	30 (66.7%)
	未実施	0 (0.0%)	15 (33.3%)	15 (33.3%)
計		23 (51.1%)	22 (48.9%)	45 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査した45年金事務所に占める割合である。

3 戸別訪問等業務の対象者のうちの20歳到達者に対する当該業務の実施状況である。

図表 2-(1)-⑥ 20 歳到達者に対する戸別訪問等業務を実施していない理由（主なもの）

年金事務所名	実施していない理由
一関	20 歳到達者については、届出勧奨の必要性を感じてはいるが、いずれ到達月の翌月には職権適用されるため、届出勧奨を行わなくても未資格者にはならないとの考えから、戸別訪問等業務の対象から除いている。
郡山	<p>次のような理由から、20 歳到達者に対しては戸別訪問等業務を行わず、本人への接触率が比較的高い第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更となる者を対象に行っている。</p> <p>① 20 歳到達者については、自主的な届出がない者については誕生月の翌月中旬には職権適用を行い、国民年金加入後は、受託事業者から学生納付特例申請の案内や納付勧奨等が実施されること。</p> <p>② 戸別訪問を行ったとしても 20 歳到達者の大半は学生であり、戸別訪問時に在宅している割合が低いこと。</p> <p>③ 電話による勧奨については、市町村に対して該当者の電話番号を情報提供してもらうよう協力依頼を行っているものの、個人情報であることを理由に提供してもらえないこと。</p>
墨田、足立、府中	①届出勧奨に係る戸別訪問等を実施する体制が確保できなかったこと、②最終的には職権適用があるため業務としての優先順位が下がることから、そもそも戸別訪問等業務を行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦ 戸別訪問等業務を実施する体制の整備に苦慮している例

年金事務所名	事例の内容
府中	<p>当該年金事務所には、戸別訪問等業務を担当させるための特定業務契約職員が定員上 1 人配置されているが、平成 28 年 4 月以降欠員が続いており、実際に戸別訪問等業務に従事している特定業務契約職員はいない。</p> <p>当該年金事務所では、特定業務契約職員を採用しても短期間で離職してしまうことが多く、また、国民年金課で職員の欠員（平成 30 年 1 月時点で 5 人）が生じている状態であるため、他の業務を担当している正規職員等を配置換えすること等も含め、戸別訪問等業務を実施する体制を整備することは困難であるとしている。</p>
金沢北	<p>平成 28 年度は、特定業務契約職員 1 人が戸別訪問等業務の専任として、月の稼働日のほとんどを戸別訪問（月ごとの実施日数 20 日、1 日当たりの訪問件数 20 件）に充てていたが、当該職員が 29 年 5 月に退職し、公共職業安定所等で募集しているものの、適任者がおらず、後補充ができていない。</p> <p>このため、当該職員の退職後は、正規職員 4 人が分担して戸別訪問等業務を実施しているものの、十分な体制を確保できず、20 歳到達者に対する戸別訪問等業務を十分に行っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑧ 20 歳到達者に対する戸別訪問等業務の実施結果

区 分	件 数
戸別訪問等の実施時期が判明したもの	68 (85.0%)
資格取得処理（届出又は職権適用）の前に戸別訪問等が行われたもの	44 (55.0%)
対象者本人又はその家族等に接触できたもの	19 (23.8%)
接触後に対象者から資格取得の届出があったもの	13 (16.3%)
接触後も対象者から資格取得の届出がなく、職権適用となったもの	6 (7.5%)
対象者本人又はその家族等に接触できなかったもの	25 (31.3%)
資格取得処理（届出又は職権適用）の後に戸別訪問等が行われたもの（届出勧奨が行われたとは考えられないもの）	24 (30.0%)
記録がなく、戸別訪問等の実施時期が判明しなかったもの	12 (15.0%)
計	80 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 29 年 4 月に 20 歳に到達する者に対して戸別訪問等業務を実施した実績が確認できた 16 年金事務所において、当該 20 歳到達者を 1 年金事務所当たり無作為に 5 件抽出し、これらの者に係る戸別訪問等業務の実施時期及びその後の資格取得処理（届出又は職権適用）の状況を整理したものである。

3 () 内は、抽出事案 80 件に占める割合である。

図表 2-(1)-⑨ 20 歳到達者に対する職権適用の状況

(単位：件)

年金事務所		最終勧奨対象者数	内訳		
			届出済者数	適用対象外数	職権適用者数
調査対象 45 年金事務所の 合計		138,387	61,915	3,594	72,878
1	札幌西	3,118	0	0	3,118
2	札幌東	5,361	0	0	5,361
3	苫小牧	1,602	518	20	1,064
4	留萌	212	0	57	155
5	仙台東	3,003	1,168	162	1,673
6	一関	1,931	1,103	75	753
7	郡山	4,123	1,639	137	2,347
8	寒河江	1,111	428	130	553
9	新宿	2,073	1,016	33	1,024
10	墨田	1,642	707	2	933
11	足立	5,276	2,230	37	3,009
12	府中	7,113	3,760	94	3,259
13	横浜中	1,452	510	66	876
14	相模原	8,377	2,735	409	5,233
15	平塚	5,208	1,880	305	3,023
16	藤沢	7,425	2,709	414	4,302
17	新潟西	3,619	2,734	82	803
18	新潟東	3,789	3,428	115	246
19	柏崎	637	536	7	94
20	大曾根	4,544	2,241	141	2,162
21	鶴舞	529	177	99	253
22	砺波	902	574	10	318
23	富山	3,148	2,015	31	1,102
24	金沢北	5,037	2,836	77	2,124
25	金沢南	1,611	926	11	674
26	七尾	1,390	803	32	555
27	大手前	1,291	429	3	859
28	玉出	2,857	802	11	2,044
29	福島	1,169	407	1	761
30	豊中	6,292	2,457	7	3,828
31	須磨	6,345	3,156	0	3,189
32	広島東	4,419	2,469	102	1,848

33	三次	773	493	25	255
34	岡山東	961	651	4	306
35	出雲	1,479	1,069	27	383
36	高松西	3,921	2,720	90	1,111
37	松山東	4,728	2,758	73	1,897
38	宇和島	1,282	898	16	368
39	博多	1,793	995	15	783
40	八幡	4,852	2,316	50	2,486
41	中福岡	1,372	605	56	711
42	鹿児島南	826	465	27	334
43	那覇	4,444	1,079	286	3,079
44	コザ	5,057	1,420	219	3,418
45	石垣	293	53	36	204

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-⑩ 業務削減会議において検討されている 20 歳到達者に対する適用業務の見直しの概要

<p>【年金制度加入時の手続の見直し】</p> <p><お客様と機構との間で生じている課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納付期間の確保が不十分 お客様への納付書の送付について、納期限（翌月末）までの期間が最長でも 1 か月強、場合によっては納期限を超えるケースが発生 ○ お客様からの照会の発生 学生納付特例・免除・納付猶予申請について、審査に時間を要することから、審査終了までの間に納付書が送付され、無用の照会が発生 ○ 自ら届出をせず職権適用となる件数が多い 被保険者には、資格取得届の提出義務を課しているが、届出勧奨を行っても届出をせず、機構が職権で適用する対象者が 50%を超えている。 ○ 機構の事務処理が煩雑 機構の事務処理工程が複数（勧奨、資格取得処理・職権適用、年金手帳送付、納付書送付）あり、様々な確認作業、複数回の通知、複数種類のパンフレットの作成などが必要 <p><対応案></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 20 歳到達日に被保険者の資格適用処理を行い、週単位で一括して被保険者となった旨を通知する。 ② ①の通知に併せて、納付書、口座振替納付申出書、クレジットカード納付申出書及び学生納付特例・保険料免除・納付猶予申請書を同封する。
--

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-⑪ 20 歳到達者の現年度納付率の状況

年度	平成 25	26	27	28	29
20 歳到達者全体 (%)	52.7	53.2	52.2	54.9	54.6
うち自主的届出者	85.2	84.5	84.7	85.6	85.2
うち職権適用者	27.9	27.7	27.2	29.3	28.2

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-⑫ 職権適用者を中心とした 20 歳到達者に対するフォローアップ等を行っている例

年金事務所名	事例の内容
一関	<p>自主的な被保険者資格取得の届出がなかった 20 歳到達者に対し、誕生月の翌月下旬頃に職権適用を実施しているが、職権適用後も学生納付特例申請や免除・納付猶予申請を行っていない者全員を対象として、毎月、案内文書（「国民年金保険料免除（納付猶予）・学生納付特例申請のご案内」）を郵送している。</p> <p>平成 29 年 5 月から 7 月までの 3 か月間に、案内文書を 196 人に送付した結果、このうち 76 人（38.8%）に反応がみられ、その内訳は、保険料を納付した者が 31 人（15.8%）、学生納付特例申請又は納付猶予申請を行った者が 45 人（23.0%）となっている。</p>
寒河江	<p>職権適用を行った 20 歳到達者全員を対象として、特定業務契約職員による戸別訪問（職権適用から戸別訪問を実施するまでの間に被保険者資格取得の届出を行った者を除く。）を行い、納付督促等を実施している。</p>
金沢南	<p>平成 29 年 11 月以降、受託事業者に対し、20 歳到達後職権適用された者であって、最初の国民年金保険料が未納となっている者のデータを最初の保険料の納付期限の翌月 15 日頃に送付し、翌月末までに納付督促を実施するよう依頼している。</p>
那覇、コザ、石垣	<p>20 歳到達者が国民年金に最初に関わる段階で保険料の納付や免除に対する意識を定着させることを狙い、20 歳到達者全員を対象に、国民年金加入後 3 か月間の保険料納付状況等を確認し、保険料を納付していない者や免除等の申請を行っていない者に対し「20 歳到達者への特別催告状」を送付している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 国民年金保険料の収納対策の的確な実施

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(保険料の納付方法)</p> <p>保険料の納付方法についての必要な事項は政令で定めることとされており（法第92条第2項）、具体的には、被保険者は、保険料を納付しようとするときは、厚生労働大臣が交付する納付書を添付しなければならないとされている（国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「令」という。）第6条の13）。ただし、厚生労働大臣は、被保険者から、口座振替による納付やクレジットカードによる納付（以下、これらの納付方法を「口座振替等」という。）を希望する旨の申出があった場合には、これらの納付が確実と認められ、かつ、これらの申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、これらの申出を承認することができることとされている（法第92条の2並びに第92条の2の2第1項及び第2項）。</p>	<p>図表2-(2)-①</p>
<p>機構では、被保険者のニーズに応じた多様な納付方法を整備することは保険料納付率の向上に寄与するとしており、上記のとおり、納付書による納付のほか、口座振替等を可能としている。また、納付書による納付は、銀行等の金融機関及び郵便局で行えるほか、コンビニエンスストアでも可能となっており、さらに、電子納付（納付書に記載された番号を利用して、ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングによって納付する方法をいう。以下同じ。）も可能となっている。</p>	<p>図表2-(2)-②</p>
<p>(行動計画に規定されている収納対策)</p> <p>機構は、国民年金保険料の収納対策に関し、毎事業年度の行動計画において、①現年度納付率を前年度納付率から1.0ポイント以上向上させること、②口座振替実施率（当該年度末における被保険者（保険料の全額免除又は納付猶予を受けている者を除く。）に占める口座振替による納付を行っている者の割合をいう。以下同じ。）を前年度末のそれと同等以上の水準とすること、③前年度及び当該年度に最終催告状（注）を送付した者の20%以上から口座振替を獲得すること等の目標を掲げている。</p> <p>（注）所得がありながら保険料を納付しない者に対して行う強制徴収業務の一環として、自主納付を促す最後の催告文書であり、記載した指定期限までの納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分を開始することを明記している。</p>	<p>図表2-(2)-③</p>
<p>これらの目標を達成するため、毎事業年度の行動計画において、次のような取組内容が規定されている。</p> <p>① 特別催告状（注）の送付、新規・短期未納者等への納付書の送付、新たに第1号被保険者となる者に対する納付等勧奨の実施、適正な法定免除処理の実施等、全ての年金事務所において必ず実施するもの（以下「必須対策」という。）</p> <p>（注）長期間保険料納付のない者や免除申請のない者等に対し送付する催告文書であり、記載した指定期限までの納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分</p>	<p>図表2-(2)-④</p>

を開始することがある旨を明記している。

- ② 一定の属性の者への納付書及び口座振替納付申出書の送付、免除等に係る勧奨の実施等、未納者の属性（未納期間や所得等）や地域事情等を踏まえ各年金事務所が独自に選択して実施するもの（以下「独自対策」という。）
- ③ 年金事務所や機構本部から送付する納付書等の情報や、納付督促の効果が見込まれる未納者属性ごとの情報の受託事業者への提供等、受託事業者との連携
- ④ 口座振替の促進や各種届書への被保険者の電話番号の記載についての市町村（特別区を含む。以下同じ。）への協力依頼、学生納付特例の説明会の実施等についての大学等への協力要請等、関係機関との協力・連携

【調査結果】

中期目標では、国民年金保険料の収納対策が「従来からの懸案事項」とされ、低水準にとどまっている保険料納付率の速やかな引上げが求められている。これを踏まえ、機構は、中期計画において、効果的かつ効率的な納付督促の実施、保険料納付義務の免除・猶予制度や口座振替の利用促進等の収納対策を進めることとしており、その着実な実施が求められる。

また、口座振替は、被保険者にとって、機構から納付書の送付を受ける必要がなく、一度申込みを行えば毎回の納付に際し改めて手続をすることなく継続的に納付が行われることになるため、納め忘れの防止や負担軽減になることから、口座振替を推進することは、納付率の向上につながると考えられる。

このような観点から、今回、機構における国民年金保険料の収納対策の実施状況やその効果の発現状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 行動計画に基づく収納対策の実施状況

当省が45年金事務所を対象として平成28年度及び29年度（29年9月末まで）の行動計画に基づく収納対策の実施状況を調査したところ、次のとおり、一部を除き、おおむね着実に実施されている状況がみられた。

- ① 必須対策については、特別催告状の送付は全ての年金事務所において、新規・短期未納者への納付書の送付はほとんどの年金事務所において実施されていた。

ただし、新たに第1号被保険者となる者に対する取組及び生活保護受給者に対する適正な法定免除処理に関する取組を実施している年金事務所は、各取組によって全体の6割から7割にとどまっていた。

- ② 独自対策については、納付書の送付や免除等勧奨の取組は、各取組によって、ほとんどの年金事務所で行われているものがある反面、

図表2-(2)-⑤

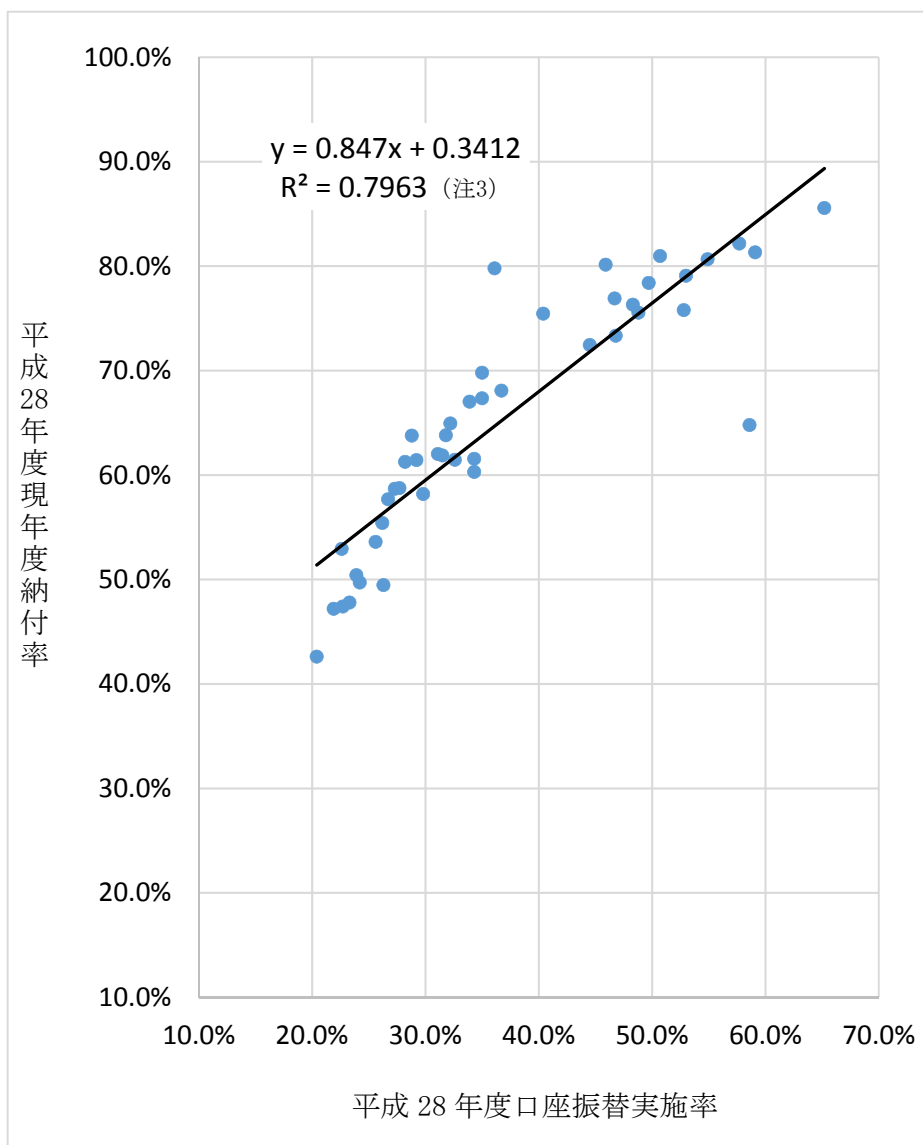
図表2-(2)-⑥

図表2-(2)-⑦

<p>実施している年金事務所が全体の 5 割を下回っているものも一部みられた。中には、i) 各地域部が管轄区域内の年金事務所に対し、統一的に取り組むべき独自対策を示し、その実施を指示している例や、ii) 行動計画に示された取組以外に各年金事務所が独自に積極的な取組を実施している例など、地域の実情に応じて独自対策が講じられている状況がみられた。</p>	
<p>また、口座振替等の利用促進を図るための取組を実施している年金事務所は、各取組によって全体の 4 割から 6 割となっていた。これらの取組を実施していない年金事務所では、その理由として、「納付書を送付する際に口座振替納付申出書等を同封するためには、既に第 1 号被保険者資格を喪失した者等を除外する作業を実施する必要がある、手間が掛かる」、「効果が期待できない」等を挙げている。ちなみに、口座振替納付申出書等の送付以外に、口座振替等の利用促進を図るための特段の取組を実施している年金事務所はみられなかった。</p>	<p>図表2-(2)-⑧</p>
<p>さらに、最終催告状を送付した者に対する口座振替勧奨については、対象者への口座振替納付申出書等の送付、対象者との接触時（本人の年金事務所来所時、架電・受電時）の説明等のほか、原則として一括納付が求められる強制徴収の対象となっている未納保険料について分割納付を認める一方、今後の保険料納付は口座振替で行うことを提案する等、様々な方法で口座振替勧奨に努めている例がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-⑨</p>
<p>③ 受託事業者との連携については、優先的に納付督促や免除等勧奨を実施してほしいと考える者の情報等を年金事務所から受託事業者に提供し納付督促や免除等勧奨の実施を要請する等、年金事務所と受託事業者の間で積極的に連携を進めている例がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-⑩</p>
<p>一方、調査した受託事業者からは、機構からの情報提供等は全て紙媒体により行われているが、郵送の場合紛失リスク等もあるので、安全性の高い方法に変更してほしい等の意見要望が聴かれた。</p>	<p>図表2-(2)-⑪</p>
<p>④ 関係機関との協力・連携については、相手方機関の協力が得られていないことから、市町村に協力要請を行い被保険者の電話番号の提供を受ける取組は9割近くの年金事務所で、大学等に職員を派遣して学生納付特例制度の周知等を行う取組は7割近くの年金事務所で、それぞれ両年度とも実施されていないなど、関係機関との協力・連携に係る取組が実施できていないとする年金事務所が比較的多くみられた。</p>	<p>図表2-(2)-⑫</p>
<p>また、調査した市からは、年金事務所からの情報提供や各種制度の運用等の改善を求める等の意見要望が聴かれた。</p>	<p>図表2-(2)-⑬</p>
<p>イ 行動計画に基づく収納対策の効果の発現状況</p>	
<p>行動計画に基づく収納対策の最終的な成果である保険料の現年度納付率は、平成 25 年度に 60.89%であったところ、29 年度には 66.34%まで上昇し、中期目標期間中に 60%台半ばを目指すとしている中期計画の目</p>	<p>図表2-(2)-⑭</p>

<p>標を達成している。また、機構は、中期目標等を踏まえ、毎年度、現年度納付率の具体的な目標を設定しているが、これについても、平成 28 年度、29 年度とも達成している。</p>	
<p>さらに、機構は、毎年度、年金事務所ごとの現年度納付率の具体的な目標を設定しているが、当省が 45 年金事務所を対象として当該目標の達成状況を調査したところ、28 年度は 37 年金事務所（82.2%）、29 年度は 27 年金事務所（60.0%）において目標を達成している。</p>	<p>図表2-(2)-⑮</p>
<p>一方、口座振替の利用促進を図るための取組については、次のとおり、口座振替の普及の面で必ずしも十分な効果が上がっているとはいえない状況がみられた。</p>	
<p>① 平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間における口座振替実施率をみると、35%台で推移しており、毎事業年度の行動計画に示された目標（前年度と同等以上の水準を確保）はおおむね達成しているものの、ほぼ横ばいの状況が続いている。また、平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間における現年度保険料の納付月数に占める口座振替による納付月数の割合は低下傾向にある。</p>	<p>図表2-(2)-⑯</p>
<p>② 平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者のうち、口座振替勧奨が行われた者を無作為に抽出し（281 人）、これらの者の口座振替の申請状況を把握したところ、当該勧奨の結果、口座振替を申請した者は 39 人（13.9%）にとどまっていた。</p>	<p>図表2-(2)-⑰</p>
<p>また、45 年金事務所について、平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者のうち口座振替を申請した者の割合は、当該数値を把握できた 27 年金事務所の平均で 14.1%であり、毎事業年度の行動計画で定められた目標（20%以上）を達成した年金事務所も 8 年金事務所（17.8%）にとどまっていた。</p>	<p>図表2-(2)-⑱</p>
<p>これについて、調査した年金事務所からは、「口座振替の利用は任意であり、強く勧奨できない」、「強制徴収対象者は納付意識が低い者が多く、勧奨しても受け入れられない」等の意見が聴かれた。</p>	
<p>ウ 口座振替実施率が現年度納付率に与える影響</p>	
<p>行動計画に基づく収納対策のうち、口座振替の利用促進を図るための取組は、前述のとおり、口座振替の普及の面で必ずしも十分な効果が上がっているとはいえないものの、口座振替は被保険者の納め忘れの防止や負担軽減になり、納付率の向上につながると考えられることから、当省が 45 年金事務所を対象として口座振替実施率が現年度納付率に与える影響について分析したところ、次のような傾向がみられた。</p>	
<p>① 平成 28 年度の口座振替実施率と同年度の現年度納付率との相関関係を分析したところ、相関係数（注 1）は 0.892 となっており、口座振替実施率と現年度納付率との間には強い正の相関があると考えられる。また、これらについて単回帰分析（注 2）を行ったところ、次図の</p>	<p>図表2-(2)-⑲</p>

とおりになった。



- (注) 1 「相関係数」は、2つの変数（本行政評価・監視では口座振替実施率と現年度納付率）の関係性を表す数値であり、1に近いと正の相関（例：口座振替実施率が高いと現年度納付率も高い）が強いことを示す。
- 2 「単回帰分析」は、2つの変数の一方を説明変数に、もう一方を目的変数とし、説明変数と目的変数の間に式を当てはめ、目的変数の変動が説明変数の変動によってどの程度影響されるかを分析するものである。
- 3 「 R^2 （決定係数）」は、単回帰分析の式の精度を表す指標であり、この値が1に近いほど精度が高く、0に近いほど精度が低いことを示す。

これによれば、口座振替実施率が1%高くなると現年度納付率が0.847%高くなるという関係にあることから、行動計画に基づく収納対策として口座振替の利用促進の効果が高いことが示唆される。

- ② ①を踏まえ、口座振替による保険料納付の状況を精査したところ、口座振替利用者の平成28年度の現年度納付率は、45年金事務所の平均で93.9%となっており、いずれの年金事務所においても90%を上回っていた。また、他の納付方法の利用者も含めた全体の現年度納付率（45年金事務所の平均で62.7%）を約30ポイント上回っていた。

図表2-(2)-⑳

③ イ②で前述した「平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者」は、一定の未納期間及び所得があり、かつ、度重なる納付督促にも応じない者であることから、納付意識が低い者であると推定されるが、これらの者であって、調査した年金事務所が口座振替勧奨を行った者のうち、当該勧奨の結果新たに口座振替を利用することとなった者を抽出し、これらの者の口座振替開始後平成 29 年 8 月までの期間における保険料の納付状況を把握したところ、当該期間における納付率は 89.5%であった。

図表2-(2)-⑳

以上のことから、今後、より一層の保険料納付率の向上を図るためには、口座振替の利用促進を一層進めていくことが特に効果的であると考えられる。

エ 更なる保険料納付率の向上を図るための取組の強化の必要性

前述のとおり、行動計画に基づく収納対策はおおむね着実に実施されている状況にあり、また、保険料納付率も上昇傾向にあるが、今後、更なる保険料納付率の向上を図るためには、引き続き、行動計画に基づく収納対策を着実に実施していくとともに、一部の年金事務所において実施されている効果的な取組を全国展開していくことや、現状では実施が低調な取組についても積極的に実施していくための方策を検討すること等も必要であると考えられる。

また、保険料納付率の向上に有効であると考えられるが、口座振替の普及の面で必ずしも十分な効果が上がっているとはいえない口座振替の利用促進を図るための取組について、口座振替納付申出書等を送付するなどの現状にとどまらず、より一層強化していくことが求められると考えられる。

この点について、調査した市からは、口座振替の利用促進を図るための取組として、口座振替の開始・停止に係る期間の短縮、口座振替申出手続の簡略化・効率化等を求める意見が聴かれた。

図表2-(2)-㉑

また、国民年金の保険料と同様に多くの被保険者が納付義務を課されている国民健康保険の保険料に関しては、保険者である市町村等が、その国民健康保険条例施行規則等において、保険料の普通徴収に係る納付について、その方法を口座振替による旨を規定することで口座振替による納付を原則化したり、口座振替の申出手続をより容易にする取組を実施したりする等、保険料の口座振替による納付を促進するための積極的な取組を実施している例がみられた。

図表2-(2)-㉒

【所見】

したがって、厚生労働省は、今後、更なる保険料納付率の向上を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- | | |
|---|--|
| <p>① 次期中期目標において口座振替による保険料納付を促進する旨を定めるとともに、機構に対し、次の取組を実施するよう指導するなど、口座振替の利用促進を図るための取組の強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none">i 次期中期計画において、現行の中期計画を上回る水準の口座振替に係る具体的な目標を掲げること。ii 口座振替の申出手続をより容易にするよう措置すること。 <p>② 機構に対し、一部の年金事務所において実施されている保険料の収納対策の取組について、その効果を検証し、効果的な取組については、積極的に全国の年金事務所へ展開していくよう、指導すること。</p> <p>③ 関係機関との協力・連携に係る取組について、その実態を把握・分析し、年金事務所が的確に実施できるような方策を検討すること。</p> | |
|---|--|

図表 2-(2)-① 保険料の納付方法に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（保険料の通知及び納付）

第 92 条 厚生労働大臣は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、保険料の納付方法について必要な事項は、政令で定める。

（口座振替による納付）

第 92 条の 2 厚生労働大臣は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（附則第五条第二項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

（指定代理納付者による納付）

第 92 条の 2 の 2 被保険者は、厚生労働大臣に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの（以下この条において「指定代理納付者」という。）から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 （略）

○ 国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）（抜粋）

（保険料の納付方法）

第 6 条の 13 被保険者は、保険料を納付しようとするときは、厚生労働大臣が交付する納付書を添付しなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合は、この限りでない。

（指定代理納付者の指定要件）

第 6 条の 14 法第九十二条の二の二第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定代理納付者（法第九十二条の二の二第一項に規定する指定代理納付者をいう。）として同項に規定する被保険者の保険料を立て替えて納付する事務（以下この条において「立替納付事務」という。）を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、立替納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 被保険者がクレジットカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受ける

ことができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。)を提示し又は通知して、商品若しくは権利の購入又は役務の提供を受けることにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額が当該被保険者の支払能力を超えることがないように必要な措置を講じていること。

図表 2-(2)-② 保険料の納付方法

納付方法		概要
納付書による納付	窓口納付	日本銀行、銀行、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で、機構から送付された納付書を用いて、保険料を納付するもの
	電子納付	金融機関に設置されているATM、インターネット接続端末、携帯電話、スマートフォン、電話（音声案内）を利用して、機構から送付された納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」を入力して、保険料を金融機関の口座から引き落とすもの
納付書によらない納付	口座振替	口座振替納付申出書を年金事務所又は金融機関に提出することで、保険料を金融機関の口座から引き落とすもの
	クレジットカード納付	クレジットカード納付申出書を年金事務所に提出することで、保険料をクレジットカード会社の立替えにより納付するもの

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(2)-③ 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画（全体版）（平成 29 年 4 月
日本年金機構）（抜粋）

2. 機構全体目標

最終納付率70%以上を達成することを目指し、平成29年度の機構全体の納付率についての最低目標を次のとおりとする。

(1) 平成29年度分保険料の現年度納付率の目標

平成29年度分保険料の現年度納付率については、平成28年度末納付率から少なくとも1.0ポイント以上の伸び幅を確保する。

(2) 平成28年度分保険料の平成29年度末時点の納付率の目標（過年度1年目の目標）

平成28年度分保険料の平成29年度末時点の納付率については、平成28年度末から少なくとも4.0ポイント以上の伸び幅を確保する。

(3) 平成27年度分保険料の平成29年度末時点の納付率の目標（過年度2年目の目標）

平成27年度分保険料の平成29年度末時点の納付率については、平成27年度の現年度納付率から少なくとも7.0ポイント以上の伸び幅を確保する。

(5) 口座振替実施率

平成29年3月末の事業状況統計表の実施率と同等以上の水準を確保する。

(6) コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保する。

(7) 強制徴収の目標

② 口座振替獲得者数

平成29年度及び平成28年度に送付した最終催告状件数の20%以上とする。

5. 本部（国民年金部・事業推進統括部・地域部）、年金事務所、事務センターそれぞれの取組

(1) 取組における役割分担

① 本部（国民年金部・事業推進統括部）（本部が主体的に取り組む業務）

ア 年度目標の設定（国民年金部）

最終納付率70%以上を達成することを目指すために必要な年度目標を設定する。

イ 機構全体、地域部及び年金事務所の目標設定（事業推進統括部、地域部）

年度目標を確実に達成するため、機構全体、地域部及び年金事務所の目標を設定する。

年金事務所の目標設定にあたっては、年金事務所ごとに納付率の高低、所得階層ごとの未納月数、納付月数等の状況を反映した目標を設定する。

図表 2-(2)-④ 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画策定手順書（平成 29 年 4 月
日本年金機構）（抜粋）

4. 取組及び留意事項

(1) 納付督促対象者、免除対象者等への取組及び留意事項

① 目標達成に向けて必ず実施する取組

現年度保険料・過年度保険料のより一層の実績向上を図るための取組として、財産の差押えを明記した特別催告状の発行は有効な手段であることから、全ての年金事務所において、毎週計画的に実施すること。

また、特別催告状送付後は受託事業者の納付督促の対象外とするため、一定期間が経過するまで各年金事務所で納付督促を行い、その後は速やかに受託事業者を引き継ぐこと。

イ 年金事務所において実施する取組

(ア) 特別催告状の送付【実施時期：通年】

原則本部発送とするが、地域性を考慮した取組や、よりきめ細やかな対応が必要とされる対象層については、各月週次で計画し確実に実施する。(以下略)

(イ) 新規、短期未納者への納付書の送付【実施時期：通年】

未納期間 1～2 月の新規未納者に対して、新規未納から早い時期に未納期間分納付書送付（本部配信分）を活用するなどにより、納付書を送付する。また、現年度に 1～2 月の未納を有する者に対しても同様に納付書を送付する。

(ウ) 一部免除承認者で未納となっている者への納付書の送付【実施時期：通年】

一部免除承認者で承認期間に未納を有する者に対して、納付書を送付する。

(エ) 新たに第 1 号被保険者となる者に対する取組

a 職権適用者に対する勧奨【実施時期：通年】

特定業務契約職員による適用勧奨を行う際には、制度説明に併せて免除勧奨等を実施する。

b 20 歳到達者（年金手帳送付者を含む）に対する勧奨【実施時期：通年】

20 歳到達者については、年齢別の納付率も低調であり未納者の比率も高いため、年金手帳等送付時に学特申請書チラシ等を同封するなどして学生納付特例制度等について周知するとともに、納付勧奨を実施する。

(オ) 適正な法定免除処理【実施時期：通年】

法定免除該当者又は非該当者について、市区町村等関係機関及び関係部署との連携により、適確に把握し、国民年金法施行規則第 75 条及び第 76 条に基づき適正に処理する。

a 障害年金受給者

b 生活保護法に基づく生活扶助受給者（以下略）

② 年金事務所が独自に計画する取組

以下の取組については、前記①目標達成に向けて必ず実施する取組を実施した上で、各年金事務所の実状を踏まえ効果的な取組を実施すること。(以下略)

ア 口座振替不納者に対する取組

(ア) (中略) 口座振替不能者に対し、現金前納割引額の優位性を強調した納付勧奨を実施すること。【実施時期：5月・11月】

(イ) 再振替不能により1か月分が未納となった者へ納付書を送付し納付督促する。【実施時期：通年】

イ 納付書の送付

未納期間分納付書送付(本部配信分)を活用する他、効果的なきめ細かな取組を実施する場合は、以下のとおり行う。

(ア) 現年度未納者への送付【実施時期：通年】

前年度完納者のうち、現年度未納者に対して納付書及び口座振替申請書等を送付する。

(イ) 現年度、過年度の両方に未納期間を有する短期・中期未納者への送付【実施時期：通年】

現年度、過年度の両方に未納期間を有する短期・中期未納者に対して納付書のほか口座振替申請書等を送付すること。

(ウ) 納付が比較的容易に期待できる者への送付【実施時期：通年】

50歳代の現年度未納者など、納付が比較的容易に期待できる者に対して納付書のほか口座振替申請書等を送付する。

(エ) 厚生年金保険資格取得者への送付【実施時期：通年】

厚生年金保険に加入している者に対して、厚生年金保険加入前の未納期間に係る納付書を送付する。

(カ) 2か月前の資格取得者で現金納付している者を対象に納付書及び口座振替申出書やクレジットカード納付申出を送付し、口座振替、クレジット勧奨を実施する。

ウ 一部免除承認者及び職権適用者に係る随時分納付書送付時等の納付勧奨【実施時期：通年】

(ア) 一部免除承認者は、(中略)随時分納付書を「別送扱い」とした上で、チラシを同封して送付する。

(イ) 「職権適用者」に係る随時分納付書に適用通知書とチラシを同封して送付する場合は、「別送扱い」とする。また、第2号被保険者からの移行者については、特例免除に該当する可能性が高いことから、適用通知書等送付時に免除申請書チラシ等を同封するなどして免除制度について周知する。

エ 学生納付特例申請に係る勧奨

(ア) (中略) ターンアラウンド申請書の作成・送付【実施時期：4～5月】

(中略) 平成29年4月以降も引き続き在学予定である者に対し、ターンアラウンド申請書を作成の上、5月末までに到達するよう送付する。

(イ) ターンアラウンド申請書送付後の事後フォロー【実施時期6月～】

(中略) 受託事業者による事後フォローを着実に実施させる。

(ウ) 大学等のオリエンテーション及び学生証の交付時に職員を派遣して学生納付特例制度の周知と申請書の受理を行う。【実施時期：4月～】

(エ) ターンアラウンド申請書（学生納付特例）未提出者に対する再勧奨【実施時期 6月～7月】（以下略）

オ 申請免除・納付猶予に係る取組

(ア) 卒業した学生納付特例承認者に対する勧奨【実施時期：6月～】

卒業した学生納付特例承認者に対して納付書の送付に併せて納付猶予申請書を送付する。

(イ) 把握できた卒業予定者に対して納付猶予申請書を送付する。【実施時期：1月～3月】

(例) 卒業者に対する大学からの案内文書に納付猶予制度チラシの同封など

カ 納付督促及びターンアラウンドによらない免除勧奨は受託事業者において実施することから、独自対策として、納付書の送付及び免除等対象者へのターンアラウンド方式による免除勧奨を行うこと。なお、より効果を高めるため受託事業者に対してフォローコールを依頼するなど連携を密に行う。

(ウ) 免除対象層に対する免除等申請勧奨

申請すれば全額免除や学生納付特例等が承認される未納者を対象に、ターンアラウンドによる免除等勧奨を実施する。（以下略）

キ 納付書未送達者に対して居所未登録調査を実施して該当者を居所未登録者として登録すること。【実施時期：通年】（以下略）

ク ハローワーク（職業安定所）の雇用保険受給者初回時説明会において免除制度を説明し、取得届・免除申請書を受理する。【実施時期：通年】

ケ 電話番号の未収録者への取組【実施時期：通年】

(ウ) 市区町村に協力要請を行い、電話番号の情報提供を受けて電話番号を登録する。

(3) 市場化テスト事業の進捗管理等に関する取組と留意事項（以下略）

③ 受託事業者と年金事務所等の協力・連携

ア 年金事務所が実施する対策等の情報提供

受託事業者による効率的・効果的なフォローを実施するため、年金事務所や本部から送付する納付書等の情報をきめ細かく提供すること。

イ 督促を強化すべき対象者の情報提供

効果が見込まれる未納者属性ごとの情報を（中略）提供し、その結果について報告を求めること。

(4) 関係機関との協力・連携

免除等ターンアラウンド申請書の送付や強制徴収を実施する上で所得情報は必要不可欠であることから、平成29年4月中に磁気媒体による情報取得が行えるよう、市区町村との連絡調整を密にすること。

また、市区町村は各種届出等の受付窓口であり、被保険者と接する機会が多いため、この機会を活用し、被保険者への制度周知等を十分に行うとともに、第1号被保険者資格取得時の口座振替納付や現金による2年前納の促進、各種届書への電話番号の記載について協力依頼すること。

その他、免除等の制度周知や申請書の受理におけるハローワーク（職業安定所）との連携や、学生納付特例申請に関する代行事務及び卒業生への納付猶予制度の周知について大学等への協力依頼を行う等、関係機関との連携を強化すること。

① 市区町村への協力依頼

イ 第1号被保険者資格取得時における口座振替の促進や各種届書への電話番号記載について協力を依頼すること。

② ハローワーク（職業安定所）との連携強化

雇用保険受給者初回説明会や初回認定日における相談窓口の設置を含め、免除制度等の周知及び免除等申請書受理について、ハローワーク（職業安定所）で実施できる体制の整備について協力を依頼すること。

③ 大学等への協力要請

学生納付特例申請に関する代行事務や卒業生への納付猶予制度の周知について、説明会の実施、ポスターの掲示など、大学等に協力要請を行うこと。

図表 2-(2)-⑤ 必須対策の実施状況

(単位：件)

年度	平成 28				29 (29年9月未まで)			
	実施	一部実施	未実施	その他	実施	一部実施	未実施	その他
特別催告状の送付	45 (100%)				45 (100%)			
新規・短期未納者への納付書の送付	43 (95.6%)		2 (4.4%)		45 (100%)			
一部免除承認者で未納となっている者への納付書の送付	(独自対策に分類)				45 (100%)			
新たに第1号被保険者となる者に対する取組	34 (75.6%)		11 (24.4%)		32 (71.1%)	2 (4.4%)	11 (24.4%)	
	35 (77.8%)		9 (20.0%)	1 (2.2%)	35 (77.8%)		9 (20.0%)	1 (2.2%)
適正な法定免除処理	44 (97.8%)		1 (2.2%)		44 (97.8%)		1 (2.2%)	
	28 (62.2%)	4 (8.9%)	13 (28.9%)		30 (66.7%)	3 (6.7%)	12 (26.7%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した45年金事務所に占める割合である。

3 「その他」は、当該年金事務所において「事務センターが実施する業務であるため、実施の有無が確認できない」としているものである。

図表 2-(2)-⑥ 独自対策の実施状況（主なもの）

（単位：件）

年度		平成 28		29 (29年9月末まで)	
区分		実施	未実施	実施	未実施
納 付 書 の 送 付	前年度の完納者であって、現年度の未納者への送付	40 (88.9%)	5 (11.1%)	40 (88.9%)	5 (11.1%)
	現年度、過年度の両方に未納期間がある短 中期未納者への送付	40 (88.9%)	5 (11.1%)	44 (97.8%)	1 (2.2%)
	50歳代の現年度未納者など、納付が比較的 容易に期待できる者への送付	33 (73.3%)	12 (26.7%)	36 (80.0%)	9 (20.0%)
	厚生年金保険に加入している者で、過去に 国民年金の未納期間がある者への送付	29 (64.4%)	16 (35.6%)	35 (77.8%)	10 (22.2%)
免 除 等 勸 奨	卒業した学生納付特例承認者に、納付書の 送付に併せて納付猶予申請書を送付	34 (75.6%)	11 (24.4%)	44 (97.8%)	1 (2.2%)
	前年度の失業特例免除承認済者に、納付書 の送付に併せて免除申請書を送付	20 (44.4%)	25 (55.6%)	26 (57.8%)	19 (42.2%)
	申請すれば全額免除や学生納付特例等が承 認される未納者に、ターンアラウンド方式 の免除等申請書を送付	42 (93.3%)	3 (6.7%)	45 (100%)	0 (0.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

図表 2-(2)-⑦ 独自対策に係る取組例

① 各地域部が管轄区域内の年金事務所に対し、統一的に取り組むべき独自対策を示し、その実施を指示している例

地域部	事例の内容
南関東地域第一部、同第二部	<p>管内の全ての年金事務所に対し、平成 29 年度行動計画に明記されている取組に加え、当該地域部において統一的に取り組むべき独自対策として、次のような取組を実施するよう指示している。</p> <p>① 強制徴収対象者の範囲の拡大及び受給資格期間の短縮を踏まえ、強制徴収対象者や、従来、無年金者として分類されていたことから十分な納付督促が実施されていないと考えられる者への特別催告状等を送付すること。</p> <p>② 平成 28 年度の学生納付特例承認者であって、29 年度も在学予定であり、29 年 4 月分の保険料が未納である者に対し、早期に学生納付特例申請書を送付すること。</p> <p>③ 在学予定年月から勘案して、平成 29 年 4 月以降学生等でなくなったと推定される者で、29 年 4 月分の保険料が未納である者に対し、免除等申請書を送付すること。</p>
中部地域第一部、同第二部	<p>管内の年金事務所が平成 29 年度行動計画に基づき各年金事務所の行動計画を策定するに当たり、効果的と思われる次のような収納対策を取りまとめて示し、これらを取り込んだ行動計画を策定するよう指示している。</p> <p>① 新規未納者への早期の納付催告</p> <p>② 短期未納者への特別催告状の定期的な送付</p> <p>③ 中長期未納者への特別催告状の早期（上半期）の送付 等</p>

② 行動計画に示された取組以外に各年金事務所が独自に積極的な取組を実施している例

年金事務所	事例の内容										
札幌西、札幌東、苫小牧、留萌	<p>特別催告状について、行動計画に示された対象者に限らず、効果があると考えられる対象者を独自に抽出し、送付している。</p> <p>(平成 29 年度の具体的な送付対象者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金事務所</th> <th>送付対象者の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌西</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現年度に 3 か月の未納期間がある者 前月の職権適用者で未納となっている者 </td> </tr> <tr> <td>札幌東</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所得未申告者（免除該当見込み者） 多段階免除該当見込み者 強制徴収の対象者となる者のうち、納付猶予該当見込み者 </td> </tr> <tr> <td>苫小牧</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 失業特例免除該当見込み者 </td> </tr> <tr> <td>留萌</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に免除等が承認されているが 28 年度は免除等未申請の者 年金記録上の住所以外の場所に納付書等の送付を希望している者のうち、未納期間がある者 </td> </tr> </tbody> </table>	年金事務所	送付対象者の例	札幌西	<ul style="list-style-type: none"> 現年度に 3 か月の未納期間がある者 前月の職権適用者で未納となっている者 	札幌東	<ul style="list-style-type: none"> 所得未申告者（免除該当見込み者） 多段階免除該当見込み者 強制徴収の対象者となる者のうち、納付猶予該当見込み者 	苫小牧	<ul style="list-style-type: none"> 失業特例免除該当見込み者 	留萌	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に免除等が承認されているが 28 年度は免除等未申請の者 年金記録上の住所以外の場所に納付書等の送付を希望している者のうち、未納期間がある者
年金事務所	送付対象者の例										
札幌西	<ul style="list-style-type: none"> 現年度に 3 か月の未納期間がある者 前月の職権適用者で未納となっている者 										
札幌東	<ul style="list-style-type: none"> 所得未申告者（免除該当見込み者） 多段階免除該当見込み者 強制徴収の対象者となる者のうち、納付猶予該当見込み者 										
苫小牧	<ul style="list-style-type: none"> 失業特例免除該当見込み者 										
留萌	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に免除等が承認されているが 28 年度は免除等未申請の者 年金記録上の住所以外の場所に納付書等の送付を希望している者のうち、未納期間がある者 										

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2か月以上の未納期間がある者 ・ 平成28年の所得情報が未収録で、28免除年度に全額免除又は納付猶予の承認を受けている者 ・ 多段階免除該当見込み者であって、納付書を送付しても納付がない者 <p>(注) 1 平成29年5月から9月までの間の取組である。</p> <p>2 このほか、同様の取組を新潟西、新潟東、柏崎、那覇、コザ、石垣の各年金事務所でも実施している例がみられた(送付対象者は年金事務所により異なる。)</p>
一関、郡山	<p>収納支援システム(注)を活用した次のような取組を実施している。</p> <p>① 毎月、収納支援システムから失業特例免除対象者のデータを抽出し、これらの者から新たに厚生年金保険被保険者となった者を除いた残りの者に対して、免除申請書を送付(一関)</p> <p>② 毎月、収納支援システムから厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のデータを抽出し、これらの者に対して、納付書を送付(郡山)</p> <p>(注) 国民年金保険料の収納対策を効果的かつ効率的に実施するため、各種データの抽出等が可能な機構の内部システム</p>
柏崎	<p>保険料の一部免除承認者に対し当該承認後初めて納付書を送付する場合、機構本部から送付される納付書には、過去の未納保険料の総額が記載されている。未納期間が長期に及ぶ場合には、納付書を受け取った者が当該納付書に記載されている未納保険料の総額を見て納付意欲をなくしてしまうおそれがあるため、一部免除承認者に初めて送付する納付書を別送登録(注)とし、当該年金事務所において未納月ごとに分割した納付書を作成し、当該未納者に送付している。</p> <p>(注) 機構本部が送付する文書を年金事務所から送付する取扱いとするよう登録するもの</p>
中福岡	<p>新規未納者(未納月が1か月でも発生した者)の減少を図るため、次のような取組を実施している。</p> <p>① 毎月最終週に、新規未納者に対し、納付書を送付</p> <p>② ①で納付書を送付した新規未納者のうち、送付した納付書による納付期限までに保険料を納付しなかった者に対し、当該年金事務所が実施している納付相談会を案内する文書を送付</p> <p>③ ②で納付相談会の案内文書を送付した後においても未納期間がある者に対し、特別催告状を送付するなどして納付督促を実施</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑧ 独自対策（口座振替等の利用促進を図るための取組）の実施状況（単位：件）

年 度 区 分	平成 28			29		
	実施	未実施	不明	実施	未実施	不明
① 前年度完納者のうち、現年度未納者に対して納付書及び口座振替納付申出書等を送付	27 (60.0%)	17 (37.8%)	1 (2.2%)	27 (60.0%)	18 (40.0%)	0 —
② 現年度、過年度の両方に未納期間を有する短期・中期未納者に対して納付書のほか口座振替納付申出書等を送付	24 (53.3%)	20 (44.4%)	1 (2.2%)	24 (53.3%)	21 (46.7%)	0 —
③ 50 歳代の現年度未納者など、納付が比較的期待できる者に対して納付書のほか口座振替納付申出書等を送付	21 (46.7%)	24 (53.3%)	0 —	24 (53.3%)	21 (46.7%)	0 —
④ 2 か月前の資格取得者で現金納付している者を対象に納付書及び口座振替納付申出書やクレジットカード納付申出書を送付し、口座振替等の勧奨を実施	19 (42.2%)	26 (57.8%)	0 —	23 (51.1%)	22 (48.9%)	0 —

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

3 「実施」欄には、①から④までの取組として、口座振替納付申出書等を送付している年金事務所の数計上した。

4 「未実施」欄には、①から④までの取組として、口座振替納付申出書等を送付していない（納付書は送付しているが口座振替納付申出書等を同封していない場合を含む。）年金事務所の数計上した。

5 「不明」欄には、関係する資料が残されていなかったこと等により、①から④までの取組の実施状況が判明しなかった年金事務所の数計上した。

図表 2-(2)-⑨ 最終催告状を送付した者に対する口座振替勧奨の取組例

年金事務所	事例の内容
仙台東	<p>最終催告状送付者と接触（来所、電話）できれば、現年度の新規保険料の口座振替を勧奨している。また、最終催告対象期間の保険料を完納した者のうち、接触できなかった者に対しては、口座振替勧奨文書を送付している。</p> <p>さらに、最終催告対象期間の保険料を完納した者の情報を受託事業者に提供し、口座振替勧奨を依頼している。</p> <p>このほか、最終催告対象期間の保険料の分割納付を希望する者には、分割納付を認める場合には、口座振替納付申出書を提出することを条件としている。</p>
府中	<p>最終催告状を受け取った者から電話があった場合には、納付督促と同時に口座振替を勧奨している。また、滞納保険料を分割して納付することを希望する者に対し、分割納付を認める場合には、口座振替納付申出書を提出することを条件としている。</p> <p>さらに、最終催告状送付者のうち、最終催告対象期間の保険料を完納し、その後も引き続き第1号被保険者であって、かつ、口座振替を実施していない者に対し、口座振替納付申出書を提出するよう、当該年金事務所の職員が電話で勧奨している。</p>
平塚	<p>厚生年金保険被保険者や第3号被保険者となっている者、免除・学生特例納付・納付猶予となっている者を除き、最終催告状を送付する際に、口座振替納付申出書を併せて送付している。</p> <p>また、滞納していた保険料を完納した者が再度未納者となり、当該者が口座振替を申請していない場合には、当該者の情報を受託事業者に提供し、口座振替勧奨を依頼している。</p>
玉出	<p>単に口座振替納付申出書を対象者に送付するだけでは効果が期待できないため、最終催告状、来所通知、督促状、差押予告状等に反応（来所、電話）があった場合、滞納保険料の分割納付や滞納処分の一時保留の条件として、口座振替の利用を強く要請している。</p>
松山東	<p>既に第1号被保険者資格を喪失している者等を除き、最終催告状を送付する際に口座振替納付申出書を同封している。</p> <p>また、最終催告状送付者と連絡が取れた場合には、滞納保険料の完納前の段階であっても、今後の保険料納付は口座振替による納付が原則であることを説明し、口座振替納付申出書の提出を求めている。</p> <p>さらに、滞納保険料の一括納付が困難である者に対しては、分割納付を認める場合には、口座振替納付申出書を提出することを条件の一つとしているほか、口座振替納付申出書を提出するかどうか態度を保留している者や口座振替納付申出書を提出する約束をしたにもかかわらず当該申出書の提出を行っていない者に対しては、電話による督促を実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑩ 年金事務所と受託事業者の間で積極的に連携を進めている例

年金事務所	事例の内容
一関	未納期間がある者であって繰り返し戸別訪問等を行っても接触できなかった者のリストの提供を受託事業者から受け、当該リスト掲載者に納付書を送付している。
墨田	受託事業者が電話勧奨により口座振替等を行う約束を取り付け、年金事務所から口座振替納付申出書等を送付したものの、申出がない（申出書が未返送になっている）者をリスト化して受託事業者に提供し、リストの掲載者に対し、改めて口座振替等を勧奨している。
高松西、松山東、宇和島	市町村から提供された所得情報を基に、一部免除に該当することが見込まれる者のリストを作成して受託事業者に提供し、これらの者への免除申請の勧奨を依頼している。受託事業者の勧奨により免除申請を行った者はリストから除外し、リストに残った者については、再び受託事業者に勧奨を依頼している。
石垣	<p>特別催告状を送付するたびに、送付した者全員のリストを受託事業者に提供し、これらの者に対し優先的に納付督促等を行うよう依頼している。</p> <p>受託事業者では、提供されたリストを基に、リストが提供された月又はその翌月に納付督促を実施し、その結果を毎月、当該年金事務所に報告している。</p> <p>当該年金事務所では、受託事業者が納付督促等を行えなかった対象者について、適宜、電話により納付督促を実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑪ 年金事務所等との連携に関する受託事業者の意見要望（主なもの）

区 分	意見要望の内容
年金事務所等との情報共有等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報流出事件を踏まえ、年金事務所及び機構本部から提供される情報等は全て紙媒体となっているが、郵送の場合紛失リスク等もあるので、安全性の高い方法に変更してほしい。 ・ 各種情報が紙媒体で提供されるため、読み込み作業や読み込み後の誤りチェック等の作業量が多く負担である。 ・ 免除等の申請者に対し納付等督促を行わないよう年金事務所から免除等申請受付簿が紙媒体で郵送されてくるが、当該受付簿が届く前に免除等を申請中の者に納付等督促を行ってしまう場合があるため、電子媒体で提供してほしい。 ・ 年金事務所等と電子メールによるやり取りができず、報告や情報共有が円滑にできなくなっている。
納付記録の早期反映について	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストアで納付書により納付した者の納付記録については、年金記録に反映されるまでに時間が掛かるため、行き違いで納付済みの者に対し納付督促等を行ってしまうことがある。年金記録に早期に反映されるようにしてほしい。
年金事務所等から提供される情報の内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、未納者に対する年金事務所との折衝履歴が直近2件分しか確認できないが、既に年金事務所に相談している者等に納付督促を行って苦情が発生していることから、もう少し折衝履歴を確認できるようにしてほしい。 ・ 現在、年金事務所からは、未納者が免除等該当見込み者か否かの区分に係る情報が送付されてくるが、未納者のより詳細な所得情報が年金事務所から得られれば、未納者の所得の状況に応じたより効果的な納付督促を行うことができる。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑫ 関係機関との協力・連携に係る取組の実施状況

(単位：年金事務所)

年度 区分	平成 28				29			
	実施	一部実施	未実施	その他	実施	一部実施	未実施	その他
大学等のオリエンテーション及び学生証の交付時に職員を派遣して、学生納付特例の周知と申請書の受理を実施	11 (24.4%)	3 (6.7%)	30 (66.7%)	1 (2.2%)	11 (24.4%)	3 (6.7%)	30 (66.7%)	1 (2.2%)
大学等が卒業者に送付する文書に納付猶予制度のチラシ等を同封	17 (37.8%)		27 (60.0%)	1 (2.2%)	19 (42.2%)		25 (55.6%)	1 (2.2%)
ハローワークの雇用保険受給者初回説明会において、免除等制度を説明し、第 1 号被保険者資格取得届及び免除等申請書を受理	22 (48.9%)	13 (28.9%)	10 (22.2%)		25 (55.6%)	13 (28.9%)	7 (15.6%)	
市町村に協力要請し、被保険者の電話番号の提供を受けて登録	5 (11.1%)		40 (88.9%)		6 (13.3%)		39 (86.7%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

3 「一部実施」には、次のものを区分している。

- ・ 大学等のオリエンテーション及び学生証の交付時に職員を派遣し、学生納付特例の周知を行っているが、申請書の受理は行っていないもの
- ・ ハローワークの雇用保険受給者初回説明会において、免除等制度の説明を行っているが、第 1 号被保険者資格取得届及び免除等申請書の受理は行っていないもの

- ・ 年金事務所管内の一部のハローワークにおいてのみ当該取組を実施しているもの
- 4 「その他」は、「大学等のオリエンテーション及び学生証の交付時に職員を派遣して、学生納付特例の周知と申請書の受理を実施」及び「大学等が卒業者に送付する文書に納付猶予制度のチラシ等を同封」の取組の対象となるような大学等が当該年金事務所管轄内に存在しないものである。

図表 2-(2)-⑬ 年金事務所との協力・連携等に関する市の意見要望（主なもの）

区 分	意見要望の内容
年金事務所からの情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金事務所が特別催告状や免除申請書等を被保険者に送付した際には、多数の被保険者が市の窓口にも来所するため、事前に情報（送付する文書の内容、数、時期、対象者等）を提供してほしい。 ・ 免除等制度について分かりやすいパンフレットを作成してほしい。
各種制度の運用等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の納付義務者は、第一義的には被保険者本人であるが、法においては、配偶者や世帯主にも連帯納付義務があるものとされている。一方、同居の親族がいても住民票上別世帯にすることで全額免除となっている被保険者と、住民票上同一世帯であるために世帯主の所得の影響で納付猶予となっている被保険者がおり、住民票の世帯構成によって将来受け取る年金額に小さくない差が生じることに疑問がある。 ・ 継続免除を申請した者の中には、当該申請に係る免除の承認期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により当該免除を申請する旨を申し出たことを失念し、提出する必要のない申請書等を改めて提出する者がいる。前の免除の承認期間の終了後に次の期間の継続免除の審査を開始する旨を本人に通知すれば、不必要な申請を未然に防止することができ、市の窓口業務の負担軽減につながるのではないかと。 ・ 海外に転出する市民が任意加入を希望する場合、第1号被保険者資格喪失届と同日に任意加入を届け出なければならないこととされているため、任意加入の希望を事前に相談されても届出は受理できず、任意加入を断念してしまった人がいる。何とかならないかと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ どこでどのように保険料を納付したらよいかといった基本的な相談が多い。年金事務所から送付される案内パンフレット等の種類が多く、被保険者が混乱しているのではないかとと思われる。 ・ 外国人居住者が多く、対策が必要だと考えるので、外国語（近年増加しているベトナム人、ネパール人等向けの言語）の案内パンフレットの作成など、外国人対策に力を入れてほしい。

（注）当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑭ 各年度の現年度納付率等

区分	現行中期目標・中期計画期間				
	平成 25 年度分	26 年度分	27 年度分	28 年度分	29 年度分
①現年度納付率 (%)	60.89	63.05	63.39	65.04	66.34
前年度実績からの伸び幅 (ポイント)	—	+2.16	+0.34	+1.65	+1.3
行動計画における目標 (%)	—	—	64.09	64.57	66.20
②過年度 1 年目納付率 (%)	67.19	68.56	69.92	71.52	—
現年度納付率との差 (ポイント)	+6.30	+5.51	+6.53	+6.48	—
行動計画における目標 (ポイント)	—	+4.0 以上	+4.0 以上	+4.0 以上	—
③最終納付率 (%)	70.14	72.18	73.14	—	—
現年度納付率との差 (ポイント)	+9.25	+9.13	+9.75	—	—
行動計画における目標 (ポイント)	—	+7.0 以上	+7.0 以上	—	—

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(2)-⑮ 調査した 45 年金事務所における現年度納付率の目標及び実績

年金事務所		27 年度	28 年度			29 年度		
		実績 (%)	目標 (%) A	実績 (%) B	差 (ポイント) B-A	目標 (%) C	実績 (%) D	差 (ポイント) D-C
全国 312 年金事務所の平均		63.39	64.57	65.04	0.47	66.20	66.34	0.14
調査した 45 年金事務所の平均		61.00	62.26	62.82	0.56	64.02	63.98	▲0.04
1	札幌西	56.35	57.35	58.70	1.35	59.99	61.49	1.49
2	札幌東	50.51	51.78	52.93	1.14	54.34	54.68	0.34
3	苫小牧	58.91	60.17	60.30	0.12	61.61	62.47	0.86
4	留萌	76.59	77.59	80.15	2.56	80.87	81.54	0.67
5	仙台東	59.27	60.49	61.44	0.96	62.69	63.23	0.54
6	一関	72.44	73.66	75.46	1.80	76.44	76.74	0.31
7	郡山	59.87	61.34	61.88	0.54	63.26	63.82	0.56
8	寒河江	77.62	78.52	79.09	0.57	79.85	80.27	0.42
9	新宿	52.75	53.91	53.60	▲ 0.31	55.10	54.27	▲0.84
10	墨田	61.62	62.77	63.77	1.01	65.00	65.42	0.42
11	足立	54.55	56.15	55.41	▲ 0.74	56.88	56.59	▲0.29
12	府中	62.85	63.97	63.82	▲ 0.15	65.05	64.69	▲0.37
13	横浜中	56.94	58.07	58.76	0.69	60.16	60.01	▲0.15
14	相模原	58.98	60.13	61.27	1.14	62.58	63.36	0.78
15	平塚	64.20	65.32	65.45	0.13	66.63	66.55	▲0.08
16	藤沢	65.66	67.06	67.03	▲ 0.04	68.17	68.40	0.23
17	新潟西	71.89	72.90	73.34	0.44	74.30	74.42	0.13
18	新潟東	73.56	74.56	75.54	0.98	76.43	77.12	0.69
19	柏崎	80.53	81.54	82.16	0.62	82.82	83.57	0.75
20	大曾根	66.92	68.04	68.09	0.05	69.19	68.47	▲0.72
21	鶴舞	49.15	51.43	49.47	▲ 1.97	51.02	48.39	▲2.63
22	砺波	84.64	85.29	85.56	0.27	86.11	86.30	0.19
23	富山	74.54	75.49	76.31	0.82	77.17	77.26	0.09
24	金沢北	70.59	71.64	72.46	0.82	73.42	73.73	0.31
25	金沢南	77.01	77.89	78.40	0.51	79.18	79.31	0.12
26	七尾	80.00	81.04	81.33	0.29	82.01	82.17	0.15
27	大手前	46.15	47.51	47.80	0.28	49.39	48.23	▲1.16
28	玉出	42.13	43.49	42.62	▲ 0.86	44.30	42.67	▲1.63
29	福島	53.42	54.68	57.69	3.01	59.05	57.09	▲1.96
30	豊中	60.87	62.15	62.03	▲ 0.12	63.29	63.29	0.00
31	須磨	62.92	64.10	64.95	0.84	66.15	66.00	▲0.15

32	広島東	65.23	66.37	67.35	0.97	68.43	68.16	▲0.27
33	三次	78.35	79.20	80.98	1.78	81.67	81.90	0.23
34	岡山東	73.20	74.19	76.91	2.71	77.73	77.91	0.17
35	出雲	78.31	79.16	80.66	1.50	81.36	81.31	▲0.05
36	高松西	68.19	69.29	69.80	0.52	70.85	71.08	0.23
37	松山東	62.32	63.54	64.80	1.26	65.97	67.20	1.23
38	宇和島	78.69	79.69	79.80	0.10	80.53	80.78	0.26
39	博多	47.01	49.01	49.72	0.71	51.26	50.55	▲0.71
40	八幡	58.68	60.68	61.55	0.87	62.82	62.67	▲0.15
41	中福岡	56.33	57.85	58.18	0.33	59.53	58.69	▲0.84
42	鹿児島南	74.46	75.96	75.79	▲0.17	76.64	77.05	0.41
43	那覇	44.54	46.04	47.42	1.38	48.98	47.97	▲1.02
44	コザ	42.28	43.78	47.20	3.42	48.76	49.71	0.95
45	石垣	47.41	48.91	50.42	1.51	51.92	50.64	▲1.27

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 ▲はマイナスを示す。

3 端数処理を行っているため、現年度納付率の目標とその実績との差（ポイント）と当該欄の数値が一致しない場合がある。

図表 2-(2)-⑯ 各年度における口座振替等の利用状況

① 納付方法別の利用状況

時点	平成 25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末
口座振替等（納付書を用いない納付）を行っている者の割合（％）	37.4	37.5	37.0	38.0	38.4
うち口座振替納付	35.6	35.7	35.1	35.7	35.5
うちクレジットカード納付	1.8	1.8	1.9	2.3	2.9
納付書を用いた納付を行っている者の割合（％）	62.6	62.5	63.0	62.0	61.6

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 各欄の数値は、当該年度末における被保険者（保険料の全額の納付を免除又は猶予されている者を除く。）に占める当該納付方法により納付を行っている者の割合である。

② 現年度保険料に係る納付方法別納付月数及びその割合

年度	平成 26	27	28
口座振替等（納付書を用いない納付）による納付月数（万月）	4,738 (55.0%)	4,502 (54.3%)	4,227 (54.0%)
うち口座振替納付	4,488 (52.1%)	4,258 (51.4%)	3,977 (50.8%)
うちクレジットカード納付	250 (2.9%)	244 (2.9%)	250 (3.2%)
納付書を用いた納付月数（万月）	3,870 (45.0%)	3,790 (45.7%)	3,608 (46.0%)
うち金融機関窓口	1,952 (22.7%)	1,446 (17.4%)	1,209 (15.4%)
うちコンビニエンスストア	1,700 (19.8%)	1,760 (21.2%)	1,776 (22.7%)
うち電子納付	218 (2.5%)	584 (7.0%)	623 (8.0%)
計（万月）	8,607 (100%)	8,291 (100%)	7,835 (100%)

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 端数処理を行っているため、口座振替等（納付書を用いない納付）による納付月数及び納付書を用いた納付月数の合計と計欄の数値が一致しない場合がある。

3 () 内は、各年度の現年度保険料に係る納付月数に占める割合である。

図表 2-(2)-⑰ 平成 27 年度及び 28 年度の最終催告状送付者の口座振替の申請状況

勸奨方法	計	① 文書（口座振替 納付申出書等の郵 送）	② 口頭（本人来所時 や架電・受電時）	③ ①と②の 両方
口座振替の勸奨を 行った者（a）	281	179	70	32
口座振替を申し込 んだ者（b）	39 (13.9%)	14 (7.8%)	20 (28.6%)	5 (15.6%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 45 年金事務所において、平成 27 年度及び 28 年度に強制徴収の対象として最終催告状を送付した者であって、かつ、口座振替の勸奨が行われた実績が確認できた者の中から 1 年金事務所当たり無作為に 10 人を抽出した（ただし、最終催告状を送付した者がいない年金事務所がある、強制徴収対象未納保険料の納付が終わっていないため口座振替勸奨を行っていない者がいる等の理由から、総数は 281 人となっている。）。

3 () 内は、口座振替の勸奨を行った者（a）に占める口座振替を申し込んだ者（b）の割合（b/a）である。

図表 2-(2)-⑱ 調査した 45 年金事務所における平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者の口座振替の申請状況

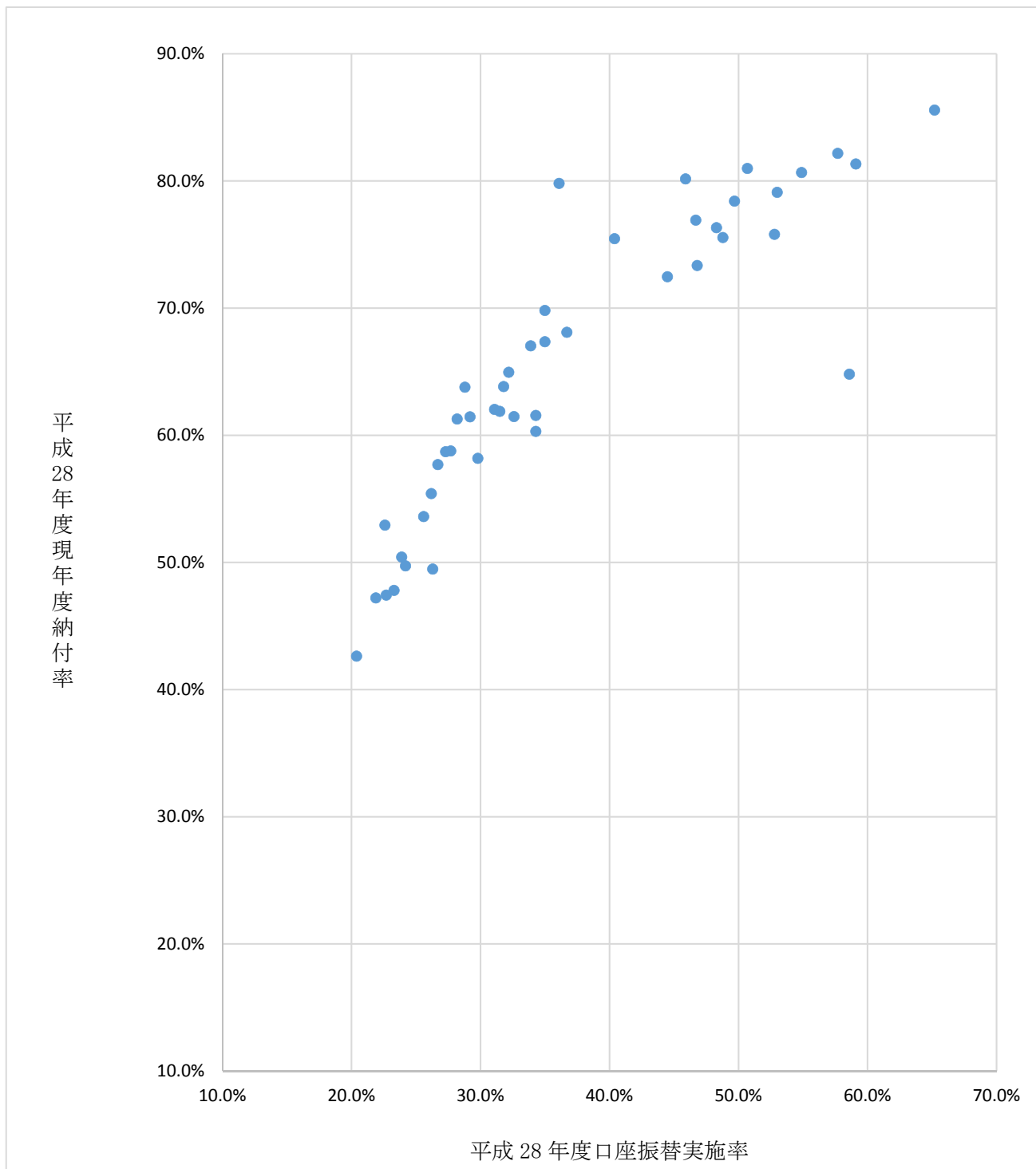
口座振替を申請した者の割合が把握できた年金事務所数 (口座振替を申請した者の割合別)			口座振替を申請した者の割合が把握できなかった年金事務所数	口座振替を申請した者の割合が把握できた 27 年金事務所における 口座振替を申請した者の割合の平均
10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 (目標達成)		
8 (17.8%)	11 (24.4%)	8 (17.8%)	18 (40.0%)	14.1%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

図表 2-(2)-⑱ 口座振替実施率と現年度納付率との相関関係

○ 相関係数 0.892



(注) 機構の資料（調査した45年金事務所の現年度納付率及び口座振替実施率（いずれも平成28年度））に基づき、当省が作成した。

図表 2-(2)-㉔ 口座振替利用者の現年度納付率（平成 28 年度）

区 分	全体の現年度納付率	口座振替利用者の現年度納付率
調査した 45 年金事務所の平均	62.7%	93.9%

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 口座振替利用者の現年度納付率が最も高い年金事務所は留萌年金事務所（95.7%）であり、最も低い年金事務所は那覇年金事務所（90.8%）である。

図表 2-(2)-㉕ 口座振替を開始した強制徴収対象者の保険料の納付状況

① 平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者であって、年金事務所の口座振替勧奨により口座振替を利用することとなった者	39 人
② ①のうち、平成 29 年 8 月までに口座振替が開始された者	16 人
③ ②の者に係る口座振替開始から平成 29 年 8 月までの納付対象月数	114 月
④ ③のうち納付月数	102 月
⑤ 納付率（④／③）	89.5%

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-㉔ 口座振替の利用促進に係る市の意見（主なもの）

区分	意見の内容
口座振替の開始・停止に係る期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金加入時に口座振替等を希望しても、口座振替等を開始するための機構での事務作業に 2 か月程度の期間を要するため、初回の納付は納付書により行わなければならないことについて被保険者から不満が寄せられることがある。口座振替等の開始に係る期間の短縮化を図り、初回納付時から口座振替等を利用できるようにしてほしい。 ・ 国民年金の第 1 号被保険者から第 2 号被保険者に変更となる場合などに、すぐに保険料の口座振替の停止ができるよう、システム等を改善してほしい。例えば、失業者の中には、「すぐに仕事が見付かるから口座振替にしない」、「還付手続が面倒」との理由で口座振替の手続を行わない者がいるため、これらの者に対し、口座振替の停止が容易にできることが説明できれば、口座振替の勧奨がしやすくなる。
口座振替申出手続の簡略化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金と厚生年金保険を頻繁に行き来する被保険者も多くいるが、口座振替を希望する場合、その都度口座振替納付申出書を提出する必要があり、被保険者にとって負担になっている。 ・ 従前第 1 号被保険者として口座振替による納付を行っていた者が、種別変更や海外移住による任意加入を経て、再度第 1 号被保険者となる場合、口座振替納付申出書の提出を省略するなど口座振替申出手続の簡略化を図ってほしい。 ・ 他の公的料金等の口座振替と一括して国民年金保険料の口座振替も申し出ることができるよう、口座振替申出手続を簡易又は柔軟に取り扱ってほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」の提出後、いつ頃から口座振替が開始されるかのタイムスケジュールを示してもらえるとありがたい。国民年金の資格取得の手続を行った者に対して、具体的な説明を行うことにより効果的に口座振替の勧奨を行うことができる。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-㉓ 国民健康保険の保険料の口座振替による納付を促進するための積極的な取組を実施している例

① 政令指定都市（20市）及び東京都特別区（23区）における状況（平成29年度）

区分	実施している市区
(i) 国民健康保険条例施行規則等において、保険料の普通徴収に係る納付について、その方法を口座振替による旨を規定する等により、口座振替による保険料納付を原則化	20市区（札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市、品川区、中野区、豊島区、荒川区、葛飾区、江戸川区）
(ii) 金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービスや、WEBからの口座振替の申込みができるサービスを導入し、口座振替納付申出書等の記入、提出等をなくして、口座振替の申出手続をより容易にすることができる取組を実施	37市区（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 (i) の「口座振替による保険料納付の原則化」については、平成30年4月時点で、国民健康保険条例施行規則等において保険料の普通徴収に係る納付は口座振替の方法による旨の規定があることを当省が把握した市区、又は、ホームページにおいて国民健康保険の保険料の納付（普通徴収）は口座振替が原則である旨の案内があることを当省が把握した市区を計上している。

3 (ii) の「口座振替の申出手続をより容易にすることができる取組の実施」については、平成30年4月時点で、ホームページにおいて国民健康保険の保険料の口座振替のマルチペイメントネットワークシステム（下記参照）による申込み又はウェブサイトからの申込みが可能である旨の案内があることを当省が把握した市区を計上している。

(参考) マルチペイメントネットワークシステム

マルチペイメントネットワークシステムとは、税金、公共料金、保険料等の収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、納付者がATM、電話、パソコン等から税金等の支払や口座振替の申込みができ、かつ、その情報が収納機関に通知される仕組みであり、金融機関が主体となって設立された「日本マルチペイメントネットワーク運営機構」が運営している。

このシステムにより提供されるサービスには、①収納サービス（税金、公共料金、保険料等の支払を金融機関のATM、電話、パソコン等を利用してできるサービス）、②口座振替受付サービス（口座振替契約（新規、変更）の受付を、金融機関のキャッシュカードを用いて、収納機関の窓口端末、モバイル端末、金融機関のATM、インターネットバンキング等から行うことができるサービス）等があるが、機構は、①については導入しているが、②については導入していない。

② 保険料の口座振替の原則化を実施した国民健康保険の保険者の例

保険者	事例の内容																
広島市	<p>広島市では、国民健康保険の保険料の収納率の向上を図るため、国民健康保険規則を改正し、平成 29 年度から、普通徴収に係る保険料の納付方法を原則として口座振替とした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 広島市国民健康保険規則（昭和 34 年規則第 22 号）（抜粋） （保険料の納付方法）</p> <p>第 20 条の 2 普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法による。ただし、これにより難しいときは、納付書による納付その他の方法によることができる。</p> </div> <p>（注）平成 29 年 4 月 1 日施行</p> <p>その結果、広島市における平成 29 年度末の国民健康保険の保険料の口座振替実施率は、次表のとおり、前年度末から 3.0 ポイント上昇している。</p> <p>表 広島市における国民健康保険の保険料の口座振替実施率の推移</p> <table border="1" data-bbox="292 898 1439 1043"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替実施率 (%)</td> <td>45.5</td> <td>44.7</td> <td>44.0</td> <td>47.0</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>-1.0</td> <td>-0.8</td> <td>-0.7</td> <td>+3.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）広島市の資料による。</p>	年度	平成 26	27	28	29	口座振替実施率 (%)	45.5	44.7	44.0	47.0	対前年度比	-1.0	-0.8	-0.7	+3.0	
年度	平成 26	27	28	29													
口座振替実施率 (%)	45.5	44.7	44.0	47.0													
対前年度比	-1.0	-0.8	-0.7	+3.0													
福岡市	<p>福岡市では、国民健康保険の保険料の収納率の向上を図るため、国民健康保険条例施行規則を改正し、平成 27 年度から、普通徴収に係る保険料の納付方法を原則として口座振替とした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 福岡市国民健康保険条例施行規則（昭和 34 年規則第 59 号）（抜粋） （普通徴収に係る保険料の納付方法）</p> <p>第 10 条 普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、これにより難しいときは、納付書その他の方法により納付させることができる。</p> </div> <p>（注）平成 27 年 4 月 1 日施行</p> <p>また、平成 26 年度の途中（27 年 1 月）から、金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービスを導入した。</p> <p>これらの取組の結果、福岡市における国民健康保険被保険者世帯に占める口座振替加入世帯の割合は、表 1 のとおり、平成 25 年度末までは減少傾向にあったが、26 年度末以降増加傾向に転じているほか、口座振替加入世帯数も、新規加入世帯を中心に増加している。</p> <p>表 1 福岡市における国民健康保険の保険料の口座振替加入世帯割合等の推移</p> <table border="1" data-bbox="292 1912 1439 2051"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替加入世帯割合 (%)</td> <td>40.8</td> <td>40.4</td> <td>40.2</td> <td>40.5</td> <td>42.2</td> <td>43.8</td> <td>45.3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	口座振替加入世帯割合 (%)	40.8	40.4	40.2	40.5	42.2	43.8	45.3
年度	平成 23	24	25	26	27	28	29										
口座振替加入世帯割合 (%)	40.8	40.4	40.2	40.5	42.2	43.8	45.3										

口座振替加入世帯数（世帯）	91,358	91,125	91,184	91,165	93,834	95,353	97,281
うち新規加入世帯数	12,355	11,905	12,503	12,984	17,144	18,793	19,014

（注）福岡市の資料による。

また、国民健康保険の保険料の収入額に占める口座振替による納付額の割合をみると、表2のとおり、平成25年度までは減少傾向にあったが、26年度以降増加傾向に転じている。

表2 福岡市における国民健康保険の保険料の収入額に占める口座振替による納付額の割合の推移

年度	平成23	24	25	26	27	28	29
収入額に占める口座振替による納付額の割合（%）	56.7	55.6	55.1	55.2	55.6	56.1	56.6

（注）福岡市の資料による。

なお、平成27年度の福岡市における収納方法別の国民健康保険の保険料の現年度収納率（普通徴収）をみると、口座振替以外の方法に係る収納率が82.28%であるのに対し、口座振替に係る収納率は97.47%と高くなっており、その結果、27年度の現年度収納率は、表3のとおり、90%を超えるに至っている（28、29年度も同様）。

表3 福岡市における国民健康保険の保険料の現年度収納率の推移

年度	平成23	24	25	26	27	28	29
収納率（%）	87.07	87.21	87.71	88.81	90.09	90.81	91.69
対前年度比	+0.79	+0.14	+0.5	+1.1	+1.28	+0.72	+0.88

（注）福岡市の資料による。

さらに、金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービスの導入後、同サービスを通じて口座振替の加入手続を執った世帯数は、表4のとおり、平成29年度には口座振替の新規加入世帯数の50%以上を占めるようになっている。

表4 福岡市における加入手続別の口座振替の新規加入世帯数の推移

年度	平成27		28		29	
金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービスによる加入	6,722	(39.2)	9,333	(49.7)	9,690	(51.0)

複写式の口座振替申込書等による加入等	10,422 (60.8)	9,460 (50.3)	9,324 (49.0)
計	17,144 (100)	18,793 (100)	19,014 (100)

(注) 福岡市の資料による。

福岡市では、同サービスを導入したことにより、次のようなメリットがあったとしている。

- ① 従来、市の窓口に来られて口座振替の申込みをされた方については、書類の受付・確認、金融機関への回送、口座利用確認等の事務が必要であり、市の事務負担が生じていたが、これが不要となった。
- ② 従来、口座振替の申込みから事務処理が完了するまでに少なくとも2週間以上の期間を要していた。このため、口座振替実施者の登録が毎月20日前後であることもあり、申込時期によっては、口座振替の開始が申込みをした月の翌々月となることもあった。同サービスを利用することで、事務手続自体は即日で済むことから、口座振替実施者の登録日までに申込みがされれば、当月末から口座振替が開始されることになった。

(注) 当省の調査結果による。

3 無年金者・低年金者の発生抑止

(1) 免除等制度の的確な運用の徹底

勸 告	説明図表番号
<p>ア 継続免除等審査の的確な実施</p> <p>【制度の概要】</p> <p>被保険者が一定の事由により保険料の全額免除や納付猶予を申請した場合において、当該申請に係る免除等の承認期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により当該免除等を申請する旨を申し出たときは、改めて申請書及び添付書類（国民年金手帳、所得の状況を明らかにすることができる書類等）を提出することなく、引き続き当該免除等の審査を受けることができることとされている（規則第77条第3項等。以下、この仕組みを「継続免除等」、継続免除等の申請に係る審査を「継続免除等審査」という。）。</p> <p>継続免除等については、保険料の全額免除又は納付猶予を受けようとする期間に係る年度（以下「免除等年度」という。）が、7月1日から翌年6月30日までとされていることから、前の免除等年度が終了した後の7月1日に申請がなされたものとして取り扱われ、その後の審査等が行われる。</p> <p>継続免除等審査は、「申請全額免除等の継続申請に係る事務の取扱いについて」（平成18年3月23日付け庁保険発第0323001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）等に基づき、次のような流れで行われる。</p> <p>① 年金事務所から、継続免除等の申請者の氏名、生年月日等の基本情報を当該申請者が住所を有する市町村に送付して、当該申請者に係る審査に必要な情報（以下「所得情報等」という。）の提供を依頼する。</p> <p>② 市町村は、年金事務所から依頼された申請者に係る所得情報等を住民基本台帳や地方税課税台帳等から確認し、その結果を年金事務所又は事務センターに提供する。</p> <p>③ 事務センターにおいて、市町村から提供された所得情報等に基づき、継続免除等審査を実施し、その結果を申請者本人に通知する。</p> <p>このうち、③の事務センターにおける審査においては、申請者に係る扶養親族等の有無及び数や連帯納付義務者の有無により、当該申請者が免除等の基準を満たすか否かが異なってくることから、市町村から機構に提供される所得情報等については、継続免除等に係る申請がなされたものとされる7月1日以降に市町村において確認が行われたものが提供されるべきものとされている（「国民年金保険料の免除等の事務に係る質疑応答について」（平成18年8月3日付け庁保険発第0803001号社会保険庁運営部年金保険課長通知））。</p> <p>【調査結果】</p> <p>継続免除等の仕組みは、免除等申請者の負担軽減を図るほか、免除等</p>	<p>図表3-(1)-①</p> <p>図表3-(1)-②</p> <p>図表3-(1)-③</p>

の申請漏れを防ぐことができ、無年金者の発生抑止に資するものと考えられることから、継続免除等審査等の事務が的確に実施されることが求められる。

このような観点から、今回、当省が36年金事務所（注1）及び延べ36市（注2）を対象として継続免除等審査の実施状況及び所得情報等の提供状況について調査した結果、以下のとおり、所得情報等の提供依頼や提供された所得情報等を利用した継続免除等審査が的確に行われていない状況がみられた。

（注）1 本行政評価・監視の調査対象45年金事務所のうち、所得情報等の提供状況について調査した延べ36市から当該所得情報等の提供を受けている36年金事務所における継続免除等審査の実施状況を調査した。

2 本行政評価・監視の調査対象34市のうち、1市は調査対象年金事務所に対する所得情報等の提供を行っておらず、3市はそれぞれ2つの調査対象年金事務所に所得情報等を提供していることから、所得情報等の提供状況を調査した市の数は「延べ36市」となる。

① 13年金事務所において、市から7月1日より前の世帯状況に基づく所得情報等の提供を受け、当該情報に基づいて継続免除等審査を行っている状況がみられ、その中には、市から1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等の提供を受け、当該情報に基づいて継続免除等審査を行った結果、7月1日時点の情報により審査していれば免除が承認されていた者について、不承認としていた例がみられた。

図表3-(1)-④

② 市への情報提供依頼時に、所得情報等に係る確認を行うべき時期が7月1日以降であることを示していない例（25年金事務所）や、市から提供された所得情報等が、どの時点の世帯構成に基づいたものかを確認していない例（7年金事務所）がみられた。

図表3-(1)-⑤

一方、事務センターにおいて、市から提供された所得情報等が7月1日より前の世帯構成に基づくものであることをあらかじめ把握しており、その後、提供された所得情報等が7月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等と相違点がないかを市に照会し、その結果を踏まえ、継続免除等審査を行っている例もみられた。

図表3-(1)-⑥

なお、機構では、今後の継続免除等審査において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関等間の情報連携を通じて、継続免除等の申請者に係る所得情報等の提供を受けることを予定している。

イ 法定免除審査の的確な実施

【制度の概要】

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助の受給者（以下「生活扶助受給者」という。）は、法定免除に該当し、保険料の納付義

図表3-(1)-⑦

務が免除される（法第 89 条第 1 項第 2 号、規則第 74 条第 1 号）。このため、第 1 号被保険者は、生活扶助受給者となったとき、又は生活扶助受給者ではなくなったときは、14 日以内に、その旨を機構に届け出なければならないこととされている（規則第 75 条及び第 76 条）。

しかし、これらの届出漏れが多かったことを踏まえ、平成 19 年に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 110 号）により法が改正され、年金事務所が、福祉事務所や市町村に対し、新たに生活扶助受給者となった者（以下「法定免除該当者」という。）及び生活扶助受給者ではなくなった者（以下「法定免除非該当者」という。）に関する情報（以下「生活保護情報」という。）の提供を依頼できることとされた（法第 108 条第 2 項）。また、年金事務所では、福祉事務所や市町村から生活保護情報の提供を受けた後、当該情報を基に法定免除該当者や法定免除非該当者に対し当該届出を勧奨し、その上で、勧奨後も一定期間、当該届出を行わない者については、法定免除該当者又は法定免除非該当者であることを機構が確認したこととして、職権により法定免除に該当又は法定免除が消滅した旨の処理を実施できることとした（規則第 75 条ただし書及び第 76 条ただし書）。

これを踏まえ、毎事業年度の行動計画では、必須対策として、「適正な法定免除処理」（年金事務所が、法定免除該当者又は法定免除非該当者について、市町村等関係機関及び関係部署との連携により、適確に把握し、規則第 75 条及び第 76 条に基づき適正に処理すること）が規定されている。

図表3-(1)-⑧

【調査結果】

平成 19 年の法改正の趣旨を踏まえると、年金事務所は、確実に福祉事務所や市町村から生活保護情報を入手し、的確に届出勧奨及び職権処理を行うことが求められる。

このような観点から、今回、当省が 45 年金事務所を対象として平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）の行動計画に基づく取組の実施状況等について調査した結果、市町村から生活保護情報の提供を受けられず、法定免除該当者や法定免除非該当者に対する届出勧奨及び職権処理を実施できていない等、「適正な法定免除処理」の取組が実施できていないとする年金事務所が、28 年度は 17 年金事務所（37.8%）、29 年度は 15 年金事務所（33.3%）みられた。

図表3-(1)-⑨

これらの年金事務所に生活保護情報を提供していない市の中には、その理由として、「外部の機関である年金事務所に対し、生活保護情報を提供することについて、生活保護担当課の了解が得られないこと」等を挙げているものがみられた。

一方、機構本部は、統一的な業務手順について定めた「業務処理要領」（平成 29 年 4 月 1 日要領第 197 号）において、原則として月 1 回以上、

図表3-(1)-⑩

年金事務所から市町村に対し生活保護情報の提供を依頼するよう規定している。しかし、同要領では、情報提供の依頼に当たっての実施方法や提供頻度等の詳細は、年金事務所と市町村の国民年金担当部局等とで協議するよう指示しているにとどまっている。また、生活保護情報の提供について協力を得られていない市町村が存在することは承知しているが、その数や理由については把握していないこともあり、このような状況を解消するための特段の対策も講じておらず、各年金事務所における対応に委ねている。厚生労働省も、平成25年10月に「国民年金法第89条第2号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」(平成25年10月22日付け年管管発1022第6号厚生労働省年金局事業管理課長通知)を機構に対して発出し、市町村の国民年金担当部局を経由して福祉事務所等に対し定期的に生活保護情報の提供を依頼し、当該情報を基に法定免除に係る届出勧奨と職権処理を的確に実施するよう指示している。また、同時に、生活保護行政を所管する厚生労働省社会・援護局から、各都道府県等の生活保護担当課に対し、年金事務所等からの情報提供依頼に対し必要な協力を行うよう依頼する文書を発出している。しかし、その後は、機構における生活保護情報の把握状況等は特段把握しておらず、また、市町村に対して、生活保護情報の提供に関し特段の協力の要請等を行っていない。

図表3-(1)-⑪

【所見】

したがって、厚生労働省は、無年金者の発生を抑止する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 機構に対し、番号利用法に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関等間の情報連携が開始されるまでの間における継続免除等審査に係る事務の取扱いに関し、次の点について指導すること。
 - i 市町村に対して継続免除等審査に必要となる所得情報等の提供を依頼する場合には、提供を受ける所得情報等は7月1日以降に確認されたものである必要があることを明示すること。
 - ii 年金事務所において、提供された所得情報等が市町村において確認された日を確認し、7月1日より前に確認された情報が提供されている場合には、改めて7月1日以降に確認された情報の提供を求める等により、継続免除等審査に係る事務を的確に実施すること。あわせて、機構に対し、上記の情報連携を通じて提供された所得情報等に基づき、継続免除等審査に係る事務を的確に実施するよう指導すること。
- ② 機構に対し、生活保護情報の提供について協力を得られていない市町村及びその理由を把握し、その対応案を含め厚生労働省に報告するよう指導すること。これを受け、同省において、機構がこれらの市町村から生活保護情報の提供を受けられるような方策を検討すること。

図表 3-(1)-① 継続免除等に関する法令の規定

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（保険料全額免除の申請）

第 77 条 法第九十条第一項の規定による申請は、保険料全額免除（同項の規定により保険料の納付を要しないものとするをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年七月一日から翌年六月三十日までをいう。第七十七条の三第一項及び第七十七条の五第一項において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号
- 二 保険料全額免除を受けようとする期間
- 三 前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主（申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）及び申請者の配偶者の氏名
- 四 第二号に規定する期間における申請者、申請者の属する世帯の世帯主又は申請者の配偶者（以下第七十七条の五を除き「申請者等」という。）が法第九十条第一項の規定により、保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 国民年金手帳
- 二 前項第二号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主及び申請者の配偶者の有無を明らかにする書類又は当該有無に関する申立書
- 三 前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から六月までのいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下この条、第七十七条の三及び第七十七条の五において同じ。）の所得（令第六条の十一の規定によつて計算した額をいう。以下この条及び第七十七条の五において同じ。）が五十七万円を超えない申請者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

3 法第九十条第一項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者が、第一項に規定する申請書（保険料全額免除を受けようとする期間に保険料全額免除の申請日が含まれる場合に限る。）の提出の際に法第九十条第一項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第一項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。

（注）下線は当省が付した。

図表 3-(1)-② 「申請全額免除等の継続申請に係る事務の取扱いについて」(平成 18 年 3 月 23 日付
け庁保険発第 0323001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知)(抜粋)

第 1 事務処理の主な変更点

1 申請書の受付・審査

従来、申請書は、被保険者が住所地市町村に提出することとなっていたが、継続申請者は申請書の提出を要しないものとされているため、継続申請者の氏名、生年月日等の基本情報を記載した申請書を社会保険事務所から当該継続申請者の住所地市町村に回付し、当該市町村において住民基本台帳、地方税課税台帳等から審査に必要な所得等を確認し、それを基に社会保険事務所で審査することとしたこと。

第 2 具体的な取扱い

1 市町村との調整

継続申請者の所得等の確認は、当該継続申請者の住所地市町村において行うこととなるため、各社会保険事務所は、管内市町村と継続申請者に係る申請書の授受日、回付方法その他必要な手順についてあらかじめ協議を行い、迅速な事務処理が行えるよう調整すること。

2 申請書の作成

継続申請者の申請書は次により作成すること。

- (1) 毎年 6 月上旬に継続申請者の申請書(別紙様式 1)が配信されるため、社会保険事務局事務センターにおいて一括して出力すること。

なお、出力した申請書は継続申請者の現住所の市町村ごとに出力されるが当年 1 月 1 日における住所と異なる場合は最後にまとめて出力されるので留意すること。

3 市町村への申請書の回付

- (1) 作成した申請書又は磁気媒体については、市町村ごとに区分し、回付票と申請書発行一覧表を添えて該当市町村に回付すること。

4 審査

- (1) 申請書が市町村から返付された場合は、前年度に全額免除が承認されていたものは継続申請者及びその配偶者並びにその属する世帯の世帯主について、若年者納付猶予が承認されていたものは継続申請者及びその配偶者について、いずれも所得基準に該当するかどうかを審査すること。

5 審査結果の通知等

(1) 承認通知

審査の結果、承認基準に該当する場合は、通知書表面に「期間延長承認」(初めて継続申請を行った者については「継続審査申出受付済」とする。)と表示した「国民年金保険料免除・猶予申請承認通知書」(別紙様式 2)が配信されるので送付すること。

(2) 却下通知

審査の結果、承認基準に該当しない場合は、通知書表面に「期間延長不承認」と表示した「国民年金保険料免除・猶予申請却下通知書」(別紙様式 3)が配信されるので送付すること。

また、却下となった者の中には、若年者納付猶予、4 分の 3 免除(4 分の 1 納付)、半額免除(半額納付)又は 4 分の 1 免除(4 分の 3 納付)のいずれかに該当する場合もあることから、審査

の際は、申請書の内容からこれらの免除区分に該当する者については、付箋を付けるなどにより分別し通知書の送付に併せて当該免除区分についての申請勧奨を行うよう徹底すること
おって、却下者には、随時分納付書を本庁から送付すること。

(3) 継続免除の取消者に対する通知

所得等が確認できないために継続申請者に照会したが、指定した期限までに回答がないため継続申請者としての登録を取り消した場合は、当該取消を行ったこと、免除等を受けるためには改めて申請書の提出が必要となること、おって保険料の納付書が送付されること等について通知すること。

なお、市町村から当該取消者に係る情報提供の依頼があった場合は、適宜、対象者に係る基礎年金番号、住所、氏名等を提供し、市町村において照会対応が円滑に進められるよう配慮すること。

図表 3-(1)-③ 「国民年金保険料の免除等の事務に係る質疑応答について」(平成 18 年 8 月 3 日付
け庁保険発第 0803001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知)(抜粋)

問 6 継続審査用免除等申請書については、6 月中に市町村に回付することとされているが、市町村の所得等の証明年月日は、市町村が 6 月中に証明が可能であれば 6 月中の証明年月日として問題ないか。

(答)

継続免除に係る申請は、承認された期間が終了した後、引き続き同一の要件に該当する場合に申請する旨申し出ておくことにより、申請書の提出等を毎年行うことを要さないこととされているが、社会保険事務所や市町村における事務処理を円滑に行うため、継続審査用免除等申請書又は継続免除を希望する申請者の情報を収録した磁気媒体を通常承認期間がまだ終了していない 6 月中に作成し、事前に市町村に回付しておくこととしている。

しかしながら、免除等の申請は、申請のあった日の属する月によって、承認を行うことができる期間が定められているため、継続免除に係る申請は、通常承認期間が終了した後の 7 月 1 日になされたものとして取り扱うべきであることを踏まえると、市町村における所得等の確認についても 7 月 1 日以降に行われるべきものであり、その結果、証明年月日は 7 月 1 日以降となる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-④ 7月1日より前の世帯構成に基づく所得情報等に基づき継続免除等審査を行っている例

年金事務所等	事例の内容
<p>仙台東年金事務所、仙台広域事務センター 仙台市</p>	<p>年金事務所では、平成29年6月6日に、市に対して、宮城野区在住の継続免除等審査対象者3,190人の同年7月1日現在の所得情報等を同年7月3日までに提供するよう依頼した。</p> <p>平成29年6月28日に、所得未申告者等を除いた3,142人分の情報の提供があり、事務センターでは、当該情報に基づき審査を行い、その結果を各対象者に通知した。</p> <p>その後、平成29年1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等が提供された旨が明らかになったことを機に、事務センターは、改めて同年7月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等の提供を受け、これに基づき再審査を行った。その結果、最初の審査で却下とされた307人中5人が免除を承認すべきものであったことが判明した。</p> <p>これを受けて、年金事務所は、これら5人に対し、平成29年11月13日に、処理誤りのお詫びと却下通知の返還願いを同封した承認通知を発送した。</p> <p>市は、これまで市税担当課のシステムを利用して継続免除等審査対象者に係る所得情報等の確認を行い年金事務所に提供しているが、同システムでは毎年1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等しか把握できないとしている。このため、平成30年度以降は、7月1日以降の世帯構成に基づく所得情報等を提供できるよう、現在、国民年金担当課に新たなシステムを構築することについて検討中であるとしている。</p>
<p>大手前年金事務所、大阪広域事務センター 大阪市</p>	<p>年金事務所は、平成29年6月6日に、市に対し、所得情報等の提供を依頼し、同年6月26日に市から当該情報の提供を受けた。当該情報は、事務センターにおいて審査に活用された。</p> <p>しかし、市は、「年金事務所への情報提供については、6月中に回答してほしい旨の依頼を受けているため、毎年6月中旬に作業を行い、6月下旬に所得情報等を提供している。平成29年度の場合、6月15日時点の情報に基づいて作業を行った。7月1日時点の情報に基づいて作業を行う必要があるとの説明は年金事務所から特に聞いていない」としている。</p> <p>一方、年金事務所では、「市の所得情報等の更新は毎月20日と認識しており、6月上旬に依頼すれば、6月20日に更新された情報が提供されているものと考えていた。6月20日時点の情報であれば、7月1日以降の情報と実質的に同じであると考えていた」としている。</p>
<p>那覇年金事務所、沖縄事務センター 那覇市</p>	<p>平成28年度については、那覇年金事務所を始めとする県内の各年金事務所からそれぞれの管轄区域内の市町村に対し、6月中旬を期限として所得情報等の提供を依頼していたが、県内の各市町村で構成する「沖縄県都市国民年金協議会」では、6月中旬から7月1日までの間に世帯構成に変更のあった者が審査で不利益を被るおそれがあるとして、所得情報等の提出期限を7月1日以降とする旨</p>

	<p>の要望書を年金事務所側に提出した。これに対し、各年金事務所を代表して那覇年金事務所から、所得情報等の提出期限を7月1日以降とする旨の回答がなされた。</p> <p>しかし、平成29年度においては、所得情報等の提出期限は29年6月28日とされており、那覇市から那覇年金事務所への所得情報等の提供は6月27日に行われていた。このことについて、年金事務所では、「平成28年度は6月中旬を提出期限としていたが、協議会の要望を踏まえ29年度は6月下旬を提出期限とした」としている一方、市では、「年金事務所に所得情報等の提出期限を延長できないか相談したところ、事務センターにおける所得情報等の受付日が7月5日であるため7月4日までに提出してほしいとの回答であった。その期限では7月1日時点の世帯構成の状況を所得情報等に反映することができないため、最初に年金事務所から示された期限内に提出することとした」としている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-⑤ 継続免除審査に係る所得情報等の提供状況

調査対象年金事務所数	依頼時の基準日(注)明示状況		市から年金事務所への所得情報等の提供日		提供された所得情報等に係る世帯状況の時点		事務センターにおける提供された所得情報等の審査での取扱状況
	明示している	明示していない	7月1日以降	6月30日以前	7月1日以降	6月30日以前	
36	明示している	11	7月1日以降	10	7月1日以降	10	
			6月30日以前	1	6月30日以前	1	<u>世帯状況の確認日がいつかを 確認せずに審査に利用</u>
	明示していない	25	7月1日以降	16	7月1日以降	13	
					6月30日以前	3	<u>世帯状況の確認日がいつかを 確認せずに審査に利用</u>
			6月30日以前	9	6月30日以前	9	<u>世帯状況の確認日がいつかを 確認せずに審査に利用 (3)</u> 6月30日以前の情報であることを認識した上で審査に利用 (6)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「基準日」とは、所得情報に係る確認を行うべき日（提供する所得情報等に係る世帯状況の時点）である。

図表 3-(1)-⑥ 7月1日より前の世帯構成に基づく所得情報等であることをあらかじめ把握しており、その後所得情報等の再確認を求めている例

年金事務所等	事例の内容
<p>金沢北年金事務所、金沢広域事務センター 金沢市</p>	<p>年金事務所では、平成29年6月19日に、市に対して、継続免除等審査対象者の所得情報等を提供するよう、特に期限を示すことなく依頼した。</p> <p>市のシステムの都合上、1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等しか抽出できないため、市では、平成29年6月26日に、同年1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等を年金事務所に提供した。</p> <p>事務センターでは、年金事務所経由で市から提供される所得情報等が平成29年1月1日時点の世帯構成に基づくものであることを把握していたため、同年7月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等との相違点がないかを7月上旬に市に照会している。これを受け、市は、平成29年1月1日から7月1日までの間に所得の修正があった者や世帯構成が変わった者等について、手作業で確認・修正をした上で、8月中旬に事務センターに回答している。</p> <p>このため、事務センターでは、平成29年度の継続免除等審査においては、再審査をした事例はないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-⑦ 法定免除に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

第 89 条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

- 一 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

2 （略）

（資料の提供等）

第 108 条 （略）

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所、個人番号その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 （略）

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（保険料免除となる援助）

第 74 条 法第八十九条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助

二 (略)

(保険料免除に関する届出)

第 75 条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを機構に提出しなければならない。ただし、厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至ったことを確認したときは、この限りでない。

- 一 氏名及び住所
- 二 保険料の免除理由及びそれに該当した年月日
- 三 基礎年金番号

第 76 条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを機構に提出しなければならない。ただし、法第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定による申請をしたとき若しくは法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつた日から十四日以内に法第九十条第一項、第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項若しくは第九十条の三第一項若しくは平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項若しくは平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請をしたとき又は厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたことを確認したときは、この限りでない。

- 一 氏名及び住所
- 二 保険料の免除理由に該当しなくなつた理由及びその該当しなくなつた年月日
- 三 基礎年金番号

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-⑧ 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画策定手順書 (平成 29 年 4 月 日本年金機構) (抜粋)

4. 取組及び留意事項

(1) 納付督促対象者、免除対象者等への取組及び留意事項

① 目標達成に向けて必ず実施する取組

イ 年金事務所において実施する取組

(オ) 適正な法定免除処理【実施時期：通年】

法定免除該当者又は非該当者について、市区町村等関係機関及び関係部署との連携により、適確に把握し、国民年金法施行規則第 75 条及び第 76 条に基づき適正に処理する。

図表 3-(1)-⑨ 行動計画に基づく取組（適正な法定免除処理）の実施状況

① 適正な法定免除処理（生活保護受給者）の実施状況（図表 2-(2)-⑤の再掲）

年度	平成 28	29
実施できていると回答した年金事務所数	28 (62.2%)	30 (66.7%)
一部実施できていないと回答した年金事務所数	4 (8.9%)	3 (6.7%)
実施できていないと回答した年金事務所数	13 (28.9%)	12 (26.7%)
計	45 (100%)	45 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

② 一部の市から生活保護情報の提供を受けていない年金事務所の例

年金事務所	事例の内容
高松西	<p>管轄区域内の 4 市町のうち、高松市からは生活保護情報の提供を受けていない。その理由について、高松市は、「外部の機関である年金事務所には情報提供を行わないと生活保護担当課が判断したため」としている。</p> <p>ただし、高松市では、年金事務所に生活保護情報を提供していないものの、国民年金担当課が生活保護担当課から生活保護情報を入手した上で、法定免除非該当者について自ら確認し、その結果を直接事務センターに提供している。</p>
松山東	<p>管轄区域内の 3 市町のうち、松山市からは生活保護情報の提供を受けていない。その理由について、松山市は、「国民年金担当課と生活保護担当課との間で、年金事務所への生活保護情報の提供に係る協議ができていないため」としている。</p> <p>ただし、松山市では、年金事務所に生活保護情報を提供していないものの、国民年金担当課が生活保護担当課から生活保護情報を入手した上で、一部の法定免除該当者及び法定免除非該当者について自ら確認し、その結果を直接事務センターに提供している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(1)-⑩ 「業務処理要領」（平成 29 年 4 月 1 日要領第 197 号）（抜粋）

<p>第 2 章 年金事務所</p> <p>1 生活保護情報の提供依頼</p> <p>(5) 情報提供依頼を行う事項</p> <p>原則として、以下の生活保護情報の提供について、一覧表（別紙 1）により定期的（原則月 1 回以上）に依頼すること。なお、情報提供の依頼にあたっての実施方法や頻度等の詳細については、個別に市区町村の国民年金担当部局又は福祉事務所と事前に協議の上、実施すること。</p>

図表 3-(1)-⑪ 「国民年金法第 89 条第 2 号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」(平成 25 年 10 月 22 日付け年管管発 1022 第 6 号厚生労働省年金局事業管理課長通知)(抜粋)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 110 号。以下「事業改善法」という。)に基づき、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。)第 89 条第 2 号に規定する法定免除該当者等の生活保護受給情報を福祉事務所等保護の実施機関(以下「福祉事務所等」という。)に情報提供を求める具体的な依頼方法及び事務処理方法については、以下のとおりとしたので、管内の市町村と協力連携を図り、遺漏がないように取り計らいたい。

なお、本取扱いについては、別添のとおり、「国民年金法第 89 条第 2 号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」(平成 25 年 10 月 22 日付年管管発 1022 第 7 号)により地方厚生(支)局年金調整課(年金管理課)長あて通知を發出し、また、社会・援護局保護課から福祉事務所等への連絡が行われることを申し添える。

記

第 1 福祉事務所等に対する情報提供の依頼に関する事項

2 福祉事務所等に対する情報提供の依頼に関する事務の取扱い

(2) 情報提供の依頼先

生活保護の実施機関が都道府県及び市であることから、原則として市町村の国民年金担当部局を経由して、福祉事務所等に対して定期的に情報提供を依頼すること。(以下略)

「法定免除該当等に関する生活保護情報の提供等の事務の取扱いについて」(平成 25 年 10 月 22 日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)(抜粋)

2 生活保護の実施機関からの情報提供の趣旨

上記の生活保護受給者のうち、法定免除該当者であるにもかかわらず、届出漏れにより法定免除として扱われていない者が多数いることから、平成 19 年に「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 110 号)」により、国民年金法第 108 条を改正し、「新たに生活扶助等を受給することとなった者(新規該当者)」及び「生活扶助等を受給しなくなった者(新規非該当者)」に係る情報について、年金事務所等は、福祉事務所等に対して情報提供を求めることができることを規定し、当該情報をもとに法定免除の該当又は非該当の処理や申請免除の勧奨を行うこととしています。

3 生活保護受給者等の情報と行政機関個人情報保護法等との関係

個人情報の第三者への提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)においても一定の例外が認められており、同法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により、保有個人情報の提供を受ける者が、法令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるときは、例外的に保有する個人

情報を提供できるものとされています。

生活保護受給者等の情報は、国民年金法に定められた国民年金の事務を遂行するために必要な情報であり、かつ、この情報提供の求めは国民年金法第108条に基づくものと解されることから、一般的に自治体において行政機関個人情報保護法と同様の条例を定めている場合、自治体の判断により当該情報を提供することは可能であると考えられます。

(2) 追納制度の利用の促進

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>保険料の免除等が承認された期間は、受給資格期間に算入され、また、受給できる年金額の計算上、保険料を全額納付した場合を基準として、全額免除は2分の1、4分の3免除は8分の5、半額免除は4分の3、4分の1免除は8分の7として反映される（法第27条）。ただし、学生納付特例期間及び納付猶予期間については、受給資格期間に算入されるものの、年金額の計算上は反映されない（法第27条、第90条の3第1項等）。</p> <p>一方、免除等の適用を受けた期間の保険料は、本人の申出により、10年以内の保険料に限り、全部又は一部を追納することができることとされている（法第94条第1項）。追納する場合の保険料額は、当該追納に係る期間の各月の保険料額に経過期間に応じて政令で定められた額を加算した額となる（ただし、免除等の適用を受けた月が追納日から2年以内である場合は加算されない。）。追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなすこととされており（法第94条第4項）、追納することにより、受給できる年金額を増額することができる。</p>	<p>図表3-(2)-①</p>
<p>厚生労働省は、追納制度の利用を促進するため、「国民年金保険料の追納勧奨について」（平成17年7月29日付け庁保険発第0729002号社会保険庁運営部年金保険課長通知。以下「追納勧奨通知」という。）を機構に対して発出し、免除等の適用を受けた期間が2年目及び9年目となる期間を有する者に対し、追納勧奨状の送付を行うよう指示しており、機構は、追納勧奨通知に基づき、毎事業年度の行動計画において、年金事務所に対し、追納勧奨状の送付計画及び送付実績を機構本部に報告するよう指示している。</p>	<p>図表3-(2)-②</p>
<p>【調査結果】</p> <p>免除等の適用を受けた期間がある場合、将来受け取ることができる年金額が減少することから、将来の低年金者の発生を抑制するためには、追納制度の利用が促進されることが重要であると考えられる。</p> <p>特に、年金額の計算上は反映されない学生納付特例及び納付猶予については、第1号被保険者数が減少傾向にある中、継続して一定数の者が利用しており、また、納付猶予については、事業運営改善法により、平成28年7月から対象者が30歳未満から50歳未満へと拡大され、今後、利用者の増加が見込まれるが、学生納付特例や納付猶予が承認された期間は、前述のとおり年金額の計算上は反映されないことから、これらの利用者が将来一定額の年金を受け取るためには、追納制度が積極的に利用されていく必要があると考えられる。</p> <p>このような観点から、今回、当省が45年金事務所を対象として追納勧奨</p>	<p>図表3-(2)-③</p>

の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 追納勧奨の実施状況

45 年金事務所における平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）の追納勧奨の実施状況を調査したところ、次のとおり、追納勧奨が積極的に行われていない等の状況がみられた。

① 追納勧奨状の送付を全く行っていない年金事務所がみられた（平成 28 年度 6 年金事務所、29 年度 5 年金事務所）。

図表3-(2)-④

② 追納勧奨状は送付しているが、平成 28 年度において、機構本部に報告している追納勧奨状送付予定件数と実際に送付した件数に大きな乖離がある例や、追納勧奨状の送付対象者数は短期的には大きく変動することはないと考えられるにもかかわらず、29 年度の追納勧奨状送付予定件数が 28 年度の送付予定件数に比べ大幅に減少している例など、追納勧奨状の送付計画が形骸化していると考えられる例がみられた。

図表3-(2)-⑤

③ 追納勧奨状の送付以外に、特段の追納勧奨を行っている例はみられなかった。また、調査した年金事務所からは、「追納されても納付率に影響しない（注）ことから、追納勧奨業務は、他の収納対策業務に比べ、実施の優先順位が下がる」、「一度に大量の追納勧奨状を送付した場合、受け取った者からの照会等に対応する体制が準備できない」等、追納勧奨の実施に消極的な意見が聴かれた。

図表3-(2)-⑥

（注）納付率は、納付月数を納付対象月数で除して算出されるが、免除等の適用を受けた月は納付対象月数から除外されるため、後日、追納されたとしても、当該月数は納付月数に計上されない。

一方、中期目標及び中期計画には、追納制度の利用の促進について特段の記載はない。このことについて、機構は、「追納は、納付義務を要しないものとされた保険料について被保険者の希望により納付することができる任意の制度であるため、中期計画等において目標は定めていない」としている。また、機構は、毎事業年度に係る年度計画及び行動計画においても、追納勧奨や追納利用者数に係る具体的な目標等を規定していないが、同様に被保険者の義務とはされていない口座振替の利用については、毎事業年度の行動計画において、口座振替実施率に係る目標を定めている（項目 2 細目 (2) 参照）。

図表3-(2)-⑦

イ 追納制度の利用状況

被保険者が厚生労働大臣の承認を受けて追納した期間の月数について、平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間の動向をみると、毎年度 300 万月程度、追納額は 300 億円程度となっている。

図表3-(2)-⑧

一方、機構は、これら以外の追納制度の詳細な利用状況（例えば、追納制度を利用できる者に占める実際に利用した者の割合や、追納可能月数（過去 10 年間の免除等承認月数）に占める実際に追納された月数の割合等）については特段把握していない。このため、当省において、機構の資

図表3-(2)-⑨

料等を基に、追納制度の利用状況を試算したところ、免除等が承認された月数に占める追納月数の割合は4.4%にとどまるとの結果であった。

ウ 効果的かつ効率的な追納勧奨方策の検討

「国民年金被保険者実態調査」(平成27年12月厚生労働省)の結果によると、保険料免除制度や学生納付特例制度を知っていると回答した者の割合はそれぞれ72.5%、88.2%と高いものの、保険料免除制度を知っていると回答した者のうち追納制度を知っていると回答した者の割合は、申請全額免除者で52.8%、学生納付特例者で55.4%にとどまっており、追納制度の周知が十分に進んでいない状況がうかがえる。

追納制度の利用を促進していくためには、追納制度の周知を推進し、追納の意思及び能力を有する者に対して適切に追納勧奨を行うことが重要であると考えられるが、前述のとおり、機構は、追納制度の詳細な利用状況について特段把握しておらず、追納制度利用者や追納が必要と考えられる層の分析等も行っていない。

このため、当省において、45年金事務所が平成28年度に受け付けた追納申込者のうち無作為に抽出した450人について、追納申込者の年齢、追納申込期間の免除等種別、追納申込期間の属する年度等を分析したところ、次のような傾向がみられた。

- ① 追納申込時点の被保険者の属性をみると、20歳代と30歳代の第2号被保険者の追納申込みが多い。
- ② 年代別の追納申込期間の免除等種別をみると、20歳代と30歳代の追納申込みの大半は学生納付特例又は納付猶予の期間に係る追納である。なお、20歳代の学生納付特例期間への追納申込者の73.5%は第2号被保険者であり、大学等を卒業後、企業等に就職したことにより、経済的余裕が生じ、追納している傾向がうかがえる。
- ③ 追納申込期間の属する年度をみると、平成19年度(免除等の適用を受けた期間が9年目)及び27年度(同2年目)に追納申込みを行った割合が高くなっており、追納勧奨状の送付時期と重なっている状況がみられる。

当省において分析を行った追納制度利用者の属性以外にも、追納勧奨への反応率が高い属性、追納できる経済的余裕があると考えられるにもかかわらず追納制度の利用が低調である属性、将来の年金受給額等からみて追納を促す必要性が高いと考えられる属性等や、追納制度利用者に対する追納勧奨の実施状況を分析することで、より効果的かつ効率的な追納勧奨方策について検討することが可能になると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、低年金者の発生を抑止する観点から、追納

図表3-(2)-⑩

図表3-(2)-⑪

制度の利用の促進を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 次期中期目標において、追納制度の利用の促進を明確に位置付け、機構に対し、追納制度の利用の促進に係る目標の設定、追納勧奨に積極的に取り組むことの奨励等、具体的な方策を検討するよう指導すること。
- ② 機構に対し、追納制度利用者や追納を必要とする層等についての把握・分析等を行った上で、効果的かつ効率的な追納勧奨方策について検討するよう、指導すること。

図表 3-(2)-① 追納に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（年金額）

第 27 条 老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 一 保険料納付済期間の月数
- 二 保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数
- 三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数
- 四 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数
- 五 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数
- 六 保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数
- 七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数
- 八 保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

第 90 条の 3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2・3 (略)

(保険料の追納)

第 94 条 被保険者又は被保険者であつた者 (老齢基礎年金の受給権者を除く。) は、厚生労働大臣の承認を受け、第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料 (承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。) の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

2・3 (略)

4 第一項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(2)-② 「国民年金保険料の追納勧奨について」(平成 17 年 7 月 29 日付け庁保険発第 0729002 号社会保険庁運営部年金保険課長通知) (抜粋)

1 追納勧奨状の作成

実施対象者は、国民年金追納勧奨状(以下「勧奨状」という。)の作成時点において、次のいずれにも該当しない者であって、申請全額免除、若年者納付猶予及び学生納付特例の適用を受けた期間が 2 年目となる期間を有する現存被保険者でない者及び 9 年目となる期間を有する者とすること。

ア 法定免除、申請免除、若年者納付猶予及び学生納付特例となっている者

イ 受給要件判別区分のコードが「10」、「20」、「30」又は「50」の者

2 勧奨状の送付等

ア 勧奨状の送付時期は、地域の実情を考慮してより効果のある時期を設定すること。

イ 勧奨状を送付しても保険料追納の申出がない者については、戸別訪問等の際に併せて勧奨するよう努めること。

ウ 勧奨状の送付に要する経費は、予算の範囲内で別途交付すること。

[参考]

[追納勧奨の見直しについて]

○ 追納勧奨対象者

現行、保険料免除期間が 9 年目及び 10 年目となる追納期限経過直前の者については、平成 3 年度から追納勧奨状の送付を行っているが、追納勧奨の対象者を次のように変更する。

(1) 保険料免除期間が 10 年目に当たる者への勧奨については、当該免除期間を年度単位で見ると勧奨の時期によって 10 年を経過し追納できない月が生じることから、9 年目の勧奨に統一する。

(2) 保険料免除期間が 3 年目以降となると、追納する保険料額はその当時の保険料額に加算額が上乘せされることから、加算が開始される直前の 2 年目の者を対象に新たに実施することとする。ただし、経過期間が非常に短いことから、追納するだけの資力回復が見込まれる資格喪失者に限ることとする。

図表 3-(2)-③ 学生納付特例及び納付猶予の利用者数

区分 年度	第1号被保険者数（万人）				
		うち学生納付特例利用者数		うち納付猶予利用者数	
平成 24	1,834	172	(9.4%)	42	(2.3%)
平成 25	1,805	176	(9.8%)	46	(2.5%)
平成 26	1,742	178	(10.2%)	44	(2.5%)
平成 27	1,668	172	(10.3%)	40	(2.4%)
平成 28	1,575	176	(11.2%)	51	(3.2%)
平成 29	1,505	176	(11.7%)	53	(3.5%)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 () 内は、各年度の第1号被保険者数に占める割合である。

図表 3-(2)-④ 調査した年金事務所における追納勧奨状の送付状況

年度	平成 28	29
追納勧奨状の送付を行っている年金事務所数	37 (82.2%)	38 (84.4%)
追納勧奨状の送付を行っていない年金事務所数	6 (13.3%)	5 (11.1%)
その他	2 (4.4%)	2 (4.4%)
計	45 (100%)	45 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した45年金事務所に占める割合である。

3 平成28年度の「その他」の2年金事務所（七尾及び須磨）は、関係資料が残されておらず、追納勧奨状の送付実績を確認できなかったものである。

4 平成29年度の「その他」の2年金事務所（松山東及び宇和島）は、当省の調査時点（平成29年10月）において、追納勧奨状の送付計画に基づく送付時期が到来しておらず、今後送付予定であるとしていたものである。

図表 3-(2)-⑤ 追納勸奨状の送付計画が形骸化していると考えられる例

① 平成 28 年度の送付実績が送付予定件数と大きく乖離している例

年金事務所	事例の内容			
相模原	(送付予定件数と送付実績)			
	区分	送付予定件数 (①)	送付実績 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	1,000 件 (平成 28 年 7 月送付予定)	1,310 件	131%
	免除等承認から 9 年目の者	20,000 件 (平成 28 年 12 月送付予定)	0 件	0%
	計	21,000 件	1,310 件	6.2%
<p>当該年金事務所では、「追納勸奨状を送付した後、お客様から追納申込書を提出していただく必要があり、古い時期の免除期間を有している方からは、時効により納付できない期間があったりするため、問合せの受電や来訪等が増えることが予想される。追納勸奨に伴う様々な事後対応が予想される中収納対策を重視すれば、免除等承認から 9 年目の方への追納勸奨状の送付は見送らざるを得なかった」としている。また、「このことについて、機構本部から特段の指導等はなかった」としている。</p>				
松山東	(送付予定件数と送付実績)			
	区分	送付予定件数 (①)	送付実績 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	30,000 件 (平成 28 年 11 月送付予定)	7,836 件	-
	免除等承認から 9 年目の者		0 件	-
	計	30,000 件	7,836 件	26.1%
<p>当該年金事務所では、「県内の年金事務所の負担軽減のため、当時の愛媛事務センターが免除等承認から 2 年目の者及び 9 年目の者の両方に追納勸奨状を一括して送付することとしていたものの、追納勸奨状に利用する圧着ハガキの在庫が不足し、発注が間に合わなかったため、2 年目の者に対してのみ送付した」としている。</p>				

② 平成 29 年度の送付予定件数が 28 年度に比べ大幅に減少している例

年金事務所	事例の内容			
相模原	(平成 28 年度及び 29 年度の送付予定件数)			
	区分	平成 28 年度(①)	29 年度 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	1,000 件	1,500 件	150%
	免除等承認から 9 年目の者	20,000 件	0 件	0%
	計	21,000 件	1,500 件	7.1%
<p>当該年金事務所では、「平成 28 年度は、免除等承認から 2 年目の者については前年度の実績に基づき、9 年目の者については県内の他の年金事務所に照会した結果に基づき、それぞれ送付予定件数を計画した。平成 29 年度は、前年度に 9 年目の者に対して追納勧奨状を送付できなかったことから、2 年目の者についてのみ追納勧奨状を 1,500 件送付する計画とした」としている。</p>				
大曽根	(平成 28 年度及び 29 年度の送付予定件数)			
	区分	平成 28 年度(①)	29 年度 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	1,000 件	500 件	-
	免除等承認から 9 年目の者	16,000 件		-
	計	17,000 件	500 件	2.9%
<p>当該年金事務所では、「追納勧奨状の送付計画数については、名古屋広域事務センターから送付されてきた事務処理計画書のサンプルに記載されていた送付対象者の抽出条件の例示どおりとしたものである。平成 29 年度の計画数は 5,000 件の誤りであった可能性があるものの、詳細な事情は不明である」としている。</p> <p>なお、当該年金事務所では、実際には、平成 29 年 6 月に 6,242 件の追納勧奨状を送付している。</p>				
大手前	(平成 28 年度及び 29 年度の送付予定件数)			
	区分	平成 28 年度(①)	29 年度 (②)	②/①
	免除等承認から 2 年目の者	3,500 件	1,000 件	28.6%
	免除等承認から 9 年目の者			
<p>当該年金事務所では、「平成 28 年度は、過年度に未納期間のある方に加え現年度に未納期間のある方に対しても追納勧奨状を送付していたが、現年度の保険料も払えないのに過去の免除期間の保険料の追納などできない旨の苦情がお客様から多数寄せられたことから、29 年度は、現年度に未納期間のある方には追納勧奨状を送付しないこととしたため、追納勧奨状の送付予定件数が前年度に比べ減少した」としている。</p> <p>なお、当該年金事務所では、平成 29 年度の追納勧奨状の送付予定件数を当初 223 件としていたが、機構本部から、年金サービスの観点からお客様に追納制度をお知らせすることは必要であるのに、前年度に比べ送付予定件数を減らしすぎてい</p>				

る旨の指導を受けたとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(2)-⑥ 追納勧奨の実施に関する消極的な意見

意見の分類	意見の概要
納付率の向上につながらない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構本部が目標として示している納付率の向上を最優先事項としているため、納付率の向上につながらない追納については、重点を置いていない。 ・ 追納制度の利用促進を図ることは納付率には全く影響しないことから、必要性が高くない。 ・ 追納勧奨に関するデータ（追納勧奨状の発行実績、自主的な追納か勧奨によるものかなど）を抽出するシステムとなっていないため、追納勧奨状を送付したことによる効果は把握できない。納付率に影響しないため、手作業で必要なデータを抽出する必要性を感じない。
機構本部から特段指示・指導等がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追納の勧奨の重要性を認識しているものの、機構本部及び地域部から示された行動計画や基本方針に勧奨状の送付以外の取組についての記載がない。 ・ 追納勧奨状の送付が行動計画のとおりには実施できていないことは、行動計画進捗管理表により機構本部にも報告しているが、これを受けて機構本部から具体的な指導や改善方策に係る情報提供等が行われたことはない。 ・ 追納勧奨状を送付しなかったことについて、機構本部から特に指導等はない。
追納勧奨を行うことによる負担が大きい、他の業務を優先している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免除等承認から9年目を迎える者に限定しても追納勧奨の対象者が膨大であり、対応できない。 ・ 一度に大量の追納勧奨状を送付した場合、受け取ったお客様からの照会等に対応する体制が準備できない。 ・ 追納勧奨状を受け取ったお客様から照会があった場合、追納制度の説明から始まり追納順や追納額など説明事項が多く、照会の電話が長時間化すること、追納は被保険者の義務ではなく権利だが、そのことを誤解して苦情を申し立てられる方がいること等から、追納勧奨を行うことは相当の事務負担となる。 ・ 追納勧奨状を大量に送ると追納申込みへの対応業務が増加して、窓口業務などを圧迫するので、積極的には取り組んでいない。 ・ 収納対策に重点を置いており、追納勧奨まで手が回らない。 ・ 年金サービスの一環として追納制度の周知は必要であると認識しているが、業務としての優先度は低い。
追納は被保険者の義務ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追納は義務ではなく本人の意向によるものであり、強制はできず、追納勧奨状の送付は飽くまでも追納制度の周知の一環と考えている。 ・ 追納は未納と異なり、追納を行うかどうかは本人の意思次第であるため、追納勧奨状の送付により追納制度を周知すればそれで足りる。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的に低年金に陥らないよう、年金サービスの一環として、追納加算が付加される前や時効により追納できなくなる前に該当者に追納勧奨状を送付しているが、それ以上の勧奨（電話、訪問等）は費用対効果が望めない。 ・ 60歳未満の者の中には、追納を行うよりも任意加入した方が年金の受取額が良くなる場合があり、追納が唯一の手段ではないと考えている。
-----	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(2)-⑦ 年度計画等における追納に関する記載

① 日本年金機構 平成 29 年度計画（平成 29 年 3 月 31 日）（抜粋）

<p>I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 国民年金の適用・収納対策</p> <p>(2) 国民年金保険料収納対策</p> <p>(具体的な取組)</p> <p>① 未納者属性に応じた収納対策</p> <p>年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じた収納対策を推進し、納付月数を確保するための徹底した納付督促を行うこととし、基本的に、機構は、納付書及び特別催告状等の送付、一定の所得がありながら長期間滞納している方には強制徴収を確実に実施し、市場化テスト受託事業者は、強制徴収対象者以外の方に対する納付督促を実施する。</p> <p>なお、所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や納付猶予、学生納付特例の対象となり得る方であるにもかかわらず、申請手続を行っていないために未納状態となっている方について、免除等制度や追納制度について丁寧に説明した上で、免除等申請勧奨を行う。</p>
--

② 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画策定手順書（平成 29 年 4 月日本年金機構）（抜粋）

<p>4. 取組及び留意事項</p> <p>(1) 納付督促対象者、免除対象者等への取組及び留意事項</p> <p>② 年金事務所が独自に計画する取組</p> <p>以下の取組については、前記①目標達成に向けて必ず実施する取組を実施した上で、各年金事務所の実状を踏まえ効果的な取組を実施すること。ただし、「ス 追納勧奨」については、定期的実施すること。</p> <p>ス 追納勧奨</p> <p>平成 17 年 7 月 29 日庁保険発第 0729002 号「国民年金保険料の追納勧奨について（通知）」に基づき、免除等承認から 2 年目及び 9 年目の者に追納勧奨を実施すること。なお、送付時期については、年金事務所における対策スケジュールを考慮の上、計画すること。</p>

図表 3-(2)-⑧ 追納に関するデータ

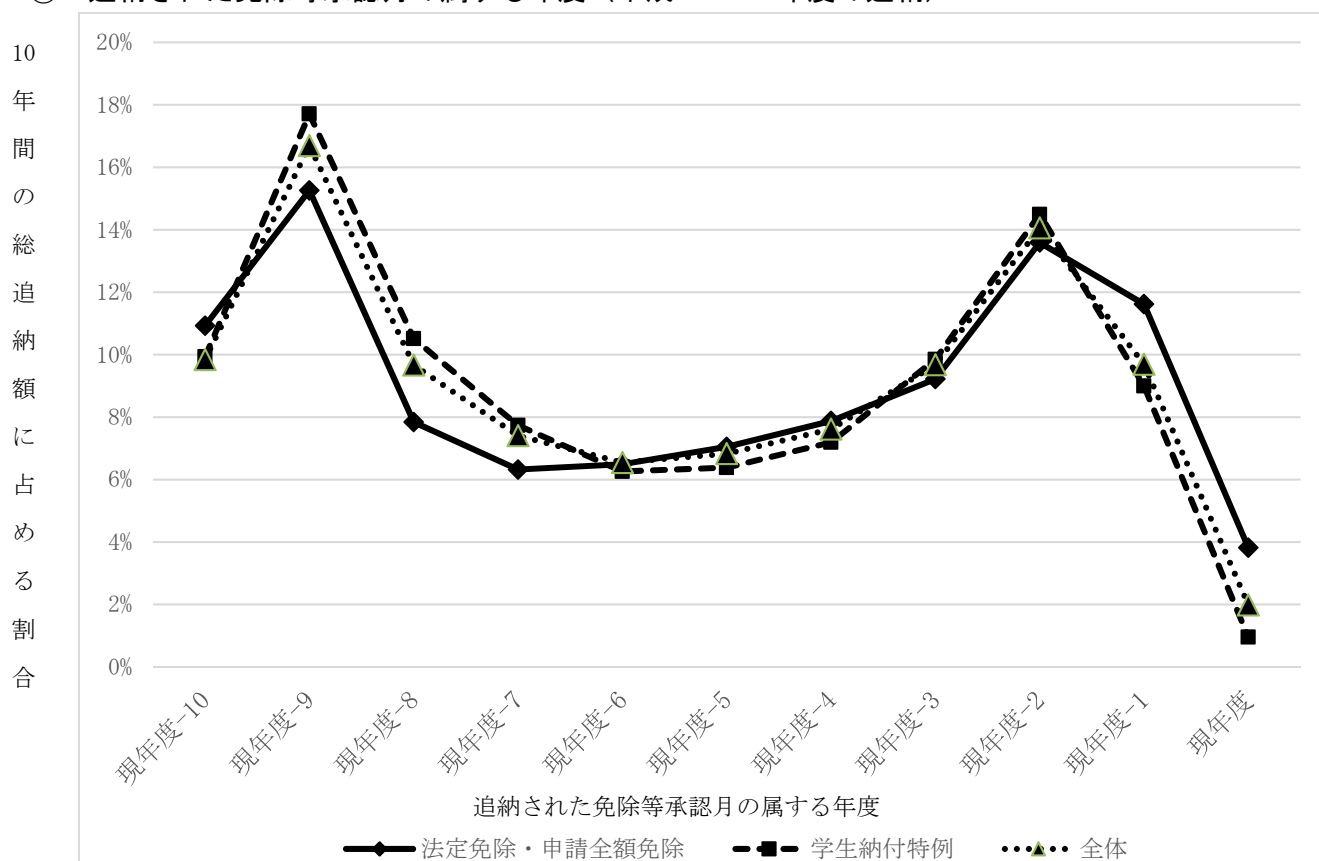
① 追納申込件数、追納件数、追納月数及び追納額

年度	平成 26	27	28
追納申込件数 (件)	不明	不明	221,976
追納件数 (件)	690,272	725,815	711,620
追納月数 (月)	3,196,124	3,273,936	2,989,976
追納 1 件当たりの追納月数 (月)	4.6	4.5	4.2
追納額 (百万円)	31,279	31,071	26,826
追納 1 件当たりの追納額 (円)	45,314	42,808	37,697
(参考) 保険料収入額 (百万円)	1,458,637	1,513,858	1,506,944
保険料収入額に占める追納額の割合 (%)	2.1	2.1	1.8

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 「保険料収入額」は、年金特別会計国民年金勘定の歳入のうち、保険料収入に計上されている各年度の決算額である。

② 追納された免除等承認月の属する年度 (平成 26～28 年度の追納)



(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 本グラフは、被保険者が、どの年度に属する免除等承認月について追納を行ったのかを示すものであり、平成 26 年度から 28 年度までの 3 年度分の追納実績から作成した。

図表 3-(2)-⑨ 追納制度の利用状況の試算

$\text{利用状況} = \frac{\text{(A)のうち、その後10年間に追納された月数 (B)}}{\text{〔}\alpha\text{年度の被保険者数}\times\text{12月〕のうち、免除等が承認等された月数 (A)}}$
--

1. (A) の推計 (〔平成 28 年度の被保険者数×12 月〕のうち、免除等が承認等された月数)

〔平成 28 年度の被保険者数×12 月〕のうち、免除等が承認等された月数 (A)
 = 〔平成 28 年度の被保険者数×12 月〕のうち、平成 28 年度中に免除等 (注 1) が承認等された月数 (i)

+ 〔平成 28 年度の被保険者数×12 月〕のうち、平成 29 年度及び 30 年度に免除等が承認等されるであろう月数 (ii) (注 2)

(注 1) 全額免除 (法定免除、全額申請免除、学生納付特例、納付猶予)、一部免除 (保険料の 3/4 免除、半額免除、1/4 免除)

(注 2) 免除等の申請は、過去 2 年間遡って可能であるため。

(1) 平成 28 年度中に免除等が承認等された平成 28 年度中の月数 (上記 (i))

① 全額免除月数：59,466,145 月 (厚生年金保険・国民年金事業月報 (第 8 表 都道府県別適用状況より))

② 一部免除が承認された月数のうち、保険料が納付されている月数 (注)

保険料の 3/4 免除納付月数：1,676,608 月

同半額免除納付月数：812,083 月

同 1/4 免除納付月数：329,854 月 (納付状況統計表より)

(注) 一部免除の場合は、免除されていない部分の保険料を納付している場合に限り、免除された部分について追納が可能であるため。

⇒ 平成 28 年度中に免除等が承認等された平成 28 年度中の月数 (上記 (i))

59,466,145 月 + 1,676,608 月 + 812,083 月 + 329,854 月 = 62,284,690 月 (ア)

(2) 平成 29 年度及び 30 年度に免除等が承認等されるであろう平成 28 年度中の月数 (上記 (ii)) の推計

① 全額免除月数

平成 27 年度末時点と平成 29 年度末時点とにおける平成 27 年度中の納付対象月数の減少割合から推計 (注)

(注) 全額免除月数は、納付対象月数から除外されるため。

平成 27 年度末時点における平成 27 年度中の納付対象月数：13,080 万月

平成 29 年度末時点における平成 27 年度中の納付対象月数：12,682 万月

平成 28 年度末時点における平成 28 年度中の納付対象月数：12,046 万月 (平成 29 年度の国民年金の加入・保険料納付状況より)

平成 30 年度末時点における平成 28 年度中の納付対象月数の減少推計

$$12,046 \text{ 万月} \times (1 - (12,682 \text{ 万月} \div 13,080 \text{ 万月})) = \underline{\text{約 } 3,665,373 \text{ 月}}$$

② 一部免除納付月数

平成 27 年度末時点と平成 29 年度末時点とにおける平成 27 年度中の一部免除納付月数の増加割合から推計

平成 27 年度末時点における平成 27 年度中の一部免除納付月数

3/4 免除：1,854,347 月

半額免除：869,584 月

1/4 免除：342,150 月（納付状況統計表より）

平成 29 年度末時点における平成 27 年度中の一部免除納付月数

3/4 免除：3,239,798 月

半額免除：1,753,738 月

1/4 免除：828,033 月（納付状況統計表より）

平成 30 年度末時点における平成 28 年度中の一部免除納付月数の増加推計

3/4 免除：1,676,608 月 $\times ((3,239,798 \text{ 月} \div 1,854,347 \text{ 月}) - 1) = \underline{\text{約 } 1,252,656 \text{ 月}}$

半額免除：812,083 月 $\times ((1,753,738 \text{ 月} \div 869,584 \text{ 月}) - 1) = \underline{\text{約 } 825,690 \text{ 月}}$

1/4 免除：329,854 月 $\times ((828,033 \text{ 月} \div 342,150 \text{ 月}) - 1) = \underline{\text{約 } 468,422 \text{ 月}}$

⇒ 平成 29 年度及び 30 年度に免除等が承認等されるであろう平成 28 年度中の月数(上記(ii))の推計

$$\underline{\text{約 } 3,665,373 \text{ 月}} + \underline{\text{約 } 1,252,656 \text{ 月}} + \underline{\text{約 } 825,690 \text{ 月}} + \underline{\text{約 } 468,422 \text{ 月}} = \underline{\text{約 } 6,212,141 \text{ 月 (イ)}}$$

[平成 28 年度の被保険者数 \times 12 月]のうち、免除等が承認された月数 (A)
 $= \underline{62,284,690 \text{ 月 (ア)}} + \underline{\text{約 } 6,212,141 \text{ 月 (イ)}} = \underline{\text{約 } 68,496,831 \text{ 月}}$

2. (B) の推計 (平成 28 年度に免除等が承認等された期間のうち、10 年後 (平成 38 年度) までに追納される月数)

平成 28 年度から平成 38 年度までの間、毎年度、平成 28 年度中に行われた過去 10 年間で (平成 18 年度から 28 年度) に属する月数に対する追納と同様の追納が行われるものと想定

$$= \underline{2,989,976 \text{ 月}} \quad (\text{図表 3-(2)-⑧参照})$$

3. 追納制度の利用状況の試算

$$\begin{aligned} (B) \div (A) &= 2,989,976 \text{ 月} \div \text{約 } 68,496,831 \text{ 月} \\ &= \underline{\text{約 } 4.4\%} \end{aligned}$$

(注) 当省による試算である。

図表 3-(2)-⑩ 「国民年金被保険者実態調査」(平成 27 年 12 月厚生労働省)の結果(抜粋)

① 免除等制度の周知度

区分	周知度
保険料全額・一部免除	72.5%
学生納付特例	88.2%
納付猶予制度	41.6%

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「学生納付特例」の周知度は、調査対象者のうちの「学生」における周知度である。

② 追納制度の周知度

対象者	周知度
保険料免除制度を知っている者全体	53.5%
納付者	57.1%
未納者	46.1%
申請全額免除者	52.8%
学生納付特例者	55.4%
納付猶予者	57.5%

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「未納者」とは、平成 24 年度及び 25 年度の納付対象月の保険料を全期間納付していない者である。

図表 3-(2)-⑪ 追納制度利用者の属性分析の結果

① 追納申込時点の被保険者の属性

(単位:人)

区分	第 1 号		第 2 号		第 3 号		その他		計	
29 歳以下	49	(26.2)	134	(71.7)	4	(2.1)	0	(0.0)	187	(100)
30～39 歳	52	(39.1)	69	(51.9)	9	(6.8)	3	(2.3)	133	(100)
40～49 歳	37	(50.7)	31	(42.5)	5	(6.8)	0	(0.0)	73	(100)
50～59 歳	27	(60.0)	12	(26.7)	6	(13.3)	0	(0.0)	45	(100)
60 歳以上	1	(8.3)	2	(16.7)	0	(0.0)	9	(75.0)	12	(100)
計	166	(36.9)	248	(55.1)	24	(5.3)	12	(2.7)	450	(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 45 年金事務所において平成 28 年度に受け付けた追納申込者のうち、各年金事務所から無作為に抽出した 450 人について被保険者種別・年齢階層別に整理した。

3 () 内は、合計数に占める割合(単位:%)である。

②-1 年代別の追納申込期間の免除等種別

(単位:件)

区分	学生納付特例	納付猶予	全額免除	一部免除	法定免除	計
29歳以下	168 (81.6)	20 (9.7)	14 (6.8)	4 (1.9)	0 (0.0)	206 (100)
30～39歳	62 (37.1)	53 (31.7)	40 (24.0)	11 (6.6)	1 (0.6)	167 (100)
40～49歳	2 (1.8)	2 (1.8)	79 (72.5)	26 (23.9)	0 (0.0)	109 (100)
50～59歳	0 (0.0)	0 (0.0)	44 (75.9)	14 (24.1)	0 (0.0)	58 (100)
60歳以上	2 (13.3)	0 (0.0)	7 (46.7)	6 (40.0)	0 (0.0)	15 (100)
計	234 (42.2)	75 (13.5)	184 (33.2)	61 (11.0)	1 (0.2)	555 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1人で複数の免除等を申し込んだ者がいるため、総件数(555件)が追納申込者数(450人)と一致しない。

3 ()内は、合計数に占める割合(単位:%)である。

②-2 追納申込時点の被保険者種別(学生納付特例期間の追納を申し込んだ20歳代の者)

(単位:人)

被保険者種別	第1号	第2号	第3号	計
学生納付特例期間の追納を申し込んだ29歳以下の者	37 (23.9)	114 (73.5)	4 (2.6)	155 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 学生納付特例期間の追納を申し込んだ29歳以下の者155人について、追納申込時点の被保険者種別ごとに整理したものである。

3 ()内は、合計数に占める割合(単位:%)である。

③ 追納を申し込んだ月数(年度別)

(単位:月)

年度	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
月数	676 (8.4)	1,326 (16.4)	794 (9.8)	618 (7.7)	605 (7.5)	549 (6.8)	608 (7.5)	730 (9.1)	893 (11.1)	977 (12.1)	290 (3.6)	8,066 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、合計数に占める割合(単位:%)である。

4 国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の確保

(1) 事務処理誤り等発生後の迅速かつ的確な処理の徹底

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>機構は、事件・事故・事務処理誤り（以下「事務処理誤り等」という。）の発生は年金受給権の侵害につながるおそれがあることから、中期計画及び毎事業年度に係る年度計画において事務処理の正確性を確保することを掲げるとともに、事務処理誤り等の未然防止及び再発防止のため、「事務処理誤り等に関する緊急再発防止策」（平成 26 年 9 月）を策定し、事務処理誤り等防止推進者（年金事務所では副所長）の指定、業務処理マニュアルの改善、人事評価における事務処理誤り等のウェイトの引上げ、無予告特別監査の実施等を規定し、継続的に対策を実施している（注）。</p> <p>（注）項目 1 で前述したとおり、振替加算の支給漏れが多数発生していた問題や業務委託に起因して源泉徴収税額を正しく反映できなかった問題など年金業務の運営に対する信頼性を損ねると考えられる複数の事案が発生しており、厚生労働省及び機構において、その原因究明及び再発防止策の検討が進められ、改善措置が講じられている。</p> <p>また、機構は、事務処理誤り等が発生した場合には、当該事務処理誤り等によって生じる支障や年金受給者・被保険者に及ぶ不利益をできる限り最小化するよう、できる限り迅速にその後の処理（事実関係の確認、お客様対応等）を行う必要があるとして、「事件・事故・事務処理誤り対応要領」（平成 22 年 1 月 1 日制定・29 年 6 月 1 日改正。以下「対応要領」という。）を定め、事務処理誤り等が発生した場合の対応等についての必要な事項を定めている。</p> <p>対応要領によると、各年金事務所等において事務処理誤り等の発生が判明した場合、その旨が各年金事務所等のリスク管理責任者（年金事務所長等）に報告され、リスク管理責任者は、原則として判明してから翌営業日以内に第一報を所定の様式により本部に報告することとされている。また、リスク管理責任者は、お客様対応など事務処理誤り等への対応が完了した後、速やかに再発防止策を含む完了報告を行うこととされており、対応要領では、これを事務処理誤り等の発生が判明してから原則として 1 週間以内に終えることとされている。</p> <p>また、業務処理要領においても、事務処理誤り等が発生した場合の具体的な事務の取扱いが定められており、事務処理誤り等が原因で保険料の納付ができなかった等、国民年金の特定事由該当申出制度（注）の対象となる場合には被保険者に対し同制度の説明を行うこととし、事務処理誤り等が原因で前納による割引後の額での納付ができなかった等、同制度の対象とならない場合には、機構本部（国民年金部）に処理方針について個別協議を行うよう、年金事務所等に指示している。</p> <p>（注）国民年金保険料を徴収する権利は、保険料の納期限から 2 年を経過したときは、時効により消滅することとされている。また、付加保険料の納付申出等の届出、免除・納付猶予及び学生納付特例の申請は提出期間が定められている。そのため、被保</p>	<p>図表4-(1)-①</p> <p>図表4-(1)-②</p> <p>図表4-(1)-③</p> <p>図表4-(1)-④</p>

険者等は、時効又は提出期間の経過後には、当該保険料について納付や免除等の申請
手続を行うことができない。

ただし、特定事由（事務処理誤り等）により保険料の納付や各種手続ができなかつ
た場合、被保険者等が厚生労働大臣にその旨の申出（特定事由該当申出）ができ、厚
生労働大臣がその申出を承認したときは、保険料（特例保険料）の納付や各種手続を
することが可能となる。

本制度は、事業運営改善法により創設され、平成 28 年 4 月から実施されている。

【調査結果】

事務処理誤り等の発生防止及び発生後の的確な処理は、機構に対する国民の信頼性の向上を図るために重要であると考えられる。

このような観点から、今回、当省が 45 年金事務所及び 12 事務センター
を対象として事務処理誤り等の発生防止対策の実施状況、事務処理誤り等
の発生後の処理状況等について調査した結果、以下のような状況がみられ
た。

ア 事務処理誤り等の発生防止対策の実施状況及び事務処理誤り等の発生 状況

45 年金事務所及び 12 事務センターにおける事務処理誤り等の発生防
止対策の実施状況を調査したところ、機構本部から指示された発生防止
対策を実施しているほか、独自に事務処理誤り等の発生防止に取り組ん
でいる例がみられた。

図表4-(1)-⑤

多数の受給者（約 4,000 万人）及び被保険者（約 6,700 万人）に係る
届書等の受付・処理や各種文書の送付等を行っている機構において、事
務処理誤り等の発生を皆無とすることは事実上不可能であると考えられ
るところ、当該年度に発生した事務処理誤りであってその年度内に判明
したものの件数が平成 26 年度の 1,429 件から 29 年度は 1,015 件に減少
しており、事務処理誤り等の発生防止対策が一定の成果を上げつつある
と考えられる。

図表4-(1)-⑥

また、45 年金事務所及び 12 事務センター（計 57 か所）における 1 か
所当たりの国民年金の適用及び保険料収納に関する事務処理誤り等の発
生件数は、平成 27 年度は 2.32 件、28 年度は 1.77 件、29 年度（注）は
1.68 件となっていた。

図表4-(1)-⑦

（注）平成 29 年度の件数は、4 月から 9 月までの件数を 12 か月分の件数に換算した
ものである。

イ 事務処理誤り等の発生後の処理状況

（処理期間の状況）

45 年金事務所及び 12 事務センターにおいて、平成 27 年 4 月 1 日から
29 年 9 月末までの間に発生した国民年金の適用及び保険料収納に関する
事務処理誤り等の事案（281 件）について、その発生後の処理状況を調査
したところ、次のとおり、当該処理に長期間を要している状況がみられ
た。

図表4-(1)-⑧

図表4-(1)-⑨

- ① 当該事案 281 件のうち、対応要領で定める様式による報告（第一報）により、事務処理誤り等の処理が完了したことが確認でき、かつ、当該事務処理誤り等が判明した日及びその処理が完了した日が判明した事案（254 件。以下「処理完了事案」という。）について、事務処理誤り等の判明から処理完了までの期間（以下「処理期間」という。）を把握したところ、処理期間が 1 週間（7 日）以内であった事案は 61 件（21.7%）にとどまっている一方、181 日以上であった事案が 30 件（10.7%）みられた。
- ② 処理完了事案 254 件の処理期間の平均は 75.1 日であったが、このうち、i) 当該事務処理誤り等の発生を把握した年金事務所等から機構本部に対して処理方針についての個別協議が行われていた事案（60 件）の平均処理期間は 161.0 日、ii) 個別協議が行われておらず、かつ、国民年金の特定事由該当申出制度の利用がなかった事案（179 件）の平均処理期間は 45.5 日となっており、前者は後者の 3 倍以上となっていた。

処理完了事案のうち、機構本部への個別協議が行われていた事案の処理期間の内訳をみると、機構本部における個別協議の処理（年金事務所等からの協議内容の検討及びその結果に基づく当該年金事務所等への回答）に要した期間の平均が 102.0 日となっており、機構本部への個別協議が行われていた事案の処理期間が長期となっている原因は、機構本部における個別協議の処理に時間を要していることにあると考えられる。

（機構本部における個別協議の処理状況）

機構本部における個別協議の処理件数、処理体制及び処理事案の内容等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 機構本部への個別協議が行われていた事務処理誤り等の事案は平成 28 年度及び 29 年度とも約 1,000 件である一方、機構本部の担当部署において個別協議の処理を担当している職員は 28 年度で 1 人、29 年度で 2 人（うち 1 人は兼務）のみであった。

機構本部では、「個別協議は、その内容に応じて優先順位を付けるものもあるが、原則として受付順で処理しており、件数が多い一方で担当者が少ないため、処理に着手するまでに時間を要している。処理に着手した後の処理期間は、複雑な事案でない限り、おおむね 1 か月程度である」としている。

- ② 機構本部では、「本来のルールに沿わない取扱いによって解決を図ろうとする場合には、個々の事案により状況が異なるため、個別に処理方針の協議を受けている」としている。

しかし、処理完了事案のうち、当該事務処理誤り等の発生を把握した年金事務所等から機構本部に対して処理方針についての個別協議が

図表4-(1)-⑩

図表4-(1)-⑪

<p>行われていた事案（60件）の内容をみると、次のとおり、過去に同じような内容の事案が多数協議されていると考えられ、また、処理方針もほぼ同一と考えられるものや、解決方法が限定されていると考えられるもの等、処理方針を機構本部に個別協議する必要性が低いと考えられる事案が個別協議されている状況がみられた。</p> <p>i 当該事案60件のうち40件が、口座振替処理、クレジットカード納付に係る事務処理の誤り等により、前納（割引額による納付）ができなかったとする事案であり、また、その事務処理の誤り等の内容も、口座番号や名義人の誤入力、口座振替納付申出書の処理の遅延等が大半を占めていた。</p> <p>また、上記40件のうち38件では、年金事務所等が協議した処理方針で差し支えない旨を機構本部が回答していた。</p> <p>ii その他、納付書の誤送付により、実際に保険料を納付した本人とは別人の保険料納付として記録されてしまった事案など、その解決方法が限定されていると考えられる事案がみられた。</p>	<p>図表4-(1)-⑫</p>
<p>また、機構本部への個別協議が必要な事案の処理に長期間を要していることにより、当該処理が完了するまでの間の保険料を納付しないとする者が発生する等、機構に対する被保険者の信頼を損ねていると考えられる例もみられた。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、機構に対する国民の信頼性の向上を図る観点から、機構に対し、本来のルールに沿わない取扱いをする事案の定型化や個別協議を要する事案の絞り込み等により、事務処理誤り等発生後の処理を迅速化するよう、指導する必要がある。</p>	<p>図表4-(1)-⑬</p>

図表 4-(1)-① 中期計画及び年度計画における事務処理誤りの防止に関する記載

① 日本年金機構中期計画（平成 26 年 3 月 31 日（28 年 3 月 31 日・29 年 3 月 31 日変更））（抜粋）

- I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
5. 事務処理の正確性の確保
- 事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、以下の取組を行う。
- ① 業務処理マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底
- 事務処理に関する業務処理マニュアルの内容の充実・精緻化に取り組むとともに、その徹底を図る。
- ② 事務処理誤り防止の取組
- 事務処理誤りの原因分析などを通じて、システム改善を含む事務処理誤り再発防止のための総合的な対策を推進する。

② 日本年金機構 平成 29 年度計画（平成 29 年 3 月 31 日）（抜粋）

- I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
5. 事務処理の正確性の確保
- 事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、以下の取組を行う。
- ① 正確な事務処理の徹底<業務改善計画関連>
- 平成29年4月から運用を開始する統一業務マニュアルに基づく事務処理の徹底を図り、事務処理誤りの発生を防止するため、以下の取組を実施する。
- ・ 職員一人ひとりが事務処理誤りの発生防止を意識して業務に取り組めるよう、全職員を対象とした「事務処理誤り再発防止取組チェック」を毎月実施する。
 - ・ 上記と併せて、事務処理誤りの発生を、自らの業務の中に常に潜む問題（リスク）として捉えさせるため、直近に発生した事象の中から事務処理誤りの発生原因・ポイント・対策について取りまとめ、「リスク対策通信」として全拠点へ周知する。
 - ・ 新規に採用となった職員に対して、採用時研修等の際に事務処理誤り防止に関する研修をあわせて実施する。
 - ・ 事務処理誤り報告の原因分析により、年金事務所、事務センターの業務に応じて事務処理手順の改善が必要であると判明したものについて、改善を行う。
- ② 事務処理遅延、書類の紛失、誤送付・誤送信・誤交付（以下「重点三事案」という。）の根絶
- お客様に重大な影響を与え、機構の信頼を著しく損ねる重点三事案については、根絶に向けて最優先で対応を行うため、下記の取組を実施する。
- ア 事務処理遅延、書類の紛失対策
- ・ 6色BOXによる書類管理の徹底、受付進捗管理システム及び未完結リストを活用した書類の状況確認や指導、書類の廃棄方法の徹底等の取組を引き続き行う。
 - ・ 受付進捗管理システムの運用状況及び管理職員による未処理届書の定期的な確認状況については、機構本部による内部監査等により確認を行う。
- イ 誤送付対策
- ・ 送付物の封入・封緘時には、封入者・封緘者がダブルチェックを行い押印するとともに、封緘者は封緘作業用チェックリストにより、送付物の確認を徹底する。

ウ 共通する対策

- ・ 重点三事案を複数回発生させた拠点に対し個別に指導・研修を行い、再発防止策の策定、当該取組の実施状況及び改善結果を確認する。
- ・ 全国の拠点から事務処理誤り防止に関する好取組事例を集約し、事務処理手順の改善等を行う。
- ・ 重点三事案の発生防止に向け、全国の拠点における環境整備（キレイ化）を推進する。

図表 4-(1)-② 「事務処理誤り等に関する緊急再発防止策（指示・依頼）」（平成 26 年 9 月 12 日日
本年金機構）（抜粋）

2. 主な事務処理誤り等

(1) 兵庫事務センターにおける事務処理遅延等

<概要>

兵庫事務センターにおいて、遺族年金請求書及び未支給年金請求書等の事務処理遅延が判明し、調査した結果、書類の紛失等があることも判明した。

具体的には、請求書等を機構本部に進達したものの書類不備等で返戻され、請求者に連絡したが連絡が取れず、そのまま放置されていた。また、処理済の遺族年金請求書及び未支給年金請求書と受付簿との照合調査を行ったところ、お客様から提出された届書が紛失していたもののほか、機構本部から返戻された届書が紛失していた。さらには、裁定済みの遺族年金について、請求時に必要な戸籍謄本、住民票等の添付書類が漏れていた。

【平成25年8月9日公表】

<再発防止策>

- ・平成25年5月に他に処理放置となっている書類がないか、すべての年金事務所、事務センターに、総点検を指示。毎年3月と9月を書類整理月間として未処理届書の確認・点検を実施
- ・受付進捗管理システムにより、受付・保管状況の管理を徹底
- ・管理者による事務処理の進捗状況の把握を更に徹底
- ・未処理、処理済の書類を保管庫により確実に管理
- ・内部監査において、処理放置となっている届書の有無を重点項目として設定

(2) 年金事務所等における事務処理遅延等①

<概要>

事務処理遅延や書類の紛失が後を絶たないことから、平成25年5月に指示し、すべての年金事務所及び事務センターにおいて未処理届書の総点検を実施した。

その結果、29カ所の年金事務所と11カ所の事務センターにおいて、1,151件の事務処理遅延が判明した。

原因は、届書の処理に係る管理職員の確認が十分でなかったこと、不備な届書の返戻の取扱いが徹底されていなかったこと、受付（返戻）した届書の受付進捗管理システムへの登録が漏れていたことによるものであった。

【平成25年9月26日公表】

<再発防止策>

- ・業務処理マニュアルに基づく事務処理を徹底
- ・業務処理マニュアルの見直しを行い、運用ルールを明確化
- ・受付進捗管理システムの改善を行い、機能強化を図るとともに作業の効率化を図る
- ・管理職員による未処理届書の定期的な確認及び受付進捗管理システムの運用が適正に行われているかどうかについて、監査（自治監査及び本部監査）の重点項目としてチェック※すべての拠点を対象に無予告監査を実施

(3) 年金事務所等における事務処理遅延等②

<概要>

池袋年金事務所及び世田谷年金事務所において、年金請求書や諸変更届書等の事務処理遅延等が平成25年10月、11月の本部の監査及び内部点検によって判明した。

原因は、受付進捗管理システムへの登録がされていなかったこと、届書等に係る事務処理の進捗管理において、管理職員の確認が十分でなかったこと、不備な届書に係る返戻等の事

務処理もされていなかったこと、職員の年金給付の事務処理に係る意識が欠如していたことによるもの。【平成26年1月31日公表】

<再発防止策>

- ・届書等に係る事務処理の進捗管理を徹底するため、未完了書類の管理については担当部署ごとの「進捗管理BOX」を設置し、統一的な管理方法を徹底
- ・受付進捗管理システムの運用方法については、書類の不備等に関わらず、受付けた全ての届書等を受付進捗管理システムに登録することを徹底、当該システムへの登録処理を行う担当職員を専任化
- ・届書等の処理状況について、南関東ブロック本部による指導、点検を定期的を実施

4. 緊急再発防止策

(2) 事務処理誤り等防止推進者の指定

総括責任者である所属長のもと、拠点単位での防止策の検討・実施等について、組織横断的に推進させる役割として『事務処理誤り等防止推進者』を指定する。本部及びブロック本部はグループ長、事務センターは副事務センター長又は管理・厚生年金適用グループ長、年金事務所は副所長とする。

「事件・事故・事務処理誤り対応要領」（要領第20号）の改正を行い、事務処理誤り等防止推進者の指定について記載する予定である。

(3) 業務処理マニュアルの改善等

所属長は、特に事務処理遅延・書類の紛失等の発生を防止するために、「事務処理遅延・誤送付等防止チェックシート」（以下、「チェックシート」という。）により、事務室内の整理整頓を含め、届書等の受付から未完了届書等の確認、決裁までの一連の処理が確実に実施されているかの点検を行う。なお、各所属長は、毎月1回、点検後のチェックシートに署名の上、ブロック本部、本部品質管理部に報告する。

また、届書等の審査、チェック、決裁に携わった職員の責任の所在を明確にし、事務処理遅延等の防止に向けた事務処理体制の是正を図るため、原則、届書1枚ごとに担当者、チェック者及び決裁者は押印することとし、マニュアルに決裁フローの手順を整備することとする。

誤送付、誤交付の発生を防止するためには、

- ①封緘前の発送物の保管方法の統一
- ②管理者による封緘適任者の選任
- ③封緘作業に専念できる環境（封緘作業用デスク等を整備するなど）整備
- ④届書等に添付されている返信用封筒の取扱い方法の統一
- ⑤封緘作業時の「封緘作業用チェックリスト」の整備
- ⑥窓口交付物の記載内容（氏名等）の確認方法

についてマニュアルの基本事項に明記するとともに、各所属長に対し、チェックシートにより報告を求めることとする。

事務センターの外部委託業者に対し、誤送付を0件とするための対策を強化することを要請するとともに、平成27年10月からの仕様書において、「受託事業者に求めるサービス水準（SLA）」の誤送付にかかるサービス水準を0件に設定することとする。

事務処理誤り等の防止を図るためには、日常の事務処理を所属長が管理することが効果的であり、危機管理、リスク管理の観点からも、原則、毎日拠点内を巡回し、事務処理の進捗状況や事務処理が適正に行われているかを確認する。

(4) 事務処理誤り等の報告の見直し

事件・事故・事務処理誤り等については、「事件・事故・事務処理誤り対応要領」（要領第20号）により、お客様対応業務システムに登録することで、品質管理部等に情報伝達を行うこととしている。

今後、「日本年金機構事務処理誤り等の行為者等への指導に関する規程」（規程第56号）に基づき事務処理誤り等の行為者及び管理監督者に対して指導を行った場合は、当該行為者及び管理監督者の役職、氏名及び職員番号を報告書に記載し、手交した指導書も報告書に添付することとする。

取扱いについては、当該『お客様対応業務システム「事件・事故・事務処理誤り」編 運用マニュアル』に掲載する予定である。

（5）「事務処理品質向上研修」等の実施

事務処理誤り等の原因となるヒューマンエラー（入力誤り、チェック漏れ、誤送付・誤送信等）の発生防止を目的として、外部機関による集合研修を10月から各ブロック単位で実施する。受講生は各拠点の管理職員1名以上とし、その受講生は職場内研修の一環として拠点内の全職員を対象とした伝達研修を行う。

なお、法務・コンプライアンス部が拠点を訪問して実施している「リスク・コンプライアンス研修」は、内容を個人情報漏えい根絶に力点を置くとともに、当事者意識を高めるためディスカッション形式を取り入れ、継続実施する。

（6）人事評価における事務処理誤り等のウェイトの引上げ等

平成26年度上期の人事評価（実績評価）では、年金事務所・事務センター管理職員及び全ての一般職を対象に「事務処理誤り・事務処理遅延の根絶」を観点とした個人目標を必須とし、そのウェイトを「10%以上」としているが、下期においては、全職員を対象とし、このウェイトを「20%以上」に引き上げる。

また、管理職員については、平成26年度下期の事業実績評価の重点項目に「事務処理誤り等の再発防止」を追加し、早急に根絶する取組が必要な「事務処理遅延」、「書類の紛失」及び「誤送付・誤送信・誤交付」で評価を行う。さらに、一般職については、平成26年度下期の人事評価（実績評価）において、上記のいずれかの事務処理誤り等を発生させた場合には、評価点にマイナスの調整点（例えば▲10点）を加える。

「事務処理誤り・事務処理遅延の根絶」を進めるため、上記事務処理誤り等の発生内容等によっては、その行為者及び管理監督者の実績評価は「C評価」又は「D評価」とするとともに、人事配置を見直すなどのルールについて検討する。

（7）事業実績表彰からの除外

「日本年金機構事業実績表彰規程」（規程第62号）第10条において、順位付けからの除外が規定されている。評価期間はもちろんのこと、事業実績表彰審査委員会開催までに表彰を行うことが適切ではないと判断された事案が判明した対象拠点については表彰から除外する。なお、総合表彰の対象となる拠点については、業績手当や報奨金を支給する予定であるが、表彰から除外された場合は当然のことながら支給しない。

（8）毎月実施の自主点検の強化

事務処理遅延、書類の紛失及び誤送付・誤送信・誤交付の発生事象の高い業務プロセスについて、監査の視点で整理し、自主点検項目へ即時反映させる。

また、機構LANアンケート機能を活用した点検結果及び傾向について、定期的に本部関連部署へ情報提供を行い、各部・各拠点のそれぞれの改善活動に繋げ、事務処理誤り等の発生を防止させる。（10月度分より実施）

（9）無予告特別監査の実施

事務処理誤り等、事務処理遅延、書類の紛失及び誤送付・誤送信・誤交付の根絶に向けた

各拠点における取組状況について、今年度中に全拠点について無予告での特別監査を実施する方針である。

なお、検出事項の全てを理事長報告の対象とする。

図表 4-(1)-③ 「事件・事故・事務処理誤り対応要領」(平成 22 年 1 月 1 日制定・29 年 6 月 1 日
改正 日本年金機構)(抜粋)

第 2 章 事件・事故等への対応

1. 事件・事故等が発生した場合の情報伝達

(1) 情報伝達すべき事件・事故等

情報伝達すべき事件・事故等は次のとおりとする。

- ① 事務処理工程における確認・決定誤り、通知書等の作成誤り・誤送付・誤送信・誤交付、届書等の入力誤り・紛失・未処理・処理遅延、説明誤り、記録訂正誤りなど被保険者、年金受給者、事業主等に影響を与える事務処理誤り。また、関係機関(地方公共団体、国の行政機関等)に対する情報提供誤り並びにその他これらに準ずる事務処理誤り。
- ② 現金(歳入金、歳入金以外の金銭等)及び重要物品(領収証書、納付受託証書、小切手、年金手帳、年金証書、スタンプ領収機、公印等)等の紛失、盗難
- ③ 労働災害など業務上で発生した事故
- ④ 業務上の交通事故
- ⑤ 窓口でのお客様の暴力行為
- ⑥ システム事故
- ⑦ 日本年金機構保有個人情報(被保険者、年金受給者等の情報が記録・記載されている各種媒体、通知書、届書等)の漏えい、滅失、き損等
- ⑧ その他、機構の適正な業務運営を阻害する事案

(2) 職員からリスク管理責任者への情報伝達

職員は、事件・事故等が発生した場合には以下の点に留意しつつ速やかに、リスク管理責任者(日本年金機構リスク管理規程(規程第7号)第9条第5項に規定する者(出張、休暇その他の事由により不在である場合、又は緊急に対応しなければならない場合については、あらかじめその指定する者。))以下同じ。)まで情報伝達を行うものとする。

- ・情報伝達すべき事件・事故等は、お客様の声のうち、事件・事故等に該当するものを含む。
- ・リスク管理責任者までの情報伝達は口頭により行うことができる。

(3) リスク管理責任者からリスク統括部リスク対策グループへの情報伝達

リスク管理責任者は、(2)の情報伝達等により事件・事故等を把握した場合には、以下の点に留意しつつ、事象が事件・事故等であると判明してから原則として翌営業日以内に第1報を、お客様への対応等、事象への対応(事象が判明してから原則として一週間以内)が完了した後速やかに(お客様への対応等、事象への対応が一週間を超えた場合は対応完了後速やかに)再発防止策を含む詳細な完了報告を、リスク統括部リスク対策グループ(以下「リスク対策G」という。)に行うものとする。

なお、(1)③、④については、労務管理部厚生グループ(以下「厚生G」という。)に行うものとする。

また、第1報後、事象の対応に進展があった場合は、適宜続報の報告を行い、事象の対応に進展がない場合であっても、前回報告から1ヶ月経過する毎に続報(今後の予定等を記載)の報告を行うものとする。

- ① 情報伝達は、原則、リスク管理責任者がお客様対応業務システムに登録することで行う。また、個人情報漏えいの際には、様式2号(個人情報漏えい付属報告書)を添付して報告すること。なお、事務センター又は年金事務所で事件・事故等が発生した場合は、リ

スク対策Gから、事務センター統括部又は、管轄の地域部に情報伝達を行う。

- ② (1) ③、④については、厚生Gが指定する様式により厚生G（労務管理部特殊メールアドレス）あて送付すること。
- ③ 発生部署と判明部署が異なる場合は、発生部署より報告を行うこととする。ただし、判明部署での報告が望ましい場合は、リスク対策Gと協議の上、発生部署と連携し報告を行うこと。
- ④ 厚生労働省年金局の対応を要するもの、報道機関に取り上げられる可能性のあるもの、(5)において理事長等まで報告したもの等、緊急を要する事案は速やかに情報伝達を行うものとする。

2. 事件・事故等への対応

(1) 事件・事故等が発生した部署（本部を含む。）での対応

リスク管理責任者は、発生した事件・事故等について、関係職員と連携して、以下の対応を適切に行うものとする。

- ① お客様の声対応要領に規定するお客様の声への対応に準じて、経過説明、謝罪等お客様への対応を適切に行う。
- ② 事件・事故等の事実関係及び発生原因の調査を行う。
- ③ 再発防止策を検討し、再発防止のための措置を講ずる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(1)-④ 「業務処理要領」(平成 29 年 4 月 1 日要領第 197 号)(抜粋)

IV 具体的な事務取扱い

2. 事務処理誤りが発生した時点の取扱い

(1) 事務処理誤りの発生

被保険者等からの連絡等により、事務処理誤りが判明した場合、「事件・事故・事務処理誤り対応要領(要領第20号)」に基づき、事象が判明してから2日以内に第1報をリスク統括部に対して報告すること。

(2) 事象の確認

① 特定事由に係る申出等に該当する事象

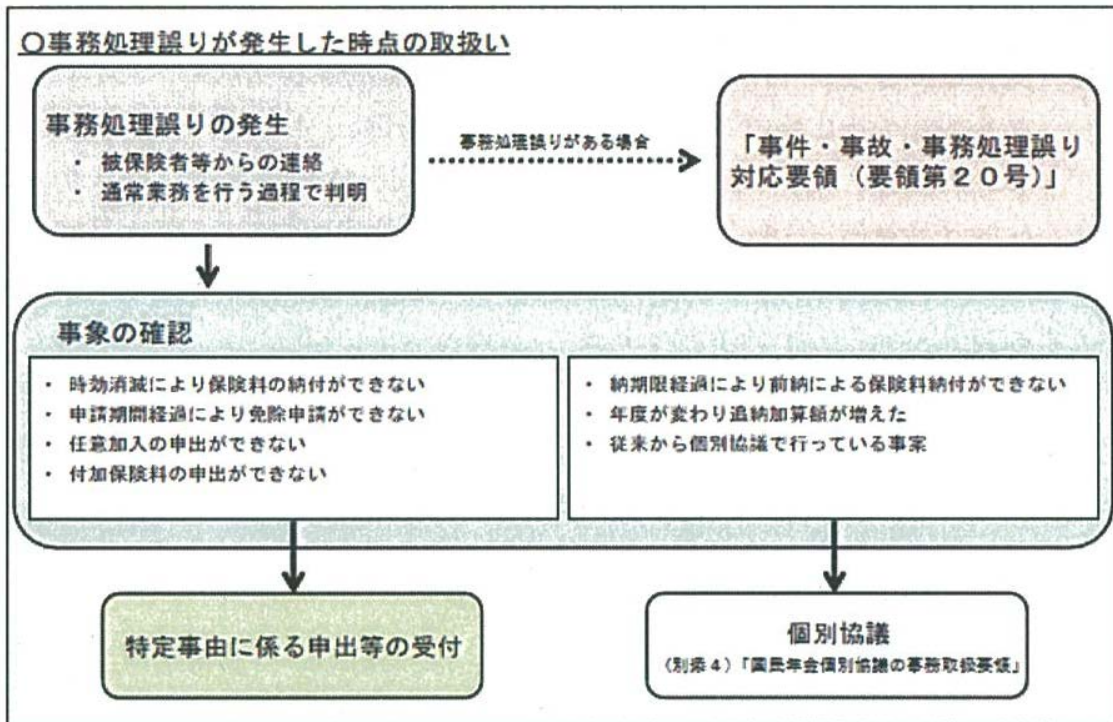
事務処理誤りが原因で次のような事象が発生し時効消滅や提出期限経過により納付等ができない場合は、特定事由に係る申出等に該当することから、必ず本制度の説明を行うこと。

- ア 保険料の納付ができなかった
- イ 付加保険料の申出・納付ができなかった
- ウ 任意加入の申出ができなかった
- エ 免除・納付猶予・学生納付特例の申請ができなかった
- オ 追納・後納保険料の納付ができなかった

② 特定事由に係る申出等に該当しない事案

次のような保険料の金額に対する不利益の申出については、本制度を利用するのではなく、従来どおり本部国民年金部に個別に協議を行うこと。

- ア 処理誤りにより、前納制度による割引後の額での納付ができなかった
- イ 追納申込書の入力処理を行い追納の承認は行ったが、納付書の送付(処理)漏れにより、当該年度中に納付ができず追納保険料の加算額が高くなった



図表 4-(1)-⑤ 事務処理誤り等の発生防止対策の具体例

① 機構本部が全国統一的に実施を指示している対策の例

平成 28 年度 までの取組	[書類管理・廃棄等の徹底]
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付進捗管理システムによる書類の管理状況の確認及び 6 色ボックスによる書類管理を徹底 ・ 未完了リストを活用した書類の状況確認、廃棄を徹底
	<p>[職員の理解度チェック、意識向上等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、管理職員が実施していた「事務処理遅延、書類紛失、誤送付防止チェック」の内容を、毎月、全職員に対し、理解度チェック方式による「事務処理誤り再発防止チェック」として実施し、拠点長がその結果を確認 ・ 直近に発生した事案の中から、その発生原因や対策等について整理し、「リスク対策通信」として全拠点へ毎月周知
	<p>[指導等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数回事務処理遅延等が発生した拠点の中から「重点取組拠点」を指定して機構本部から訪問指導、指定後 3 か月間、拠点が策定した再発防止策を機構本部が進捗管理 ・ 対象拠点の全職員を対象として、再発防止に係るフォローアップ研修を実施
平成 29 年度 の取組（追加）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告された事務処理誤りの原因分析により、年金事務所・事務センターの業務に応じて事務処理手順の改善が必要であると判明したものについて、新たなルールを策定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数回事務処理遅延等が発生した拠点に対して、機構本部による訪問指導を強化し、ルールが徹底されているか、再発防止策が有効に機能しているか等について機構本部が確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者による事務処理誤りについて、過去の事例の周知、作業場所への立入調査による事務処理手順の確認、発送作業工程の機械化等を実施

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

② 調査した年金事務所・事務センターが独自に実施している取組の例

年金事務所等	事例の内容
北海道事務センター	「事件・事故・事務処理誤り防止対策委員会」を設置し、毎月、各業務グループ単位で「事務処理誤り防止小委員会」を開催して、事務処理誤りの発生状況や対応状況等を確認するほか、誤りが起きた実際の事例をテーマに「危険予知トレーニング」を実施している。
新潟東年金事務所	各課室から 1 名ないし 2 名の職員を選抜してこれら 10 名程度の職員から構成される「再生プロジェクト推進チーム」を編制し、同チームが実施主体となって、機構本部が制定した業務処理要領（統一業務マニュアル）に対する各職員の理解度を深めるための確認テストに取り組んでいる（平成 29 年度中に 5 回実施）。同チームのメンバーが、問題作成のほか、朝礼等の機会を利用しての解答やポイントの解説等を行っている。

	<p>当該年金事務所では、統一業務マニュアルはかなりの分量があるため、その内容を各職員が十分に理解しているか疑問のあったところ、確認テストを実施することにより、各職員が同マニュアルの内容を十分に理解できるようになったとしている。</p>
大手前年金事務所	<p>外部に文書を発送する際には、送付文書中に日付や電話番号等の誤りがないかどうかを点検するチェックリストを独自に定め、活用している。具体的には、発送する文書（案）について、文書作成者、主任等の二次チェック者、担当課室長がそれぞれ誤りがないことを確認した上で、チェックリストにそれぞれが押印し、これを決裁用資料の一つとしている。</p> <p>当該年金事務所では、平成 27 年 11 月に発生した事務処理誤り（最終催告状に問合せ先として記載した電話番号が誤ったまま発送）の再発防止策として実施しているものであり、この取組を始めてから同様の事務処理誤りは発生していないとしている。</p>
宇和島年金事務所	<p>国民年金課において、週 2 回の朝礼等の際に、平成 29 年 5 月に開催された新任課長研修（国民年金）の研修資料であった「35 のヒヤリハット事例」の読み合わせを行っている。</p> <p>また、機構本部から月 1 回送付される全国の事務センターや年金事務所の事務処理誤り一覧表を国民年金課内で回覧しているほか、週 3 回の所内全体でのミーティングの際に、業務処理要領の事務処理誤りに関する部分の読み合わせを行っている。</p> <p>これらの取組の結果、平成 27 年 4 月から 29 年 9 月末までの間、事務処理誤りは発生していない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(1)-⑥ 事務処理誤りの発生件数（全国）

（単位：件）

事務処理誤りの発生年度	平成 22	23	24	25	26	27	28	29
平成 26 年度末現在の判明件数	2,523	2,297	2,332	2,135	1,429	—	—	—
27 年度末現在の判明件数	2,570	2,339	2,380	2,164	1,614	1,238	—	—
28 年度末現在の判明件数	2,647	2,385	2,405	2,197	1,608	1,513	1,103	—
29 年度末現在の判明件数	2,659	2,397	2,410	2,212	1,653	1,558	1,299	1,015

（注）機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 4-(1)-⑦ 国民年金の適用及び保険料収納に関する事務処理誤り等の発生件数

（単位：件）

発生年度	平成 27	28	29（4～9月）
年金事務所（45 か所）	47 (1.04)	43 (0.96)	18 (0.80)
事務センター（12 か所）	85 (7.08)	58 (4.83)	30 (5.00)
計（57 か所）	132 (2.32)	101 (1.77)	48 (1.68)

（注）1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、調査した年金事務所及び事務センター1 か所当たりの年間発生件数（平成 29 年度は 12 か月分の件数に換算）である。

図表 4-(1)-⑧ 事務処理誤り等の事案の発生状況

① 当該事案に係る事務処理誤り等が発生した年度別の件数

(単位：件)

発生年度	平成 27	28	29 (4～9 月)	計
年金事務所報告事案	47	43	18	108
うち処理が完了した事案	43	40	11	94
うち処理中事案	4	3	7	14
事務センター報告事案	85	58	30	173
うち処理が完了した事案	83	55	24	162
うち処理中事案	2	3	6	11
計	132	101	48	281
うち処理が完了した事案	126	95	35	256
うち処理中事案	6	6	13	25

② 当該事案が判明した年度別の件数

(単位：件)

判明年度	平成 27	28	29 (4～9 月)	計
年金事務所報告事案	24	58	26	108
うち処理が完了した事案	24	55	15	94
うち処理中事案	0	3	11	14
事務センター報告事案	58	67	48	173
うち処理が完了した事案	57	66	39	162
うち処理中事案	1	1	9	11
計	83	124	74	281
うち処理が完了した事案	82	120	54	256
うち処理中事案	1	4	20	25

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 45 年金事務所及び 12 事務センターから機構本部に報告された事務処理誤り等の事案のうち、平成 27 年 4 月 1 日から 29 年 9 月末までの間に発生した国民年金の適用及び保険料収納に関する事案 281 件について、各年金事務所及び事務センターが作成した「事件・事故・事務処理誤り様式 1 号」に基づき作成した。

3 処理の状況については、当省の調査時点（平成 29 年 10 月）で判断している。

図表 4-(1)-⑨ 処理完了事案の処理期間の状況

① 処理期間の区分別事案数

(単位：件)

処理に 要した 日数	0～7 日	8～30 日	31～60 日	61～90 日	91～120 日	121～150 日	151～180 日	181日 以上	未完了 及び 不明
事案数	61 (21.7%)	47 (16.7%)	36 (12.8%)	36 (12.8%)	26 (9.3%)	13 (4.6%)	5 (1.8%)	30 (10.7%)	27 (9.6%)
累計	61 (21.7%)	108 (38.4%)	144 (51.2%)	180 (64.1%)	206 (73.3%)	219 (77.9%)	224 (79.7%)	254 (90.4%)	281 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 45 年金事務所及び 12 事務センターにおいて平成 27 年 4 月 1 日から 29 年 9 月末までの間に発生した国民年金の適用及び保険料収納に関する事務処理誤り等の事案 281 件について整理した。

3 () 内は、総件数 (281 件) に占める割合である。

4 「未完了及び不明」とは、当該事案に係る「事件・事故・事務処理誤り様式 1 号」により、事務処理誤り等の処理が完了したことが確認できなかったものや当該事務処理誤り等が判明した日及びその処理が完了した日が判明しなかったものである。

② 事案の区分別処理期間

事案の区分	事案数 (件)	事案の判明から処理完了ま でに要した日数 (平均) (日)	最短 (日)	最長 (日)	中央値 (日)
i) 機構本部への個別協議 が行われていた事案	60	161.0	45	421	137
ii) 国民年金の特定事由該 当申出制度による申出が 行われていた事案	15	84.5	43	169	74
iii) 上記以外の事案	179	45.5	0	694	19
処理完了事案 (全事案)	254	75.1	0	694	46

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 45 年金事務所及び 12 事務センターにおいて平成 27 年 4 月 1 日から 29 年 9 月末までの間に発生した国民年金の適用及び保険料収納に関する事務処理誤り等の事案 281 件のうち、当該事案に係る「事件・事故・事務処理誤り様式 1 号」により、事務処理誤り等の処理が完了したことが確認でき、かつ、当該事務処理誤り等が判明した日及びその処理が完了した日が判明した 254 件について整理した。

3 「0 日」とは、事案が判明した当日に処理が完了したものである。

③ 事案の区分別の機構本部での処理に要した期間

事案の区分	機構本部での処理に要した期間が判明した事案数（件）	機構本部での処理に要した期間（平均）（日）	最短（日）	最長（日）	中央値（日）
i) 機構本部への個別協議が行われていた事案	56	102.0	10	404	92
ii) 国民年金の特定事由該当申出制度による申出が行われていた事案	12	42.3	27	66	40

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「②事案の区分別処理期間」における処理完了事案 254 件のうち、機構本部での処理に要した期間が判明した 68 件について整理した。

図表 4-(1)-⑩ 機構本部の担当部署における個別協議の処理件数及び処理体制

年度	平成 28	29
処理件数（件）	969	1,053 (平成 30 年 3 月 6 日時点)
処理体制（人）	1	2 (うち 1 人は兼務)

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(1)-⑪ 年金事務所等から機構本部に個別協議された事務処理誤り等の事案の内容等

① 個別協議された事務処理誤り等の事案（60件）の内容別の件数

区分	件数	事案の内容	件数
適用関係	5	適用時の事務処理誤りにより、前納ができなかったもの	3
		その他	2
保険料関係	55	口座振替処理、クレジットカード納付に係る事務処理の誤り等により、前納ができなかったもの	40
		追納処理の誤りにより、追納ができなかったもの	6
		後納処理の誤りにより、後納ができなかったもの	2
		納付書の誤送付により、誤納付が発生したもの	3
		その他	4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 図表 4-(1)-⑨の「②事案の区分別処理期間」における処理完了事案 254 件のうち、当該事案に係る「事件・事故・事務処理誤り様式 1 号」において、処理方針について機構本部に個別協議された記録がある 60 件について整理した。

② 「口座振替処理、クレジットカード納付に係る事務処理の誤り等により、前納ができなかったもの」(40件)の事務処理誤り等の発生原因別の件数

事務処理誤り等の発生原因	件数
i) 口座振替処理、クレジットカード納付に係る事務処理の誤り (口座やクレジットカードの番号や名義人の誤入力、口座振替やクレジットカード納付に係る納付申出書の処理の遅延、金融機関への通知漏れ、口座振替緊急停止の誤処理等)	30
ii) 前納制度に係る説明誤り、説明不足 (被保険者に有利な前納方法の説明漏れ、説明誤り等)	9
iii) その他 (前納用納付書の作成漏れ)	1
計	40

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記①の表中の「口座振替処理、クレジットカード納付に係る事務処理の誤り等により、前納ができなかったもの」40 件について整理した。

③ 過去に同じような内容の事案が多数協議されていると考えられる事務処理誤り等の事案の例

事例の内容	同種事案の件数 (左記事例含む)
【事例 1】口座番号の誤入力 (区分: 口座番号等の誤入力・入力漏れ) 〔発生拠点〕	13 件

<p>福島事務センター（当時。現在は仙台広域事務センターに統合）</p> <p>〔事務処理誤り等が判明した日〕 平成 27 年 6 月 18 日（お客様からの連絡により判明）</p> <p>〔事案の概要〕 事務センター職員が口座振替納付申出書の口座番号を誤入力し、その後のチェック担当者の確認でも誤りに気付かなかったため、平成 27 年 5 月からの口座振替（早割）ができなかった。</p> <p>〔事案判明後の対応状況〕 平成 27 年 6 月 18 日 お客様に経過説明とお詫びを行い、対応について機構本部と協議する旨を説明 同日 機構本部に対し、被保険者が別途納付書により既に納付していた平成 27 年 5 月分の定額保険料と、同月分及び 6 月分の早割前納保険料の合計額との差額を徴収することで対応してよいか、協議書を提出 11 月 20 日 機構本部から、協議された処理方針で差し支えない旨の回答を受領 11 月 25 日 お客様に上記対応について説明（お客様対応完了） 12 月 1 日 事務センターで平成 27 年 5 月分及び 6 月分の納付記録の追加処理を実施（事務処理完了）</p> <p>〔処理に要した期間〕 事案判明からお客様対応完了まで 160 日 事務処理完了まで 166 日 このうち、機構本部に協議書を提出してから回答を受領するまでに要した期間 155 日</p>	
<p>〔事例 2〕 口座振替の緊急停止に係る事務処理の誤り（区分：口座振替辞退・緊急停止に係る事務処理の誤り）</p> <p>〔発生拠点〕 寒河江年金事務所</p> <p>〔事務処理誤り等が判明した日〕 平成 28 年 5 月 24 日（年金事務所の確認により判明）</p> <p>〔事案の概要〕 お客様 A からの口座振替の緊急停止依頼を誤ってお客様 B から依頼があったものとして処理してしまったため、お客様 B について平成 28 年 4 月からの口座振替による 2 年前納ができなかった。</p> <p>〔事案判明後の対応状況〕 平成 28 年 5 月 24 日 お客様 B に経過説明とお詫びを行ったところ、口座振替による 2 年前納の金額</p>	6 件

<p>での保険料納付を希望されたため、機構本部に協議する旨を説明</p> <p>5月25日 機構本部に対し、口座振替による2年前納の金額での保険料を現金で収納してよいか、協議書を提出</p> <p>8月26日 機構本部から、協議された処理方針で差し支えない旨の回答を受領</p> <p>同日 お客様Bから、平成28年4月分から30年3月分の前納保険料（口座振替による2年前納保険料と同額）を現金で収納（お客様対応完了）</p> <p>8月31日 お客様Bの納付記録を追加、口座振替の再開処理を実施（事務処理完了）</p> <p>〔処理に要した期間〕 事案判明からお客様対応完了まで 94日 事務処理完了まで 99日 このうち、機構本部に協議書を提出してから回答を受領するまでに要した期間 92日</p>	
<p>【事例3】種別変更届とクレジットカード納付申出書の処理順の誤り（区分：資格取得（種別変更）等の届書と口座振替等の申出書の処理順の誤り）</p> <p>〔発生拠点〕 神奈川事務センター</p> <p>〔事務処理誤り等が判明した日〕 平成28年5月18日（お客様からの連絡により判明）</p> <p>〔事案の概要〕 平成27年7月にお客様から種別変更届とクレジットカード納付申出書が同時に提出され、本来は先に種別変更届を処理すべきところ、その処理順を逆にしてしまったため、クレジットカードによる納付申出記録が種別変更の処理により消失してしまい、28年4月からのクレジットカード納付による1年前納ができなかった。</p> <p>〔事案判明後の対応状況〕 平成28年5月18日 お客様に経過説明とおわびを行ったところ、クレジットカード納付による1年前納の金額での保険料納付を希望されたため、機構本部に協議する旨を説明</p> <p>5月27日 機構本部に対し、クレジットカード納付による1年前納の金額での保険料を現金で収納してよいか、協議書を提出</p> <p>8月24日 機構本部から、協議された処理方針で差し支えない旨の回答を受領</p> <p>8月25日 お客様に上記対応を説明。お客様から8月末までに納付する旨回答</p> <p>8月29日</p>	5件

<p>お客様から、平成 28 年 4 月分から 29 年 3 月分の前納保険料（クレジットカード納付による 1 年前納保険料と同額）を現金で収納（お客様対応完了）</p> <p>8 月 30 日</p> <p>お客様の納付記録を追加</p> <p>9 月 20 日</p> <p>クレジットカードによる納付申出記録のデータを復旧（事務処理完了）</p> <p>〔処理に要した期間〕</p> <p>事案判明からお客様対応完了まで 103 日</p> <p>事務処理完了まで 125 日</p> <p>このうち、機構本部に協議書を提出してから回答を受領するまでに要した期間 89 日</p>	
---	--

(注) 当省の調査結果による。

④ 「口座振替処理、クレジットカード納付に係る事務処理の誤り等により、前納ができなかったもの」(40 件)に係る機構本部への個別協議の結果

(結果の内訳)

区分		協議件数	処理方針 了解件数
口座振替処理、 クレジットカード納付に係 る事務処理の 誤り	口座番号等の誤入力・入力漏れ	13	12
	口座振替辞退・緊急停止に係る事務処理の誤り	6	6
	資格取得（種別変更）等の届書と口座振替等の 申出書の処理順の誤り	5	5
	口座振替等の申出書の処理遅延・紛失	3	3
	その他	3	3
前納制度に係る説明誤り、説明不足		9	8
その他		1	1
計		40	38

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「処理方針了解件数」とは、当該事務処理誤り等に係る年金事務所等から協議された処理方針について、機構本部が当該方針で差し支えない旨を回答したものの件数である。

図表 4-(1)-⑫ 解決方法が限定されていると考えられる事案の例

事例の内容
<p>【事例 1】 納付書の誤配による保険料納付の誤記録</p> <p>〔発生拠点〕 相模原年金事務所</p> <p>〔事務処理誤り等が判明した日〕 平成 27 年 7 月 29 日（お客様からの連絡により判明）</p> <p>〔事案の概要〕 年金事務所に来所したお客様 A から前納用の納付書の発行依頼があった際、学生納付特例の申請のため来所していた別のお客様 B の記録を参照して納付書を作成し、即日交付してしまった。お客様 A もそれに気付かず、交付されたお客様 B の納付書により保険料を納付してしまったため、お客様 A の保険料納付がお客様 B の保険料納付として記録されてしまった。</p> <p>〔事案判明後の対応状況〕 平成 27 年 7 月 29 日 お客様 A に経過説明とお詫びを行い、対応について機構本部と協議する旨を説明 7 月 30 日 お客様 B に経過説明とお詫びを行い、対応について機構本部と協議する旨を説明 同日 機構本部に事前確認したところ、お客様 A 及びお客様 B からの記録修正の申立てが必要との指示があったため、両者に申立書の提出を依頼（その後、機構本部から、お客様 A の申立ては不要である旨の修正指示あり） 8 月 20 日 お客様 B から申立書を受領 8 月 24 日 機構本部に対し、納付記録の修正を行ってよいか、協議書を提出 平成 28 年 3 月 17 日 機構本部から、協議された処理方針で差し支えない旨の回答を受領 同日 お客様 A に上記対応について説明 3 月 22 日 お客様 B の納付記録を取り消し、お客様 A の納付記録を追加処理 3 月 25 日 お客様 A に納付記録等を送付（事務処理完了） 3 月 28 日 保険料納付が記録されてしまったため保留となっていたお客様 B の学生納付特例について、事務センターで入力処理を行い、承認通知書をお客様 B に送付（お客様対応完了）</p> <p>〔処理に要した期間〕 事案判明から事務処理完了まで 243 日 お客様対応完了まで 246 日 このうち、機構本部に協議書を提出してから回答を受領するまでに要した期間 206 日</p>

本事案については、年金事務所の事務処理誤りは明白であり、かつ、誤って記録された納付記録を訂正する以外には解決方法がないと考えられるが、機構本部に個別協議された上に、協議書を提出してから回答を受領するまで6か月以上の期間を要している。

なお、納付記録が訂正されるまでの間又は学生納付特例が承認されるまでの間、お客様A及びお客様Bは未納者として扱われることになる。

また、本事案に類似する事案として、郵便局の誤配達により誤記録が生じた事案が2件みられた。

【事例2】 還付金の過払い

〔発生拠点〕

東京広域事務センター

〔事務処理誤り等が判明した日〕

平成28年1月27日（お客様からの連絡により判明）

〔事案の概要〕

お客様に保険料を還付するための事務処理の際、還付決定金額と異なる金額を登録してしまったことから、お客様に送付した還付決定書の金額（1万5,540円）より多い額（3万1,080円）をお客様の口座に振り込んでしまい、お客様に返納を求める必要が生じた。

〔事案判明後の対応状況〕

平成28年1月27日

お客様に経過説明とお詫びを行い、対応について機構本部と協議する旨を説明

1月28日

機構本部に対し、過払い分について誤還付として返納告知してよいか、協議書を提出

9月13日

機構本部から、協議された処理方針で差し支えない旨の回答を受領

9月20日

お客様に返納告知書を送付（お客様対応・事務処理完了）

〔処理に要した期間〕

事案判明からお客様対応・事務処理完了まで 237日

このうち、機構本部に協議書を提出してから回答を受領するまでに要した期間 229日

本事案については、事務センターの事務処理誤りは明白であり、かつ、過払い分の返納を求める以外には解決方法がないと考えられるが、機構本部に個別協議された上に、協議書を提出してから回答を受領するまで8か月近くの期間を要している。

（注）当省の調査結果による。

図表 4-(1)-⑬ 機構本部への個別協議が長期化することによる影響が生じている例

事例の内容									
<p>【事例】 事務処理誤り等により不利益を受けたお客様から個別協議の結果が出るまでの間の保険料は納付しないと主張された例</p>									
<p>〔発生拠点〕 広島広域事務センター</p>									
<p>〔事案の概要〕 委託業者による口座番号の入力誤りにより、口座振替による2年前納ができなかった。</p>									
<p>〔処理経過〕</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事案判明日</td> <td>平成 29 年 5 月 15 日（お客様からの連絡により判明）</td> </tr> <tr> <td>機構本部への協議書提出日</td> <td>5 月 23 日</td> </tr> <tr> <td>機構本部からの回答受領日</td> <td>7 月 3 日（協議書提出から回答受領まで 41 日）</td> </tr> <tr> <td>お客様対応・事務処理完了日</td> <td>7 月 14 日（事案判明から処理完了まで 60 日）</td> </tr> </table>		事案判明日	平成 29 年 5 月 15 日（お客様からの連絡により判明）	機構本部への協議書提出日	5 月 23 日	機構本部からの回答受領日	7 月 3 日（協議書提出から回答受領まで 41 日）	お客様対応・事務処理完了日	7 月 14 日（事案判明から処理完了まで 60 日）
事案判明日	平成 29 年 5 月 15 日（お客様からの連絡により判明）								
機構本部への協議書提出日	5 月 23 日								
機構本部からの回答受領日	7 月 3 日（協議書提出から回答受領まで 41 日）								
お客様対応・事務処理完了日	7 月 14 日（事案判明から処理完了まで 60 日）								
<p>〔個別協議の長期化による影響〕 平成 29 年 5 月 17 日にお客様から口座振替による2年前納の金額で保険料を納付することを希望されたため、機構本部に協議する必要があり結果が出るまで1か月程度掛かる旨を説明した。その際、お客様は、協議結果が出るまでの期間についての保険料は納付しない旨を主張した。</p>									

(注) 当省の調査結果による。

(2) 所在不明となった年金受給権者に対する的確な措置の実施

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(受給権者の生存確認)</p> <p>老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときに消滅する（法第 29 条）。このため、機構は、毎月、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から、住基ネットに登録された受給権者に係る本人確認情報（注）の提供を受け、必要な確認を行っている（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9、規則第 18 条第 1 項）。また、住基ネットの本人確認情報と国民年金原簿に登録されている情報が一致しないことにより、住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができない受給権者が存在するため、当該受給権者に対しては、年 1 回、機構から「現況届」の様式を送付し、必要な事項が記載され、かつ署名がなされた現況届が当該受給権者から提出されることをもって生存を確認している（規則第 18 条の 2 第 1 項）。</p> <p>（注）「本人確認情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所及びマイナンバー（住民基本台帳法第 30 条の 9 等）をいう。</p>	<p>図表4-(2)-①</p>
<p>しかし、現況届により生存確認を行っている受給権者について、住民票上は死亡しているにもかかわらず親族によって健在である旨の現況届の提出がなされ、年金の不正受給が行われていた事案が発生したことを踏まえ、平成 29 年 2 月から、規則第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づき、現況届による生存確認を行うに当たり、住民票の添付又はマイナンバーの記入を求めている。マイナンバーを記入した受給権者については、その後、J-LIS から本人確認情報の提供を受け、生存確認を行うことができるようになるため、現況届への住民票の添付は不要とし、また、翌年以降は、現況届による生存確認を省略する取扱いとしている。</p>	<p>図表4-(2)-②</p>
<p>(受給権者の死亡及び所在確認)</p> <p>老齢基礎年金の受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出義務者は、その旨を 14 日以内に機構に届け出なければならないこととされているが、機構が住基ネットから受給権者の死亡に係る情報を得られる場合であって、受給権者が死亡した日から 7 日以内に、死亡の届出義務者が市町村長に戸籍法に基づく死亡の届出をした場合には、機構への当該届出の必要はないこととされている（法第 105 条第 4 項、規則第 24 条第 1 項及び第 7 項）。</p> <p>年金受給権は、受給権者本人の死亡により消滅する本人の一身専属の権利であって、年金は原則として本人以外の者の生活保障に資するものであってはならないとされている。しかし、平成 22 年に、住民基本台帳に登録されているにもかかわらず、既に死亡している者や所在が不明となっている者に年金を支給し続けていることが社会的な問題となった。これを踏ま</p>	<p>図表4-(2)-③</p>

え、所在不明者を把握する仕組みが十分でなかった点について、法を改正し、平成 26 年 4 月から、受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「世帯主等」という。）に対し、当該受給権者の所在が 1 か月以上明らかでないときは、速やかに、当該受給権者の氏名や所在不明となった年月日等を記載した「年金受給権者所在不明届」（以下「所在不明届」という。）を提出することを義務付け、所在不明届が提出された場合、機構が、当該受給権者の生存の事実を確認するため、当該受給権者に対し「現況申告書」の提出を求めることができるとされた（法第 105 条第 3 項、規則第 23 条第 1 項及び第 3 項）。

（年金支給の一時差止め）

機構は、受給権者が、正当な理由なく、現況届を提出しない場合や機構が求める書類（現況届に添付又は記入する住民票又はマイナンバー、現況申告書）を提出しない場合には、年金支給を一時差し止めることができることとされている（法第 73 条、規則第 69 条）。

【調査結果】

年金の不正受給の発生を防止したり、既に死亡している者や所在不明者に年金を支給し続けることを防止したりするためには、これらの者を可能な限り把握し、その年金支給を早期に差し止めることが重要である。また、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず年金が支給され続けている事案が社会的な問題となったことを受けて法改正が行われ、所在不明届の提出が義務付けられたことを踏まえると、不正受給の発生防止を図る上では、所在不明届の提出についても不正受給事案の端緒を把握する契機の一つとして、積極的に活用していくことが求められる。これらの取組を通じて、国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の向上を図っていくことが必要であると考えられる。

このような観点から、今回、機構における所在不明者の把握状況、所在不明者を把握した後の対応状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 所在不明者の把握状況

（所在不明届の提出状況）

「平成 28 年における行方不明者の状況」（平成 29 年 6 月警察庁生活安全局生活安全企画課）によると、平成 28 年に発生した（警察が行方不明の届出を受理）70 歳以上の行方不明者は 1 万 9,707 人である。このうち、1 か月以上所在確認ができなかった者の数は明らかにされておらず、そこで、平成 28 年に所在確認された全年代の行方不明者のうち当該届出の受理から所在確認までに要した期間が 1 か月以上の者の割合からこれを推計すると、約 3,700 人と推測される。一方、平成 28 年度の所在不明届

図表4-(2)-④

図表4-(2)-⑤

の受付件数は 288 件であり、そもそも所在不明届を提出していない所在不明者の世帯主等が多数存在すると考えられる。

また、当省が 45 年金事務所を対象として、これら年金事務所が平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）に受け付けた所在不明届（54 件）について、所在不明届の提出義務が発生してから所在不明届が提出されるまでに要した期間を調査したところ、受給権者が所在不明となつてから 1 か月を経過した日から起算して 1 年以上経過してから提出されたものが 19 件（35.2%）みられ、所在不明者の世帯主等による速やかな所在不明届の提出が励行されていない状況がみられた。

図表4-(2)-⑥

（所在不明届の提出を促す取組の実施状況等）

機構は、所在不明届の提出を促すため、現況届の様式や年金証書の送付時に同封しているパンフレットに「年金を受けている方の所在が 1 月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を行う必要があります。」と記載して、所在不明届の提出を周知しているほか、機構ホームページにおいても周知を行っている。

図表4-(2)-⑦

しかし、受給権者が所在不明となった場合、所在不明者の世帯主等が最初に相談・報告等を行うと考えられる警察や市町村に対し、厚生労働省や機構本部から、所在不明届の提出に係る周知依頼等は特に行われていない。

一方、調査した年金事務所の中には、管内の市町村に対して、受給権者の家族等から受給権者が所在不明である旨の相談を受け付けた場合には、年金事務所に情報提供するよう依頼するなど、所在不明者の把握に努めている例がみられた。

図表4-(2)-⑧

（所在不明者を把握するその他の取組）

機構は、厚生労働省からの指示を受け、平成 22 年及び 25 年に、全国
の受給権者の生存確認等調査を実施しており、22 年の調査では、直近 1 年間に後期高齢者医療給付を受けていない者のデータを、また、25 年の調査では、介護保険の特別徴収が行われていない者のデータをそれぞれ活用することで、既に死亡していた者や所在不明者を多数把握している。しかし、その後、このような調査は実施されていない。

図表4-(2)-⑨

イ 所在不明届受付後の対応状況

（年金支給の一時差止めの実施状況）

当省が 45 年金事務所を対象として、これら年金事務所が平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）に受け付けた所在不明届（54 件）について、当該年金事務所における所在不明届受付後の対応状況を調査したところ、所在不明届の受付後間もなく死亡届が提出されたもの、所在不明とされた受給権者本人から申出があったもの及び不在者財産管理人が

登録されたもの（計3件）を除いた51件において、年金支給の一時差止めが行われていた。

これらの51件の中には、当該受給権者が所在不明となった日から一時差止めまでの間に年金が支給されていたことが確認できた例がみられ、中には、当該受給権者に係る所在不明届の提出義務が発生（所在不明となった日から1か月以上経過）してから所在不明届が提出されるまでに長期間が経過していたため、この間に多額の年金が支給されていた例がみられた。

（年金支給の一時差止め後の対応）

調査した年金事務所では、これらの51件について、所在不明届の受付後、その届出者に対して、当該受給権者が所在不明となった経緯や所在不明となった日以降に支払われた年金の行方等について積極的に聴取している例等はみられなかった。

これらについて、調査した年金事務所では、「受給権者の死亡が確認できない以上、当該受給権者の年金受給権は消滅していない。したがって、所在不明となった日以降に支給した年金については、当該受給権者の死亡が確認された日以降の期間を除いては返還を求めることはできないため、事情聴取等を行わなくとも特段の支障はない」としている。

しかし、厚生労働省では、「所在不明届の提出が義務付けられた理由は、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず年金が支給されることは適切でなく、そのような状況が不正受給事案につながる可能性があるためである」としており、所在不明届の提出の義務化が、住民基本台帳に登録されていながら所在が不明である者や既に死亡していた者の存在が発覚し、問題となったことを背景としていることを踏まえると、所在不明となった日から所在不明届の提出までに長期間を要しているものを把握した場合には、必要に応じ当該受給権者が所在不明となった経緯等の実態把握に努めるべきであると考えられる。また、所在不明届を法令の規定どおり速やかに提出した者との公平性や、所在不明届の早期提出を促す観点からも、所在不明届の提出が遅れた場合には、その理由等を確認し、機構の業務運営に対する信頼性を確保していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、年金支給の公平性を確保するとともに、国民年金業務の運営に対する国民の信頼性の向上を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 所在不明者の世帯主等に所在不明届の的確な提出を促す等の協力を関係機関に対し要請したり、後期高齢者医療の利用情報等を活用した定期的な調査を行ったりする等、所在不明となった年金受給権者を的確に把

図表4-(2)-⑩

<p>握するための方策を検討すること。</p> <p>② 機構に対し、所在不明届を受け付けた際、所在不明となった日から当該所在不明届の提出までに長期間を要している場合には、その理由を確認するとともに、必要に応じ当該受給権者が所在不明となった経緯等の実態把握に努めるよう、指導すること。</p>	
--	--

図表 4-(2)-① 受給権者の生存確認に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（失権）

第 29 条 老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

○ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）（抜粋）

（住民票の記載事項）

第 7 条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四～六 （略）

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 （略）

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九～十二 （略）

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

十四 （略）

（住民票コードの指定）

第 30 条の 2 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 （略）

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第 30 条の 6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2・3 （略）

（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）

第 30 条の 7 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知

するものとする。

2 (略)

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第 30 条の 9 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

別表第一 (第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事務
七十七 厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第百十九条の三の設立の認可又は同法第百三十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

(厚生労働大臣による老齢基礎年金の受給権者の確認等)

第 18 条 厚生労働大臣は、毎月、住民基本台帳法第三十条の九の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により必要な事項について確認を行つた場合において、老齢基礎年金の受給権者の生存若しくは死亡の事実が確認されなかつたとき（次条第一項に規定する場合を除く。）又は必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 (略)

(機構保存本人確認情報の提供を受けることができない老齢基礎年金の受給権者に係る届出等)

第 18 条の 2 厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書。以下同じ。）を毎年厚生労働大臣が指定す

る日（以下「指定日」という。）までに提出することを求めることができる。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 （略）

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(2)-② 「現況届により生存確認を行っている年金受給権者への対応について」(平成 29 年 1 月 19 日付け年管管発 0119 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知)(抜粋)

1 趣旨

現況届による生存確認を行っている年金受給権者について、現況届に住民票の添付又は個人番号の記入を求め、住民基本台帳ネットワークによる生存確認を行うこと等により、適正な年金の給付を確保する。

2 対象者

国民年金法施行規則(昭和 35 年厚生省令第 12 号)第 18 条の 2 第 1 項、第 36 条の 2 第 1 項、第 51 条の 2 第 1 項、厚生年金保険法施行規則(昭和 29 年厚生省令第 37 号)第 35 条の 2 第 1 項、第 51 条の 2 第 1 項及び第 68 条の 2 第 1 項等の規定に基づき現況届の提出を求めている者。ただし、日本年金機構に海外住所を届出している者及び診断書を添付して現況届を提出している者を除く。

3 対象者に対する生存の事実について確認できる書類等の提出要求

(1) 生存の事実について確認できる書類による生存確認

上記 2 の対象者に対し、期限を定めて、現況届の提出の際に生存の事実について確認できる書類(住民票、在留証明書、入院証明書等)の提出を求めること(中略)。

さらに、当該期限までに、生存の事実について確認できる書類の提出がない場合は、改めて提出期限を定めて、再度その提出を勧奨すること。改めて定める提出期限は、勧奨月の翌月末日までの期間とすること。

(2) 個人番号による生存確認

年金受給権者又はその代理人が現況届に個人番号を記入し、年金受給権者の個人番号が確認できる書類(個人番号カードの写等)をあわせて提出し、住民基本台帳ネットワークで生存が確認できる場合には、(1)の生存の事実について確認できる書類の提出は不要とすること。

4 年金受給権者等から生存の事実について確認できる書類の提出がない場合等の対応

上記 2 の対象者又はその代理人から、勧奨月の翌月末日までの期間に上記 3 の生存の事実について確認できる書類の提出がない場合であって、介護保険料等の特別徴収が行われていない者等については、日本年金機構の職員が当該受給権者の住所地等を訪問するなどした上で、それでもなお、生存が確認できない場合には、年金支給を一時差し止める等の措置を講ずること。

6 個人番号収録への対応

上記 3 の生存の事実について確認できる書類等の提出により年金受給権者の生存が確認できた場合には、翌年以降に現況届の提出が省略できるように個人番号の収録に努めること。

7 その他

年金受給権者本人が年金事務所の窓口に来所し、本人確認書類に基づき住民基本台帳ネットワークにより生存が確認できる場合には、生存の事実について確認できる書類の提出は不要であること。

図表 4-(2)-③ 受給権者の死亡及び所在確認に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（届出等）

第 105 条 （略）

2 （略）

3 受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

5 （略）

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（所在不明の届出等）

第 23 条 老齢基礎年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二 受給権者と同一世帯である旨

三 受給権者の氏名及び生年月日

四 受給権者の基礎年金番号

五 受給権者の所在不明となつた年月日

六 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の届書が提出されたときであつて、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4～7 （略）

（死亡の届出）

第 24 条 法第百五条第四項の規定による老齢基礎年金の受給権者の死亡の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出することによつて行わなければならない。

一 届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二 受給権者の氏名及び生年月日

二の二 受給権者の基礎年金番号

- 三 受給権者の死亡した年月日
- 四 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2～6 (略)

7 法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(2)-④ 年金支給の一時差止めに関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

第 73 条 受給権者が、正当な理由がなく、第百五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（支払の一時差止め）

第 69 条 年金給付について、法第七十三条の規定によつて支払の一時差止めをする場合は、受給権者が正当な理由がなく、第十八条第三項に規定する書類、第十八条の二第一項に規定する届書、同条第三項若しくは第二十三条第三項に規定する書類、第三十六条第三項に規定する書類、第三十六条の二第一項に規定する届書、第三十六条の二第三項に規定する書類、第三十六条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十六条の四の書類等、第三十六条の五若しくは第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二第一項に規定する届書、同条第三項に規定する書類、第五十一条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第五十一条の四の書類等、第五十一条の五若しくは第六十条の六第三項に規定する書類、第六十条の六の二第一項に規定する届書又は同条第三項に規定する書類を提出しないときとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(2)-⑤ 1か月以上所在不明となっている70歳以上の者の推計

① 平成28年に警察が届出を受理した行方不明者	84,850人
② ①のうち70歳以上の者	19,707人
③ 平成28年に所在確認された行方不明者	83,865人
④ ③のうち、行方不明の届出を受理してから所在確認までに1か月以上要した者	15,962人
⑤ 行方不明の届出の受理から所在確認までに1か月以上要した割合 (④÷③)	19.0%
(推計) 1か月以上所在不明となっている70歳以上の者 (②×⑤)	3,751人

(注) 「平成28年における行方不明者の状況」(平成29年6月警察庁生活安全局生活安全企画課)に基づき、当省が推計した。

図表 4-(2)-⑥ 所在不明届の提出義務が生じてから所在不明届が提出されるまでに要した期間の状況 (単位:件)

期間	7日以内	8～14日	15～30日	31～60日	61日～ 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上	不明
件数	8 (14.8%)	5 (9.3%)	5 (9.3%)	6 (11.1%)	9 (16.7%)	4 (7.4%)	15 (27.8%)	2 (3.7%)
累計	8 (14.8%)	13 (24.1%)	18 (33.3%)	24 (44.4%)	33 (61.1%)	37 (68.5%)	52 (96.3%)	54 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「期間」とは、受給権者が所在不明となって1か月を経過した日(所在不明届に記載されていた所在不明となった日から起算して1か月後の翌日)から所在不明届が提出された日までの期間である。

3 ()内は、総件数(54件)に占める割合である。

4 「不明」とは、受給権者が所在不明となった日及び所在不明届が提出された日が所在不明届から判明しなかったものである。

図表 4-(2)-⑦ 機構による所在不明届の提出に係る周知

○ パンフレット「年金を受給される皆様へ 届出・手続の手引き」（日本年金機構）（抜粋）

年金を受けている方が所在不明になったとき（ご家族の方が行う手続）

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を行う必要があります。その後、受給権者ご本人への現況申告書が送付されますが、現況申告書の返信がない場合については年金の支払いが一時止まります。

届出用紙：「所在不明届」

提出先：お近くの年金事務所

○ 日本年金機構ホームページ（抜粋）

年金を受けている方が所在不明になったとき

180010-237-277-753 更新日：2017年4月3日 [印刷する](#)

1月以上所在不明になったとき

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を行う必要があります。その後、受給権者ご本人へ現況申告書が送付されますが、現況申告書の返信がない場合については年金の支払いが一時止まります。
提出先はお近くの[年金事務所](#)になります。

1月以上所在不明になった方の所在が判明したとき

年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、止まっている年金の解除の手続きが必要になりますので、お近くの年金事務所までご連絡をお願いします。

所在不明となって1年以上経過したとき（他に年金をうけられる方がいる場合のみ）

2人以上の子などが遺族年金を受けている場合、そのうち1人以上の方の所在が1年以上明らかでないときは、所在が明らかでなくなったときにさかのぼって年金が止まります。
また、これにより、支給が停止されていた方について年金が支払われるようになりますので、受ける権利のある他の方は、届け出いただくようお願いします。
提出先はお近くの[年金事務所](#)または[街角の年金相談センター](#)になります。また、遺族基礎年金のみを受けている方は、市区町村役場の窓口でも提出できます。

様式及び記入例

[遺族基礎・厚生年金受給権者の所在不明による支給停止申請書](#)

[様式 \(PDF 254KB\)](#)

[記入例 \(PDF 103KB\)](#)

図表 4-(2)-⑧ 調査した年金事務所において所在不明者の把握に努めている例

年金事務所	事例の内容
仙台東	管内の市町村の担当者会議等の場で、行方不明者の情報を把握した場合は当該者の家族等に所在不明届の提出を促すよう依頼している。
金沢南	管内 2 市の国民年金担当者に対する国民年金業務の研修の際、行方不明者の情報を入手した場合には年金事務所へ情報提供するよう依頼している。
七尾	<p>平成 26 年 4 月に所在不明届の提出が義務化された際、管内市町に対して、所在不明者の家族等から相談があった場合の年金事務所への連絡、当該家族等からの事情の確認や所在不明届の様式の交付等を依頼している。</p> <p>また、管内市町から所在不明者の情報が連絡された際、所在不明となった日から 1 か月以上経過している場合には、当該市町に対して、所在不明者の家族等に所在不明届の様式を渡し、記載してもらうようお願いするケースもある。</p>
福島	平成 29 年度から 2 か月に 1 度、国民年金課長とお客様相談室長が管内の 2 区役所の年金担当課の職員と意見交換等を行っており、その際、区民から行方不明や死亡の疑いについての相談があれば、年金事務所にも相談するよう当該相談者に案内してもらうよう、また、当該相談者が年金事務所に相談することを拒否した場合には、区が得た情報を年金事務所に連絡してもらうよう依頼している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(2)-⑨ 機構が実施した全国の受給権者の生存確認等調査の概要

時期	平成 22 年度
経緯	高齢者の実際の状況を行政が適切に把握できていない事例の報道が相次いでいることを受け、厚生労働省が機構に受給権者の安否確認の調査を指示したもの
概要	<p>① 110 歳以上の年金受給権者の緊急安否確認</p> <p>年金記録上 110 歳以上の受給権者について、市町村が安否を確認している者についてはその情報を入手し、それ以外の者については年金事務所職員が戸別訪問した結果、対象者 59 人中、死亡判明者 5 人、所在不明者 1 人を把握した。</p> <p>② 85 歳以上の現況届提出者の無作為抽出調査</p> <p>85 歳以上の現況届提出者の中から無作為で抽出した者について、年金事務所職員が戸別訪問等を行った結果、抽出者 770 人中、死亡判明者 48 人、所在不明者 27 人を把握した。</p> <p>③ 後期高齢者医療の未利用情報を活用した調査</p> <p>機構が、後期高齢者医療広域連合から、76 歳以上の者であって、直近 1 年間に後期高齢者医療給付を受けていない者のデータ（34 万 1,312 人分）を入手し、これと年金受給権者情報との突き合わせを実施した結果、死亡判明者 270 人、所在不明者 1,414 人を把握した。</p>

時期	平成 25 年度
経緯	既に死亡して住民票は削除されているが、受給権者以外の者が受給権者になりすまして現況届を提出することで年金が支給され続けていた事例が判明したことを受け、厚生労働省が機構に一斉調査を指示したもの
概要	現況届提出者のうち、75 歳以上の者であって、介護保険料の特別徴収が行われていない者全員について、年金事務所職員が戸別訪問等を実施した結果、対象者 7,207 人中、死亡判明者 233 人、所在不明者 89 人を把握した。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(2)-⑩ 当該受給権者に係る所在不明届の提出義務が発生してから所在不明届が提出されるまでに長期間が経過していたため、この間に多額の年金が支給されていた例

事例 No.	①	②	③	④
当該受給権者が所在不明となった日（当時の年齢）	平成 23 年 5 月 17 日 (79 歳)	平成 22 年 1 月 2 日 (65 歳)	平成 21 年 9 月 20 日 (79 歳)	平成 24 年 3 月 27 日 (64 歳)
所在不明届の受付日	平成 29 年 2 月 28 日	平成 28 年 9 月 23 日	平成 29 年 1 月 20 日	平成 29 年 9 月 15 日
所在不明となった日から所在不明届の受付日までの期間（所在不明届の提出義務発生時点（平成 26 年 4 月 1 日）からの経過期間）	約 5 年 9 か月 (約 2 年 11 か月)	約 6 年 9 か月 (約 2 年 6 か月)	約 7 年 4 か月 (約 2 年 10 か月)	約 5 年 6 か月 (約 3 年 5 か月)
年金支給の一時差止日	平成 29 年 5 月 17 日	平成 28 年 11 月 4 日	平成 29 年 3 月 3 日	平成 29 年 10 月 26 日
所在不明となった日から一時差止めになるまでの間に支給された年金額	約 1,059 万 円	約 501 万円	約 1,118 万円 (注 2)	約 1,307 万円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 所在不明届の提出後、当該者について失踪宣告が行われ、平成 28 年 9 月 20 日に死亡したとされたことから、当該日以降に支給された年金（47 万 7,238 円）については返還請求が行われている。

(3) 国民の視点に立った年金業務の実施

勸 告	説明図表番号
<p>当省が実施している行政相談には、国民年金業務の運営に関する国民からの苦情や意見要望が寄せられている。</p> <p>今回、これらの苦情及び意見要望を端緒として、各種手続におけるより一層の負担軽減や利便性向上のため、いわゆる「国民の視点」に立って年金業務の見直しを図る余地はないかとの観点から、機構における関係業務の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 失業特例免除申請書の添付書類の見直し</p> <p>【制度の概要】</p> <p>厚生労働大臣は、失業により保険料を納付することが困難と認められるときは、被保険者の申請により、保険料の納付義務を免除することができることとされている（法第90条第1項第5号、規則第77条の7第2号。以下、当該免除を「失業特例免除」という。）。</p> <p>失業特例免除を申請できる期間は、通常の特例免除等と同じであり、申請日が属する月の2年1か月前の月から申請日が属する年の翌年6月（申請日が1月から6月までの間である場合は、その年の6月）までとなっている。</p> <p>失業特例免除の申請については、継続免除の仕組み（項目3細目(1)参照）が設けられていないため、保険料の失業特例免除を受けようとする期間に係る年度（以下「免除年度」という。）ごとに申請書を提出する必要がある。また、申請書には、申請者が失業により保険料を納付することが困難である事実を明らかにすることができる書類を添付する必要がある（「国民年金保険料の免除等に係る適切な事務処理の徹底について」の一部改正について（平成26年9月19日付け年管管発0919第4号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「免除等通知」という。）。）。</p> <p>申請書は、原則として申請者の住所地の市町村又は年金事務所に提出され、その後、事務センターに回付され、事務センターで審査される。審査に必要な書類については、免除等通知において具体的に規定されており、雇用保険の被保険者であった者については、申請書に、①雇用保険受給資格者証の写し、②雇用保険被保険者離職票の写し又は③公共職業安定所が発行し、若しくは証明する書類のいずれかの添付を求めるとされている（以下、これらの書類を「離職票等」という。）。</p> <p>【当省に寄せられた行政相談の概要】</p> <p>失業特例免除に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。</p> <p>平成25年7月から26年6月までの分（25免除年度分）の失業特例免除の申請のため、平成26年6月30日に年金事務所を訪問し、手続をしようとしたところ、職員から添付書類として雇用保険被保険者離職票の</p>	<p>図表4-(3)-ア-①</p> <p>図表4-(3)-ア-②</p> <p>図表4-(3)-ア-③</p> <p>図表4-(3)-ア-④</p>

写しを提出するよう言われたため、公共職業安定所に出向き入手した上で、再度、年金事務所を訪問して手続をした。その際、平成 26 年 7 月以降の分（26 免除年度分）の手続は 7 月以降にするよう言われたので、7 月 2 日に改めて年金事務所を訪問し、26 免除年度分の手続をした。

しかし、平成 26 年 9 月末になり、機構から、26 免除年度分の申請書にも雇用保険被保険者離職票の写しの添付が必要であったが添付されていなかったとして、申請書が返送されてきた。

平成 26 年 6 月 30 日に 25 免除年度分の失業特例免除を申請した時には、申請書に雇用保険被保険者離職票の写しを添付しており、当該年度分の申請は承認されているのだから、26 免除年度分の申請については、25 免除年度分の申請における雇用保険被保険者離職票の写しを再利用する等すればよいのではないか。何度も同じ書類を提出するのは負担である。

【調査結果】

免除等通知等では、同一の離職の事実に基づく 2 回目の失業特例免除の申請であっても、特段、初回の申請と区別して取り扱う旨の記載はない。ある免除年度について失業特例免除が承認された者が、次免除年度について同一の離職の事実に基づいて引き続き失業特例免除の申請を行った場合、機構は、当該申請者に係る離職の事実や離職日等を既に把握している状態にあることから、このような場合には、再度、同一の離職の事実を証明する離職票等の提出を求めず、前回申請時の情報を活用して審査を行うことで、申請者の負担軽減を図る余地があると考えられる。

このような観点から、当省が 12 事務センターを対象として、これら事務センターで平成 29 年 10 月 5 日以降に失業特例免除の承認処理が行われた事案（60 事案）を抽出して、当該申請書に添付されている書類やその活用状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 60 事案全てにおいて、離職の事実を証する書類として離職票等が添付されており、また、その中には、当該申請に係る免除年度の前免除年度についても同一の離職の事実に基づく失業特例免除が承認されていた者が複数含まれていた。
- ② 調査した事務センターでは、「免除等通知等に従って、毎回の申請時に必ず離職票等の提出を求めている」、「離職票等が添付されていない申請書については、当該書類の添付を求める文書とともに申請書を返戻している」、「2 年度分の失業特例免除を申請する場合には、離職票等も申請書ごとに添付する必要がある」などとしている。

「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）では、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政サービスのデジタル化の前提として業務改革を徹底することの必要性が

図表4-(3)-ア
-⑤

図表4-(3)-ア
-⑥

図表4-(3)-ア
-⑦

述べられており、その一つとして、「ワンスオンリー」原則（一度行政機関が提出を受けた情報は、原則として再度の提出を求めないこと）に沿った行政手続の見直しを推進することとしている。

平成 30 年 3 月現在、機構では、274 の手続（国民年金のほか、厚生年金保険や健康保険に関する手続も含む。）のうち、国民年金関係では、口座振替納付申出書、クレジットカード納付申出書、追納申込書、還付請求書、老齢給付裁定請求書等について、電子申請を可能としている。現在のところ、免除関係の手続については電子申請の対象となっていないが、今後、マイナンバーの利活用等と併せて、電子申請の対象が拡大していくことが期待される場所、その前提として、ワンスオンリー原則の徹底は重要になっていくものと考えられる。

機構は、「失業特例免除の申請書及び添付書類は、審査を行った事務センターが保管しているが、大量の紙媒体の申請書及び添付書類の中から、当該申請者の前回申請時の離職票等を探し出すには相当の手間が掛かる」としている。しかし、機構では、平成 30 年度から紙媒体の届出書、申請書及び添付書類を画像化してシステム上で管理する取組を開始しており、申請書単位で検索し画像内容を確認することが可能となることから、失業特例免除を承認した者について、次回以降の申請時の審査における過去の離職票等の確認が容易になると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、失業特例免除の申請における申請者の負担軽減を図る観点から、システムで管理されている前回申請時の離職票等の画像データを活用することにより、失業特例免除の承認を受けた者が次免除年度に同一の離職の事実に基づき失業特例免除の申請を行った場合には、離職票等の提出を求めない取扱いとする必要がある。

図表 4-(3)-ア-① 失業特例免除に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

第 90 条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一～四 （略）

五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2～4 （略）

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（保険料全額免除の申請）

第 77 条 法第九十条第一項の規定による申請は、保険料全額免除（同項の規定により保険料の納付を要しないものとするをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年七月一日から翌年六月三十日までをいう。第七十七条の三第一項及び第七十七条の五第一項において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号

二 保険料全額免除を受けようとする期間

三 前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主（申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）及び申請者の配偶者の氏名

四 第二号に規定する期間における申請者、申請者の属する世帯の世帯主又は申請者の配偶者（以下第七十七条の五を除き「申請者等」という。）が法第九十条第一項の規定により、保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一～三 （略）

四 前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が五十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ （略）

ロ 申請者等が法第九十条第一項第五号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3 （略）

(法第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由)

第 77 条の 7 法第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号、平成十六年改正法附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 (略)

二 法第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年(当該期間に一月から六月まで(法第九十条の三第一項に規定する申請にあつては、一月から三月まで)のいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該期間の属する年、その前年又はその前々年)において、失業により保険料を納付することが困難と認められるとき。

三・四 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(3)-ア-② 「国民年金保険料の免除等に係る適切な事務処理の徹底について」の一部改正
 について」(平成 26 年 9 月 19 日付け年管管発 0919 第 4 号厚生労働省年金局事業
 管理課長通知)(抜粋)

3 失業等を理由とする免除等の申請に係る添付書類の確認について

失業等を理由とする免除等の申請は、国民年金法施行規則(昭和 35 年厚生省令第 12 号)第 77 条第 2 項第 4 号ロ等の規定に基づき、当該事実を明らかにする書類として、申請書には次のいずれかに該当する書類が添付されていることが必要であること。

ただし、該当する書類が原本であること等により添付することができない場合には、写しを添付することとして差し支えないこと。

また、戸別訪問時など写しの添付自体も困難な場合には、職員等が当該書類を確認し、申請書の裏面又は余白に、①当該事実を確認した年月日、②当該事実を確認した添付書類の名称及び確認した離職年月日を記載するとともに、当該事実を確認した職員が記名及び押印を行って事蹟を残すことにより、当該書類の添付を省略して差し支えないこと。

なお、失業した日は、離職の場合は離職した日の翌日、事業の廃止(廃業)又は休止の場合はその当日とすること。

- ① 雇用保険の被保険者であった者については、雇用保険受給資格者証の写し若しくは雇用保険被保険者離職票の写し又は公共職業安定所が発行し、若しくは証明する書類
- ② 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 6 条第 4 号の規定により雇用保険の適用除外となる国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの(以下「国等」という。)の事業に雇用される者については、当該雇用先の国等が証明した書類
- ③ 事業の廃止(廃業)又は休止の届出を行っている者について、以下の事業の廃止(廃業)等の年月日及び事実が記載された書類

なお、イからオまでについては、併せて申請者等が失業の状態にあることの被保険者の申し立てにより特例免除を認めるものとし、申請書の備考欄又は添付書類の余白に「廃業後、他に事業なく失業中」等の記入(添付書類の余白に記入するときは、署名又は記名押印)が必要であること。

ア 厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書の写し及び総合支援資金貸付の申請の際に添付等した事業の休止又は廃止を明らかにする書類の写し

イ 履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書

ウ 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書又は事業廃止届出書等の写し(税務署等の受付印のあるものに限る。なお、異動届出書については、異動事項等の項目が「倒産」、「解散」又は「閉鎖」(「破産」は失業とは限らないことから除く。)であること。)

エ 保健所への廃止届出書(控)又は廃止届証明書(受付印のあるものに限る。)

オ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類

- ④ 前記①から③までの書類によって失業等の事実が確認できない者については、個人住民税の納税通知書の写し又は個人住民税が特別徴収から普通徴収に切り替わったことの実事確認及び離職の事実を確認できる事業主の証明書(納税通知書の交付を受けることができない特別徴収の対象外の者又は退職時に一括で残税額を特別徴収されている者については、納税通知書を添付できない理由が記載され、又は当該理由が確認できる給与明細書の写し等が添付

された離職の事実を確認できる事業主の証明書)

図表 4-(3)-ア-③ 免除等通知で定められている失業特例免除申請書の添付書類

申請者区分	添付書類名
雇用保険の被保険者であった者	<ul style="list-style-type: none"> i 雇用保険受給資格者証の写し ii 雇用保険被保険者離職票の写し iii 公共職業安定所が発行し、若しくは証明する書類
国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者（雇用保険の適用除外となる者）	国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものが証明した書類
事業の廃止（廃業）又は休止の届出を行っている者	<p>以下の事業の廃止（廃業）等の年月日及び事実が記載された書類（ii から ix までについては、申請書の備考欄又は添付書類の余白に「廃業後、他に事業なく失業中」等の記入が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> i 厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書の写し及び総合支援資金貸付の申請の際に添付等した事業の休止又は廃止を明らかにする書類の写し ii 履歴事項全部証明書 iii 閉鎖事項全部証明書 iv 税務署等への異動届出書の写し v 税務署等への個人事業の開廃業等届出書の写し vi 税務署等への事業廃止届出書等の写し vii 保健所への廃止届出書(控) viii 保健所への廃止届証明書 ix その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実を確認できる書類
上記までの書類によって失業等の事実を確認できない者	<ul style="list-style-type: none"> i 個人住民税の納税通知書の写し ii 個人住民税が特別徴収から普通徴収に切り替わったことの実事確認 iii 離職の事実を確認できる事業主の証明書 iv 納税通知書の交付を受けることができない特別徴収の対象外の者又は退職時に一括で残税額を特別徴収されている者については、納税通知書を添付できない理由が記載され、又は当該理由が確認できる給与明細書の写し等が添付された離職の事実を確認できる事業主の証明書

(注) 1 免除等通知に基づき、当省が作成した。

2 複数の種類の添付書類が示されている場合、いずれか一つの添付で可とされている。

図表 4-(3)-ア-④ 離職票等の様式


① 雇用保険受給資格者証

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面） （第1面）

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号 48010-17-000109-7		2. 氏名 三ツ知				
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男	5. 離職時年齢 27	6. 生年月日 4-010416	7. 求職番号 12345		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法（記号（口座）番号・金融機関名・支店名） 安定所現金（G）						
10. 資格取得年月日 190401		11. 離職年月日 281231		12. 離職理由 40		
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額 6,666		15. 給付制限		
16. 求職申込年月日 290104		17. 認定日 1型-月		18. 受給期間満了年月日 291231		
19. 基本手当日額 4,747		20. 所定給付日数 90		21. 通算被保険者期間 090900		
22. 離職前事業所名 労働市場センター株式会社						
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村） 0 0 0 0				

安定所連絡メッセージ1
安定所連絡メッセージ2
管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地
電話番号 03-3929-3311 交付 年 月 日

センター 公共職業安定所 

----- 折り曲げ線 -----

注 意 事 項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日までには大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続きを、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当（傷病手当）の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを翌日の翌日から起算して3箇月以内に NNN 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

(バーコード貼付欄)

求職番号

(バーコード貼付欄)

支給番号

雇用保険説明会 年 月 日 出席済 （第2面）
2017. 1

② 雇用保険被保険者離職票-1

様式第6号(1) 雇用保険被保険者離職票-1 資格喪失確認通知書(被保険者通知用) 99-99999999 (短)

交付番号 () 交付年月日 290104

帳票種別 14200 1.被保険者番号 4800-010566-2 2.資格取得年月日 4-190401 3.離職年月日 4-281231 4.被保険者種類 1 (1再交付) 5.再交付表示 (1再交付)

離職者氏名 ココウ タロウ 性別 1 (1男 2女) 生年月日(元号一年月日) 4 010416 (4平成 3昭和) 2 (1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12) 喪失原因 2 (1 離職以外の理由 2 3以外の離職 3 事業主の都合による離職) 離職票交付希望 1 (1再交付)

事業所番号 4801-001186-9 管轄区分 0 事業所名称 労働市場センター株式会社 産業分類 37 通信業

6.個人番号 () 7.番号換取取得チェック不要 () 8.住所所属職安定所 ()

※9.求職申込年月日 4- 受給資格等決定年月日 () 10.認定日(一般) () 11.認定予定日(高年齢・短期) ()

12.賞金日額(区分一日額又は前額) () 13.区分 (1日額 2前額) () 14.離職理由 () 15.求職番号 ()

16.特殊表示区分又は 源泉徴収開始年月日 () 17.金融機関・店舗コード () 口座番号 ()

18.支払区分 () 19.区分一氏名(姓) () 区分(空欄分からも書き 1氏名変更)

備考 離職時年齢 27歳 支払方法は未登録です。 公共職業安定所長印

※ 所属長 次長 課長 係長 係 操作者 基本手当日額 () 円 所定給付日数 () 日 支給番号 ()

求職者給付等払渡希望金融機関指定届 (切り取らないでください。)

届出者	フリガナ	ココウ タロウ	
1 氏名	氏名	雇用 太郎	
2 住所又は居所	住所又は居所	富士吉田市電ヶ丘2-4-3	
払渡希望 金融機関	フリガナ	〇〇銀行	
	3 名称	本店	支店
	4 銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通) 1234567
5 ゆうちょ銀行	記号番号	(総合)	-

◆金融機関へのお願い
雇用保険の失業等給付金を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、下記のことについて御協力をお願いします。
1 上記届出書に記載された事項のうち「1氏名」欄、「3名称」欄及び「4銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄(「5ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄)を確認した上「金融機関による捺印」欄に貴金融機関捺印を押し印してください。
2 金融機関コード・店舗コードを記入してください(ゆうちょ銀行の場を除く)。

金融機関コード () 店舗コード ()

図表 4-(3)-ア-⑤ 失業特例免除申請書の添付書類の状況

(単位：件)

添付書類区分		該当 事案数
雇用保険被保険者離職票又はその写し		30
雇用保険受給資格者証又はその写し		19
公共職業安定所が 発行し、若しくは 証明する書類	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書	6
	雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書	1
	雇用保険被保険者記録照会（回答）	1
離職の事実を確認できる事業主の証明書		1
税務署等への個人事業の開廃業等届出書の写し		1
その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実 が確認できる書類	船員手帳の写し	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 12 事務センターにおいて平成 29 年 10 月 5 日以降に失業特例免除の承認処理が行われた事案を処理完了日が古いものから 1 事務センター当たり 5 件、これら 60 件の添付書類の状況について整理した。

図表 4-(3)-ア-⑥ 失業特例免除を申請した者が当該申請に係る免除年度の前免除年度についても、
同一の離職の事実に基づく失業特例免除を申請していた例

申請者	A	B	C
離職日	平成 28 年 12 月 31 日	平成 29 年 1 月 31 日	平成 28 年 5 月 31 日
平成 28 免除年度に係る失業 特例免除申請日	平成 29 年 1 月 30 日	平成 29 年 3 月 14 日	平成 28 年 11 月 22 日
上記申請の承認日	平成 29 年 3 月 13 日	平成 29 年 4 月 17 日	平成 29 年 1 月 31 日
平成 29 免除年度に係る失業 特例免除申請日	平成 29 年 9 月 15 日	平成 29 年 9 月 19 日	平成 29 年 7 月 10 日
上記申請の申請書に添付され ていた書類	雇用保険被保険者離 職票	雇用保険被保険者 資格喪失確認通知 書	雇用保険受給資格者 証

(注) 図表 4-(3)-ア-⑤における失業特例免除申請事案 60 件のうち、該当する事案の一部を整理した。

図表 4-(3)-ア-⑦ 調査した事務センターにおける失業特例免除の申請の取扱い

事務センター	失業特例免除の申請の取扱い（主なもの）
東京広域	免除等通知で必要とされている添付書類以外の書類を認めることはない。
新潟	機構本部が定める規則等に沿って、必ず離職票等の提出を求めている。
金沢広域 大阪広域	免除等通知において定められている書類が添付されていない場合、それらの書類の添付を求める文書とともに申請書を返戻している。
高松広域	2年度分の失業特例免除を申請する際には、申請書ごとに離職票等の写しが2枚必要になる。申請書の提出時期が異なり、後に受け付けた申請書に写しが添付されていない場合は、先に受け付けた申請書を探し出すのに時間を要するため、被保険者に申請書を返戻し、写しを添付した上で再提出してもらっている。

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>イ 口座振替による前納の見直し</p> <p>【制度の概要】</p> <p>毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない(法第91条)が、被保険者は、申出により、将来の一定期間の保険料を前納することができることとされている(法第93条第1項)。</p> <p>前納する場合の保険料額は、通常の保険料額から、政令で定める額を控除した額とされている(法第93条第2項)。また、前納は、原則として6月又は年を単位として行うものとされており(令第7条)、前納できる月、方法、納付時期及び前納保険料額は、毎年、厚生労働大臣が、「国民年金法施行令第7条及び第8条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額」により告示している。</p> <p>【当省に寄せられた行政相談の概要】</p> <p>口座振替による前納に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。</p> <p>3月に20歳になり、国民年金被保険者資格を取得し、同月から保険料を納付することとなった。保険料の納付に当たって、割引額が最も有利な口座振替による2年前納を利用することを希望したところ、年金事務所から、口座振替による2年前納は2月末までの申込みが必要であるとの説明があった。</p> <p>しかし、私は3月生まれのため、3月に入ってから被保険者となった旨の通知を受け取っており、その時には既に申込期限が過ぎていたため、次の申込時期まで口座振替による2年前納が利用できなかった。このような取扱いは不合理ではないか。</p> <p>【調査結果】</p> <p>(2年前納の申出期限の変更又は申出の事前受付)</p> <p>2年前納は、4月から翌年度末までの2年間の保険料を4月末に一括して納付するものであるが、機構では、口座振替による2年前納の申出期限を毎年2月末としている。その理由について、機構は、「口座の登録等の事務作業に2か月程度の期間を要するため」としている。</p> <p>このため、第1号被保険者資格の取得時期により、口座振替による2年前納の利用開始可能時期に差異が生じており、4月から翌年2月までの間に資格取得した者(20歳到達者であれば、4月から翌年2月生まれの者)は、翌年度の4月から口座振替による2年前納が利用できるが、3月に資格取得した者(3月生まれの者)は、翌々年度の4月からしか利用できない。</p>	<p>図表4-(3)-イ -①</p> <p>図表4-(3)-イ -②</p>

しかし、①マルチペイメントネットワークシステム（注）等を活用することにより、現状では2か月を要している口座振替の申出から利用開始までの期間を短縮することができれば、2年前納の申出期限を3月末とすることも可能であると考えられる。また、②20歳到達者も含め、口座振替の申出を資格取得日前に事前受付すれば（例えば、3月に資格取得予定の者について、2月末までに申出を受付するなど）、4月から2年前納が利用できると考えられる。

（注）税金、公共料金、保険料等の収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、納付者がATM、電話、パソコン等から税金等の支払や口座振替の申込みができ、かつ、その情報が収納機関に通知される仕組み。収納サービス及び口座振替受付サービスを提供している。

（任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納）

2年前納は、4月から翌年度末までの2年間の保険料でしか利用できず、任意の月から24か月分を前納することはできないこととされている。これは、保険料額は、毎年1月に翌々年度分が決定されることとなっており、それ以前は、翌年度末までの保険料額しか決定されていないためである（注）。

（注）定額保険料額は、年度ごとに定められた額に、保険料改定率を乗じて得た額（10円未満の端数は四捨五入）とされており（法第87条第3項）、保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に、「当該年度の初日の属する年の3年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の2年前の物価指数の比率」等に乗じて得た率を基準として改定される（法第87条第5項）。例えば、平成31年度の定額保険料額は、1万7,000円（法第87条第3項で定められた額）に、保険料改定率（30年度の保険料改定率（0.966）に28年の物価指数に対する29年の物価指数の比率等に乗じて得た率（0.965））を乗じて算出された額（1万6,410円）となる。

このため、平成31年度の定額保険料額は、29年の物価指数が判明する30年1月以降に決定されるが、32年度の定額保険料額は30年の物価指数が判明する31年1月以降に決定されるため、30年度（31年1月以前）に前納を申し出た場合の前納できる月は、最大でも31年度分まで（32年3月分まで）となる。

このため、年度途中から保険料の前納をしようとする者は、任意の月から翌年又は翌々年3月までの期間の分の前納を申し出ることができ、これについては、原則として申出をした当月からの前納が可能であるが、納付書による納付のみ認められており、口座振替では、これが認められていない。その理由について、機構は、「口座振替による前納の申出から実際の口座振替の開始までに2か月を要することから、その間（2か月分）の保険料は納付書により定額で納付していただく必要が生じる。この額とその後の口座振替による前納額を合算すると、当該全期間を納付書により前納した場合の前納額より高くなり、お客様にメリットが生じないため」としており、「年度途中からの前納を希望するお客様に対しては、最も割引額が大きくなるよう、当年度末又は翌年度末までは納付書による前納を勧め、翌年度又は翌々年度から口座振替による2年前納を勧めている」としている。

しかし、

① 納付書による前納の場合、一度申出が認められ前納した場合であつ

図表4-(3)-イ
-③

でも、次の期間について前納を希望する場合には、改めて申出が必要となり、納め忘れ等が発生する可能性があるのに対し、口座振替の場合には、一度申出が認められれば自動的に継続され、次回以降に再度申出を行う必要がないため、被保険者の利便性の向上につながるとともに、納め忘れ等が発生しないことから、将来の継続的な納付にも資すると考えられること

② 被保険者にとって、納付書による前納を行おうとする場合、電子納付の場合を除き、年金事務所に前納用納付書の発行を依頼し、これが郵送された後に、多額の現金を準備し、金融機関やコンビニエンスストアにおいて納付するという手間が掛かるのに対し、口座振替の場合には、申出書の提出を行えば、その後の手続は不要であることから、被保険者の負担軽減につながると考えられること。また、保険料額が30万円を超える場合（おおむね20か月以上の前納）は、コンビニエンスストアでの納付ができないため、金融機関で納付しなければならず被保険者の利便性が低下すること

③ マルチペイメントネットワークシステム等を活用することにより、口座振替の申出から利用開始までの期間を短縮することができれば、被保険者にとってメリットが発生する可能性があること

から、口座振替による年度途中の任意の月から翌年又は翌々年3月までの期間の分の前納の申出を受け付けることについて、検討する余地があると考えられる。

なお、任意の月から当年度末又は翌年度末までの期間の保険料を口座振替により前納することを認めない旨の法令上の規定はなく、当該前納の申出を受け付けるためには、厚生労働省において、当該前納に係る保険料額を告示するだけで足りる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、多様な保険料の納付手段を確保することにより、被保険者の利便性の向上を図る等の観点から、口座振替による2年前納の受付時期の見直し及び任意の月から当年度末又は翌年度末までの口座振替による前納の申出の受付について検討する必要がある。

図表 4-(3)-イ-① 保険料の前納に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（保険料の納期限）

第 91 条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

（保険料の前納）

第 93 条 被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

- 2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。
- 3 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料四分の一免除期間を計算する場合には、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。
- 4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

○ 国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）（抜粋）

（保険料の前納期間）

第 7 条 法第九十三条第一項の規定による保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間につき、六月又は年を単位として、行うものとする。ただし、厚生労働大臣が定める期間のすべての保険料（既に前納されたものを除く。）をまとめて前納する場合には、六月又は年を単位として行うことを要しない。

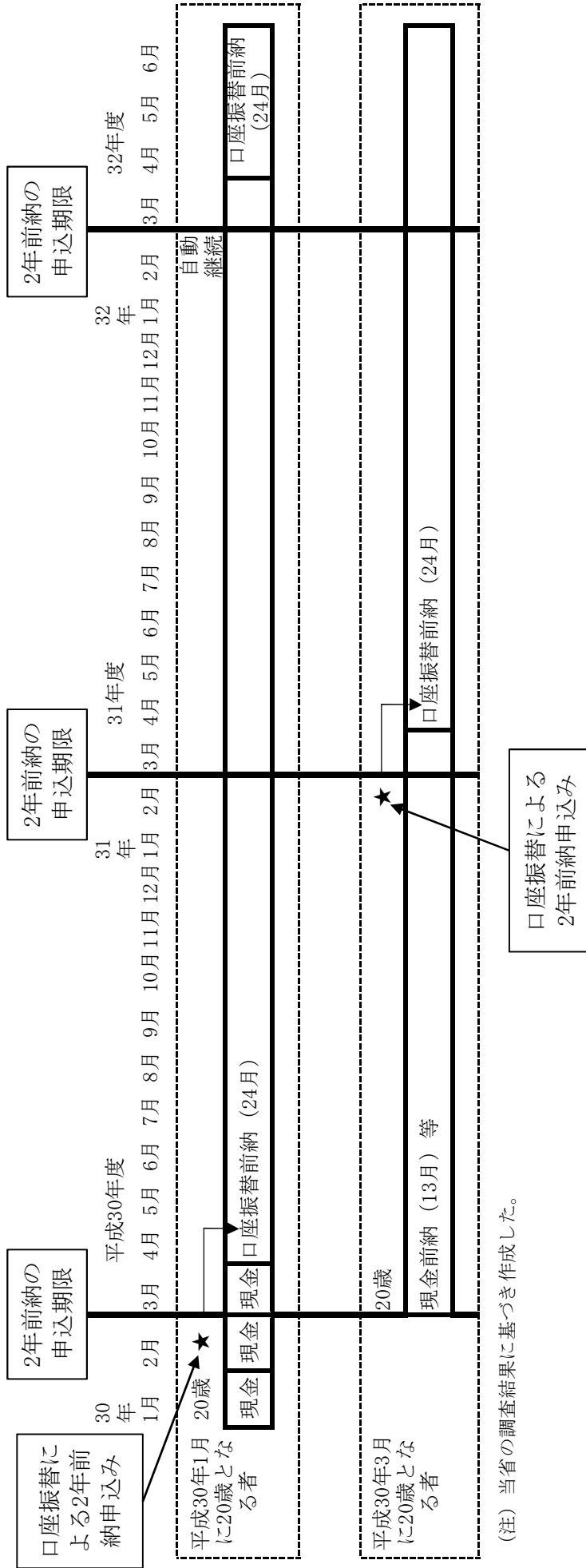
（前納の際の控除額）

第 8 条 法第九十三条第二項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年四分の利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月（法第九十二条の二に定める方法により納付する場合には、当該各月の翌月）までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（この額に十円未満の端数がある場合において、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。次項において同じ。）を控除した額とする。

- 2 厚生労働大臣は、前納に係る期間の各月の保険料の額から前項に規定する額を控除した額（保険料を前納する場合に納付すべき額）を告示するものとする。

（注）下線は当省が付した。

図表4-(3)-イ-② 被保険者の誕生日の違いによる口座振替による2年前納の利用開始可能時期の違い



図表4-(3)-イ-③ 保険料を前納する場合の前納できる月、納付方法、納付時期及び前納保険料額（平成30年度）

前納できる月	納付方法	納付書による前納額 (円)	口座振替による前納額 (円)	クレジットカード納付による前納額 (円)	(参考) 納付書による 毎月納付額 (円)
	納付時期				
【2年前納】 4月分から翌々年の3月分まで（24月分）	4月	378,580 (▲14,420)	377,350 (▲15,650)	378,580 (▲14,420)	393,000
【1年前納】 4月分から翌年の3月分まで（12月分）	4月	192,600 (▲3,480)	191,970 (▲4,110)	192,600 (▲3,480)	196,080
【6か月前納】 4月分から9月分まで又は10月分から翌年の3月分まで（6月分）	4月 又は10月	97,240 (▲800)	96,930 (▲1,110)	97,240 (▲800)	98,040
【当月末振替】 各月分（1月分）	毎月（本来の納期限の1か月前）	×	16,290 (▲50)	16,340 (0)	16,340
任意の月分から当年度又は翌年度の3月分まで（任意の月数）（最大24月分）	任意の月	納付月数により異なる	×	×	納付月数により異なる

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 「×」は、当該納付方法を利用できないことを示す。

3 「納付方法」欄の（ ）内は、毎月の本来の納期限に納付書により納付した場合（前納しなかった場合）の保険料の総額と各前納額との差額（割引額）を示す。

勸 告	説明図表番号
<p>ウ 前納保険料の口座振替の中止に係る事務の改善</p> <p>【制度の概要】</p> <p>口座振替に係る事務は、①機構において口座振替情報の変更・取消し等に係る入力を行う締切日（原則として毎月第7営業日）の翌営業日に、当月の振替日（原則として月末。ただし、当該日が金融機関の休業日の場合にはその翌日）に口座振替を実施する者のデータの抽出を行い、②これを基に作成されたデータを各金融機関に送付し、③振替日に被保険者の届出口座から保険料が引き落とされる流れとなっている。</p> <p>一方、口座振替による前納の申出は、被保険者が、口座振替納付申出書の「振替方法」欄において希望する振替方法（6か月前納、1年前納、2年前納等）を選択した上で、当該申出書を提出することによって行うが（規則第71条）、一度申出が認められれば、自動的に当該前納が継続されるため、これを中止するためには、口座振替を中止する手続が必要となる。</p> <p>この手続には、以下の方法がある。</p> <p>① 口座振替辞退申出書の提出・処理</p> <p>被保険者が機構に対し口座振替辞退申出書を提出すると、機構が当該申出書の入力処理を行い、当該処理が、締切日までに行われた場合には当月の振替日から、締切日の翌日以降に行われた場合には翌月の振替日から、口座振替が中止される。</p> <p>② 第1号被保険者の資格喪失の処理</p> <p>第1号被保険者が厚生年金保険に加入している事業所に就職等した場合、当該事業所から当該被保険者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が機構に提出される。機構において、当該届出に基づき、厚生年金保険の被保険者の資格取得の処理を行うと、当該処理日の翌日に、自動的に第1号被保険者の資格喪失の処理も行われる。</p> <p>当該被保険者が口座振替により保険料を納付していた場合には、口座振替も自動的に終了し、第1号被保険者資格喪失日以降の期間について保険料の前納があった場合には、還付処理が行われる。</p> <p>なお、事業所からの厚生年金保険被保険者資格取得届は、当該事実の発生から5日以内に提出しなければならないこととされている（厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条第1項）。</p> <p>③ 緊急停止</p> <p>業務処理要領において、締切日以降に口座振替辞退申出書の提出があった場合、又は事務センター長若しくは年金事務所長がやむを得ない理由があると判断した場合には、締切日以降に当月末の口座振替を中止することができることとされている（以下、これを「緊急停止」という。）。緊急停止の手続は、原則として被保険者からの口座振替辞</p>	<p>図表4-(3)-ウ-①</p>

退申出書の提出が前提とされ、当該申出書の提出を受け、年金事務所から当該被保険者の口座がある金融機関に「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」及び「緊急停止管理簿」を送付することによって行われる。

なお、年金事務所から各金融機関への緊急停止の依頼ができる期限は、各金融機関によって異なるが、おおむね毎月 25 日頃となっている。

【当省に寄せられた行政相談の概要】

前納保険料の口座振替の中止に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。

大学生の子が 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い、口座振替により 2 年分の保険料を前納した。その後、子は、平成 29 年 4 月から企業に就職し、厚生年金保険に加入した。しかし、平成 29 年 4 月 17 日に、子の国民年金保険料 2 年分（平成 29 年度及び 30 年度分 37 万 8,320 円）を 5 月 1 日に口座振替により引き落とすとの通知が届いた。厚生年金保険に加入したので、もう国民年金保険料の引き落としはないものと思っていたため、年金事務所に確認すると、「口座振替を中止するためには口座振替辞退申出書を提出してもらう必要があるが、手続には 1、2 か月を要する。このままでは手続が間に合わず、一旦保険料額を引き落としした後、還付手続を行うことになる」と説明された。たとえ後日還付されるとしても、一旦 40 万円近くのお金を口座に準備しておかねばならないのは大変であるし、振替直前になってからこのような通知が届くことに納得できない。

【調査結果】

厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者について国民年金の前納保険料の口座振替が行われた場合、第 1 号被保険者資格喪失日以降の期間に係る前納保険料は、還付処理が行われるが、被保険者にとっては、一時的とはいえ多額（2 年前納の場合、約 40 万円）の金額が口座から引き落とされた上、後日、還付請求を行う手間が発生し、また、機構にとっても、還付通知書の作成・発送、還付請求書の受領・審査、還付の実施といった一定の事務が発生する。

このような被保険者の手続や機構の事務処理に伴う負担を軽減するためには、①被保険者に対し、口座振替辞退申出書の締切日前の提出を促すとともに、②締切日前の提出がなかった場合であっても、可能な限り緊急停止を行い、還付処理の発生を抑制することが重要であると考えられる。

このような観点から、当省が 45 年金事務所及び機構本部を対象として口座振替の中止に係る事務の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

(7) 口座振替辞退申出書の早期提出の促進

45 年金事務所及び機構本部における口座振替辞退申出書の提出に係る被保険者への周知状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 毎年 4 月の振替日に実施される前納保険料の口座振替を中止するためには、前述のとおり、原則として、4 月の締切日（平成 29 年度の場合は 4 月 11 日）までに、当該被保険者に係る口座振替辞退申出書の処理又は第 1 号被保険者の資格喪失の処理が行われる必要がある。

一方、次回の保険料の口座振替が行われる旨の通知（口座振替額通知書）により口座振替が自動継続されることを知る被保険者も少なくないと考えられるが、4 月末に 2 年分、1 年分及び 6 か月分の前納が行われる被保険者に対して機構本部から口座振替額通知書が発送される時期は、該当者のデータが抽出された日の翌日となるため、毎年、4 月中旬（平成 29 年度の場合は 4 月 13 日）となっており、仮に、被保険者が口座振替額通知書により自らの前納保険料の口座振替を中止する必要があることを知ったとしても、通常処理期限は過ぎていることから、原則として、緊急停止の手続が必要となる状態であった。

- ② 機構では、ホームページにおいて、「既に口座振替で前納されている方は、再度のお申込みの必要はありません」との案内を掲載しているものの、当該被保険者が第 1 号被保険者の資格を喪失する際には口座振替辞退申出書を提出するよう促す旨の記載はみられなかった。また、掲載している口座振替辞退申出書の様式にも、「口座振替辞退の申出をされてからお手続が完了するまでに 1～2 カ月程度かかることがありますのでご了承ください」とは記載しているものの、4 月に就職等により前納保険料の口座振替を中止する必要がある被保険者に対し当該申出書の早期提出を促す旨の記載はみられなかった。

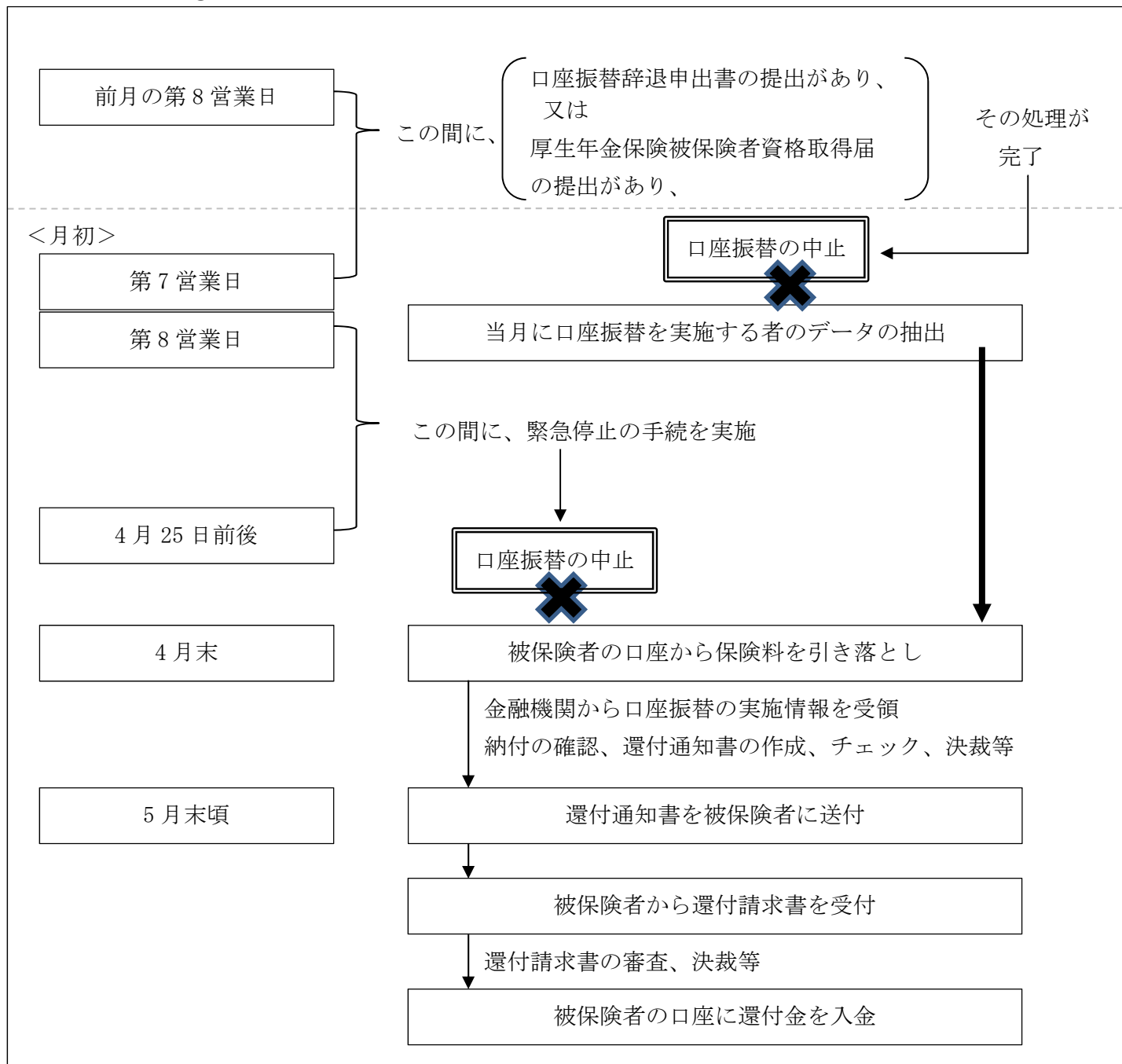
- ③ 年金事務所が当該被保険者の口座がある金融機関に対し口座振替の緊急停止の依頼を行う場合には、i) 該当者の氏名・基礎年金番号や口座名義人の氏名、口座番号等を記載した金融機関宛ての「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」を対象となる金融機関ごとに作成し、ii) 「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」に記載されている事項が正確であることを確認するためダブルチェックを行い、iii) 対象となる金融機関ごとに「国民年金保険料口座振替の緊急停止のお願い」を F A X 等で送信するという事務処理を行う必要がある。また、電話等により緊急停止を依頼してきた被保険者に対しては、口座振替辞退申出書の様式を送付してその提出を依頼

図表4-(3)-ウ
-②

<p>するという事務作業も生じる。</p> <p>このため、調査した年金事務所の中には、大学等の卒業が見込まれる第1号被保険者であって前納保険料の口座振替を実施している者に対し周知文書を送付することで、口座振替辞退申出書の提出を促し、緊急停止の依頼件数を減少させている例などがみられた。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-③</p>
<p>(イ) 緊急停止の依頼の確実な実施</p> <p>45年金事務所について、平成29年4月における緊急停止の依頼状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 45年金事務所では、平成29年4月の1か月間に計1,690件の緊急停止を依頼していた。これらの緊急停止事案の中で、緊急停止を依頼した理由が記録上把握できた事案(917件)のうち、675件(73.6%)が第1号被保険者から第2号被保険者又は第3号被保険者への種別変更によるものとなっており、また、緊急停止に係る保険料額が記録上把握できた事案(1,606件)のうち、1,189件(74.0%)が6か月以上の前納期間に係るものとなっていた。このように、就職等により厚生年金保険に加入した者等に係る緊急停止や、長期間の前納に係る緊急停止が多く行われている状況がみられた。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-④</p>
<p>② 調査した年金事務所の中には、還付処理の発生を抑制するため、口座振替により前納を行っている者であって第1号被保険者の資格を喪失した者等を業務システムの活用等により抽出し、当該被保険者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止の手続を執る取組を実施している例がみられた。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-⑤</p>
<p>なお、このような取組については、平成23年1月に、機構職員が閲覧できるイントラネットにおいて「職員提案制度(注)に基づく職員提案」として同様の内容が紹介され、機構本部から「業務ナレッジ」として認定されている。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-⑥</p>
<p>(注) 現場の職員からの意見を積極的に吸収するため、サービス改善・業務改善の具体的な提案を募集するもの。職員から投稿された全ての提案について機構本部が個別に評価を行い、その結果をフィードバックしている。</p>	
<p>一方、調査した年金事務所の中には、基本的に緊急停止は行わないとしている年金事務所もみられ、年金事務所間で緊急停止の取扱いや口座振替の中止に係る事務処理が区々となっている状況がみられた。</p>	<p>図表4-(3)-ウ-⑦</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、前納保険料の口座振替の中止に係る事務の改善を通じて被保険者及び年金事務所双方の負担軽減を図る観点から、機構に対し、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 前納保険料の口座振替利用者に対し、口座振替開始通知書等で注意喚</p>	

<p>起する、事業主等の協力を得て周知を行う、ホームページ等に案内を掲載する等により、当該利用者が第1号被保険者の資格を喪失した場合に速やかに口座振替辞退申出書を提出することを促す取組を実施すること。</p> <p>② 当該利用者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止の手続を執る取組を全国の年金事務所で実施するよう促すこと。</p>	
--	--

図表 4-(3)-ウ-① 口座振替を中止する事務等に係るスケジュール



(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 4-(3)-ウ-② 機構による口座振替の辞退等に係る周知

① 機構ホームページにおける周知（抜粋）

口座振替での前納のお申し込みはお早めに

- 口座振替での平成30年度分2年前納、1年前納、6カ月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）の申込みは、平成30年2月28日（水曜）で締め切りしました。
- 口座振替での平成30年度分6カ月前納（10月～翌年3月分）の締め切り日は、平成30年8月31日（金曜）です。

※すでに口座振替で前納されている方は、再度のお申込みの必要はありません。

ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更される場合は、再度お申し込みが必要です。

※保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。

※郵送による申込みの場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。

- 初めて口座振替で前納制度[2年前納、1年前納、6カ月前納、当月末振替(早割)]をお申込みされた場合は、直前の1カ月分[2年前納、1年前納、6カ月前納（4月～9月分）の場合は3月分、6ヶ月前納（10月～翌年3月分）の場合は9月分、当月末振替（早割）の場合は前月分]の保険料が未納の場合は、前納保険料額と同時に振替となります。

平成30年4月中旬に届く「国民年金保険料口座振替額通知書」で実際に口座から振替される金額を確認し、残高不足とならないようご注意ください。

残高不足で口座からの振替ができなかった場合は、次の振替日（2年前納、1年前納の場合は翌年4月末）までの間、割引が無い翌月末振替になります。

（注）下線は当省が付した。

図表 4-(3)-ウ-③ 調査した年金事務所における口座振替辞退申出書の提出を促す取組の例

年金事務所	事例の内容
平塚	<p>平成 29 年 3 月 1 日に、大学等の卒業が見込まれる年齢の第 1 号被保険者のうち口座振替により国民年金保険料を前納している者に対し、4 月から厚生年金又は共済年金に加入する場合は、年金事務所に口座振替辞退申出書を提出するか、金融機関に口座振替の停止を依頼するかのいずれかを行うよう促す文書を郵送した。</p> <p>年金事務所では、第 1 号被保険者の厚生年金保険被保険者資格の取得を事由として年金事務所から金融機関に対し口座振替の緊急停止を依頼した件数が平成 28 年 4 月に 100 件を超えていたものの、この取組を実施した結果、29 年 4 月には 39 件に減少しており、事務負担の軽減が図られたとしている。</p>
出雲	<p>平成 29 年 3 月 10 日に、口座振替による国民年金保険料の前納（6 か月、1 年、2 年）を行っている者であって、29 年 3 月で大学等を卒業することが見込まれる年齢に達している者に対し、4 月から厚生年金に加入する場合には年金事務所に口座振替辞退申出書を提出するよう記載した文書を同申出書の様式及び返信用封筒を同封して送付した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(3)-ウ-④ 平成 29 年 4 月における緊急停止の依頼状況

① 緊急停止の理由別件数

区分	件数
平成 29 年 4 月に調査した 45 年金事務所において実施された緊急停止	1,690 (100%)
緊急停止の理由が記録上確認できたもの	917 (54.3%)
第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者への切替え	675 (39.9%)
納付書で納付済み、支払方法の変更、振替方法の変更	136 (8.0%)
免除等を申請	59 (3.5%)
任意加入又は任意加入資格喪失	34 (2.0%)
口座の解約、変更	4 (0.2%)
その他(死亡、海外転出等)	9 (0.5%)
緊急停止の理由が記録上確認できなかったもの	773 (45.7%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、全緊急停止件数 (1,690件) に占める割合である。

② 緊急停止に係る金額別件数

区分	件数
平成 29 年 4 月に調査した 45 年金事務所において実施された緊急停止	1,690 (100%)
緊急停止に係る金額が記録上確認できたもの	1,606 (95.0%)
378,200 円以上 (前納期間 2 年)	526 (31.1%)
193,730 円以上 378,320 円未満 (同 1 年以上 2 年未満)	575 (34.0%)
97,820 円以上 193,730 円未満 (同 6 か月以上 1 年未満)	88 (5.2%)
97,820 円未満 (同 6 か月未満)	417 (24.7%)
緊急停止に係る金額が記録上確認できなかったもの	84 (5.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、全緊急停止件数 (1,690件) に占める割合である。

3 緊急停止に係る金額の区分は、2年前納、1年前納及び6か月前納に係る前納保険料額 (平成29年度) を参考にした。

図表 4-(3)-ウ-⑤ 調査した年金事務所において口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止依頼を行っている例

年金事務所	事例の内容
仙台東、郡山	<p>口座振替情報の変更・取消し等に係る入力締切日の後に、口座振替により国民年金保険料を前納している者であって、金融機関への口座振替の緊急停止依頼期限前までに厚生年金保険被保険者資格取得に係る入力が行われた者を業務システムにより把握し、当該者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに緊急停止依頼を行っている。</p>
足立、新宿、墨田、府中	<p>就職により国民年金の被保険者資格を喪失し厚生年金保険に加入する者が多いこと等を踏まえ、毎年4月末の口座振替については、機構本部の南関東地域部からの指示に基づき、各年金事務所において、口座振替情報の変更・取消し等に係る入力締切日の後に厚生年金保険被保険者資格取得に係る処理が行われた者を選定し、当該者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに金融機関への口座振替の緊急停止依頼を行っている。</p>
富山	<p>4月以降に厚生年金保険被保険者資格の取得が確認でき、かつ、4月以降も国民年金保険料が口座振替により納付されている者を業務システムにより抽出・確認し、当該者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに金融機関への口座振替の緊急停止依頼を行っている。</p>
大手前	<p>保険料の口座振替を行っている管内の第1号被保険者の中から、前年の保険料が前納されている第1号被保険者資格喪失者であって、かつ、未納期間がない者を手作業で抽出し、当該者からの口座振替辞退申出書の提出を待たずに金融機関への口座振替の緊急停止依頼を行っている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(3)-ウ-⑥ 口座振替の緊急停止に関する職員提案

職員提案制度評価結果（状況）一覧表（平成 23 年 1 月評価分）（抜粋）	
業務区分	国民年金
投稿者	東北ブロック 福島県年金事務所 個人
タイトル／課題等	<p>○国民年金保険料を口座振替により前納されているお客様で、厚生年金への取得が判明した場合における還付発生の防止</p> <p>特に厚年取得が多い 4 月を想定している。</p> <p>1 年前納の場合は金額も多額であり、一時的とはいえ引落になることで、お客様から苦情に近い相談が寄せられる（還付まで数ヶ月時間を要するため）。</p> <p>全国的にみてもこの時期は還付件数が多く、事務量が増えるため、膨大な金額が動く。</p>
提案等概要	<p>口座振替による前納払をされているお客様で、厚生年金に加入が判明した場合には、金融機関へ緊急停止依頼を行えるようにするための工夫を御報告いただいたもの。</p> <p>※別添資料あり。</p>
評価結果	業務ナレッジ
投稿者に対するコメント	業務ナレッジとして認定します。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(3)-ウ-⑦ 基本的に口座振替の緊急停止は行わないとしている年金事務所の例

① 緊急停止を実施していないとしている例

年金事務所	事例の内容
鶴舞	<p>緊急停止の依頼は基本的に行っていない。これは、厚生年金保険被保険者資格の取得が4月ではなく5月の誤りであった場合には、4月分の国民年金保険料が未納になってしまうおそれがあることや、当該者の家族が同一口座から口座振替を実施している場合、当該者だけ口座振替を中止することが難しいこと等による。</p> <p>口座振替による保険料の前納を停止してほしいとの被保険者からの問合せ等に対しては、口座から引き落とした保険料は必ず還付する事を丁寧に説明して納得してもらっている。</p>
須磨	<p>当該年金事務所では、被保険者から口座振替の緊急停止を求められたときは、直接金融機関に対して口座振替の停止を依頼するよう被保険者に案内しており、当該年金事務所は、平成27年以降、緊急停止の依頼を行っていない。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 調査した45年金事務所のうち10年金事務所（一関、寒河江、鶴舞、七尾、玉出、福島、豊中、須磨、三次、出雲）では、平成29年4月に緊急停止の依頼を行った実績がないとしている。

② 締切日以降に口座振替辞退申出書の提出があった場合以外は緊急停止を実施していないとしている例

年金事務所	事例の内容
砺波	<p>金融機関への口座振替の緊急停止依頼は、口座振替情報の変更・取消し等に係る入力の日付の後に口座振替辞退申出書の提出があった場合に限り行っており、口座振替により国民年金保険料を前納していた者について事務センターにおける処理期限以降に厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されても、別途口座振替辞退申出書が提出されない場合には、これらの者については一旦口座振替を実施した後に引き落とされた保険料の還付を行っている。</p>
高松西	<p>口座振替を実施していた被保険者から電話により厚生年金保険に加入した旨の連絡を受けたとしても、電話連絡のみでは本人確認ができないため、当該者に係る口座振替の緊急停止依頼は行っておらず、口座振替情報の変更・取消し等に係る入力の日付の後に口座振替辞退申出書の提出があった者に限り行っている。</p> <p>なお、平成29年4月に口座振替により保険料が納付されたが、厚生年金保険に加入していたために後日納付保険料が還付となった者は、57人であった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>エ 納付順を誤った追納の処理の弾力化</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(追納保険料の納付順)</p> <p>追納可能期間（過去 10 年間の免除等の承認を受けた期間）について、その一部につき追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないこととされている（法第 94 条第 2 項）。</p> <p>機構は、納付順を誤った追納が発生した場合、すなわち、追納保険料を納付した期間より前に、追納の承認を受けた期間で追納保険料を納付していない期間（以下「追納未納期間」という。）がある場合には、法第 94 条第 2 項の規定に反する納付として、過誤納となり、当該追納保険料を還付するとしている（注）。</p> <p>（注）ただし、保険料徴収時効が到来していない未納期間がある場合には、当該期間の保険料に充当される。</p> <p>(後納保険料の納付順)</p> <p>過去 5 年以内の被保険者期間であって、時効により保険料を徴収する権利が消滅している未納期間については、厚生労働大臣の承認を受けることにより、平成 30 年 9 月 30 日までの間に限り、政令で定める額を加算した額の保険料を納付（後納）することができることとされている（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 93 号。以下「年金確保支援法」という。）附則第 2 条第 1 項）。</p> <p>この保険料の後納についても、追納と同様、承認を受けた期間の一部について後納保険料を納付する場合には、先に経過した月の保険料から順次納付しなければならないこととされている（年金確保支援法附則第 2 条第 3 項）。ただし、厚生労働省は、機構に対し、後納保険料が過誤納となった場合には、後納の承認を受けた期間で後納保険料を納付していない期間等の保険料に充当するよう指示している（「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う後納保険料の納付に関する事務の取扱いについて」（平成 27 年 9 月 17 日付け年管管発 0917 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知））。</p> <p>【当省に寄せられた行政相談の概要】</p> <p>納付順を誤った追納の処理に関し、以下のような行政相談が当省に寄せられた。</p> <p>平成 22 年 4 月から 24 年 3 月まで免除されていた保険料について、27 年に次のとおり追納した。</p> <p>① 平成 27 年 3 月 11 日に 24 年 3 月分を納付</p> <p>② 平成 27 年 3 月 15 日に 22 年 4 月から 24 年 2 月までの分を納付</p>	<p>図表4-(3)-エ-①</p> <p>図表4-(3)-エ-②</p> <p>図表4-(3)-エ-③</p>

しかし、年金事務所から、「本来、平成22年4月から24年2月までの分を24年3月分より先に納付すべきであり、納付順が異なる」として、24年3月分の追納保険料を還付すると言われた。さらに、その時点（平成28年4月）では、23年度分の追納保険料に加算される額が増額改定されているため、90円上乗せして納付するようにも言われている。一度追納したにもかかわらず、還付請求して再度納付するという手間を納付者に負わせることに納得できない。

【調査結果】

追納の納付順を誤ったことに伴う過誤納金の還付が発生した場合、過誤納金の確認、還付通知書の発行、還付請求書の受領及び審査、還付金の払出し等の事務が発生し、被保険者及び機構双方の負担となると考えられる。また、過誤納となった保険料について、他の期間への充当を認めず、還付することとなれば、改めて納付するまでに納付期限が経過し、保険料の納付ができなくなる、又は年度が変わる際に保険料の額が変わる等の被保険者等に不利益が生じるおそれがあることについては、後納も追納も同様である（ちなみに、厚生労働省は、追納と後納とで納付順を誤った場合の取扱いが異なる理由について、その根拠や経緯等は明らかではないとしている。）。このような観点から、当省が機構本部、45年金事務所及び12事務センターを対象として追納順誤りの発生を防止するための取組の実施状況及び追納順誤りの発生後の処理状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 機構本部では、機構のホームページにおいて、追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないことを周知しているほか、追納勸奨状、追納申込書及び追納申込承認通知書にも、同様の周知文を掲載している。

一部の年金事務所及び事務センターにおいても、追納保険料の納付書を送付する際、独自に作成した追納順に関する注意喚起文書を同封する等、追納順誤りの発生防止に取り組んでいる例がみられたが、これらの取組は、一部の年金事務所及び事務センターが独自に実施しているにとどまっており、全国統一的には実施されていない。

なお、機構は、追納順誤りの発生件数は把握していない。

② 12事務センターにおける追納順誤りが発生した場合の取扱いについて調査したところ、全ての事務センターにおいて、「追納順誤りが発生した時点で当該被保険者に保険料徴収時効が到来していない過去2年以内の未納期間がある場合には、納付された追納保険料は当該未納期間の保険料に充当し、未納期間がない場合には、還付する」としていた。

また、12事務センターにおいて、平成29年10月以降に被保険者に送付された「国民年金保険料過誤納付額還付・充当通知書」のうち、過誤納

図表4-(3)-エ
-④

図表4-(3)-エ
-⑤

理由が追納順誤りである事案（36 事案）を抽出して、その処理状況を調査したところ、i）過誤納である旨の通知が被保険者に到達した時点では、追納未納期間について追納できる期限が到来していた例や、ii）被保険者が、納付順を誤った追納に係る還付の前に追納未納期間の全てについて追納したため、還付後、還付された期間と同じ期間について再度追納することになった例など、合理的な処理とは考えられない例がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、追納制度の利用を促進するとともに、被保険者及び機構双方の負担軽減を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 一部の年金事務所及び事務センターにおいて実施されている、独自に作成した追納順に関する注意喚起文書を追納保険料の納付書に同封する等の取組について、全国の年金事務所及び事務センターに横展開すること等により、追納をするときは、原則として、先に経過した月の分から順次追納しなければならないことについての周知を徹底すること。
- ② 納付順を誤った追納に係る保険料について、一律に還付処理としている取扱いを見直すこと。

図表 4-(3)-エ-① 保険料の追納の納付順に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（保険料の追納）

第 94 条 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

3～5 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 4-(3)-エ-② 保険料の後納及びその納付順に関する法令の規定

○ 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 93 号）（抜粋）

附 則

（国民年金の保険料の納付の特例）

第2条 前条第三号に規定する政令で定める日から起算して三年を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日の属する月前十年以内の期間であつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料（以下この条において「後納保険料」という。）を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかった国民年金の保険料であつてこれを徴収する権利が時効によって消滅していないもの（以下この項において「滞納保険料」という。）の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるものとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

4 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5～11 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 4-(3)-エ-③ 「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う後納保険料の納付に関する事務の取扱いについて」(平成 27 年 9 月 17 日付け年管管発 0917 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知) (抜粋)

2 後納保険料の納付に係る承認の事務及び過誤納金に関する事務に関する事項

後納保険料の納付に係る承認の事務及び過誤納金に関する事務については、10 年後納制度における当該事務と同様であり、別添の『「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う後納保険料に関する事務の取扱いについて』(平成 24 年 7 月 25 日年管管発 0725 第 1 号)に準じて取り扱うこと。

ただし、特定期間に係る特定保険料が承認された期間を有する者については、次により取り扱うこと。

(1) 過誤納金の充当

後納保険料に係る過誤納金については、被保険者等に未納期間等(後納保険料の納付について、厚生労働大臣の承認を受けたものに限る。以下同じ。)、特定期間に係る特定保険料が承認された期間(保険料納付済期間を除く。以下「特例追納対象期間」という。)又は滞納期間があるときは、還付に代えて、当該期間に係る保険料に充当すること(国民年金法第 95 条の規定によりその例によるものとされる国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)第 57 条)。

(2) 充当の順位及び還付

後納保険料に係る過誤納金を充当する場合には、未納期間等、特例追納対象期間及び滞納期間の順により、それぞれ先に経過した月に係る保険料から順次充当することとし、未納期間等、特例追納対象期間及び滞納期間がなくなったとき、又は過誤納金が 1 月分の後納保険料、特定保険料若しくは滞納保険料の額に満たない額になったときは、充当されなかった過誤納金を還付すること。

[別添]

- 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う後納保険料に関する事務の取扱いについて(平成 24 年 7 月 25 日付け年管管発 0725 第 1 号厚生労働省年金局事業管理課長通知)

第 3 後納保険料の過誤納金に関する事項

1 後納保険料に係る過誤納金の取扱いについて

後納保険料の納付の承認を受けた被保険者等が、承認の日の属する月前 10 年を超えた期間に係る後納保険料を納付したとき、保険料納付済期間に重複して後納保険料を納付したときなどは、当該過誤納に係る後納保険料(以下「過誤納金」という。)を次により取り扱うこと。

(1) 過誤納金の充当

被保険者等に未納期間等(後納保険料の納付について、厚生労働大臣の承認を受けたものに限る。以下同じ。)又は滞納期間があるときは、後納保険料に係る過誤納金について、還付に代えて、当該期間に係る保険料に充当すること(国民年金法第 95 条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第 57 条)。

(2) 充当の効果

過誤納金を充当した場合には、過誤納金が生じたときに、当該充当した過誤納金に相当す

る額の保険料の納付があったものとみなすこと。

ただし、過誤納金が生じたときより後に法定納期限の到来した滞納保険料がある場合には、過誤納金を当該滞納保険料に充当することとし、この場合、当該滞納保険料の法定納期限の日に、当該充当した過誤納金に相当する額の保険料の納付があったものとみなすこと。

(3) 充当の順位及び還付

後納保険料に係る過誤納金を充当する場合には、未納期間等及び滞納期間のうち、先に経過した月に係る保険料から順次充当することとし、未納期間等及び滞納期間がなくなったとき、又は過誤納金が1月分の後納保険料若しくは滞納保険料の額に満たない額になったときは、充当されなかった過誤納金を還付すること。

2 後納保険料に係る充当の手続について

(1) 充当に係る調査決定

過誤納金を充当する際には、歳入徴収官あてに国民年金保険料還付決定(調査決定)決議等を求めること。

(2) 充当に係る通知

後納保険料に係る過誤納金を充当したときは、その旨を当該充当を行った者に通知すること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(3)-エ-④ 機構による追納順誤りの発生を防止するための取組の例

① 機構ホームページ等における周知の例

機構のホームページでは、追納に関する注意事項として、古い期間から納付することを周知している。

(機構ホームページ (抜粋))

追納に関する注意事項

1. 追納ができるのは追納が承認された月の前 10 年以内の免除等期間に限られています (例えば、平成 29 年 4 月分は平成 39 年 4 月末まで)。
2. 承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。

このほか、

- ① 追納勸奨状に「追納は、原則追納が可能な一番古い保険料の月分から順番に納めることとなります」と記載している。
- ② 追納申込書において、留意事項として「追納は追納が承認された期間のうち、古い月分から納めなければなりません。」や「新しい月分を納められたときは、保険料を還付することになります。」と記載している。
- ③ 追納申込みが承認された者に送付する「国民年金保険料追納申込承認通知書」の裏面において、「追納に関する注意点」として「追納保険料は古い月分から納付してください」と記載している。

(注) 当省の調査結果による。

② 年金事務所及び事務センターにおける取組の例

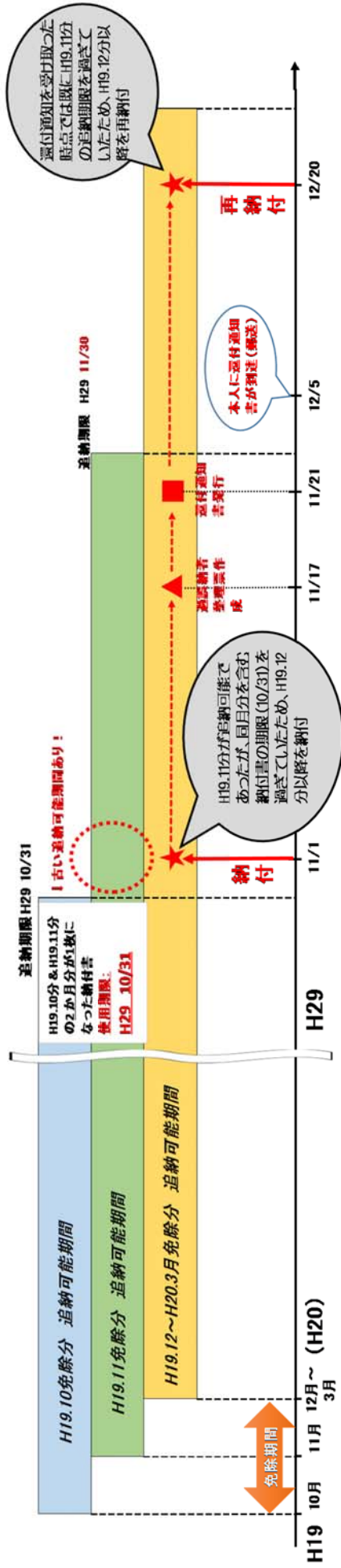
年金事務所	事例の内容
岡山東	<p>追納保険料の納付書を送付する際、納付書を使用する順番 (追納保険料の納付順) を納付書に番号で記載するとともに、独自に作成した次のような文書を同封している。</p> <p>(文書抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">国民年金保険料納付書 (追納分) の送付について</p> <p>国民年金保険料の追納納付書 (以前に免除等を受けていた月が対象) を送付いたします。納付書左上に番号を付していますので、<u>必ず番号順に納付書をご使用ください</u>。また、納付書の住所左側に使用期限が記載されています。必ず期限内に納付場所 (納付書裏面記載) にて納めてください。<u>使用期限を過ぎるとその納付書は使用できなくなります</u>ので、ご注意ください。</p> </div>

札幌西	<p>追納保険料の納付書を送付する際、独自に作成した次のような文書を同封している。</p> <p>(文書抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">国民年金保険料納付書（追納）の送付について</p> <p>先に送付いただいた国民年金保険料追納申込書にもとづいて、納付書及び承認通知書を送付いたします。</p> <p>納付の際は、お近くの銀行・郵便局・コンビニエンスストアで納付書に記載の「使用期限」までに納付をお願いいたします（納付書に記載されている「使用期限」を経過した場合は、納付書が使用できなくなりますので、追納をご希望の場合は、当事務所まで連絡願います。）。</p> <p>なお、追納は、承認された免除等期間のうち一番古い月の期間分から納付していただくこととなりますので、納付にあたっては、使用する納付書の順序にご留意ください。</p> </div> <p>(注) 同様の取組が、札幌東、苫小牧、墨田、足立、大曾根、広島東、出雲の各年金事務所及び北海道、神奈川、新潟、大阪広域の各事務センターにおいても実施されている。</p>
新宿	<p>追納の申込みがあった際には、古い月の期間分から納付するよう、口頭で周知している。</p> <p>(注) 同様の取組が、留萌、墨田、足立、府中の各年金事務所においても実施されている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

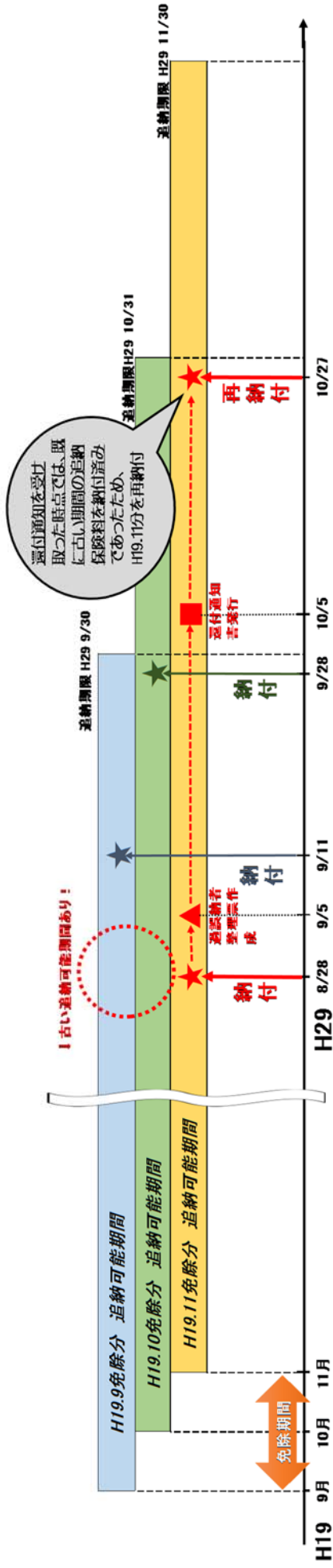
図表 4-(3)-エ-⑤ 合理的な処理とは考えられない追納順誤り事案の処理を行っている例

① 過誤納である旨の通知が被保険者に到達した時点では、追納未納期間について追納できる期限が到来していた例



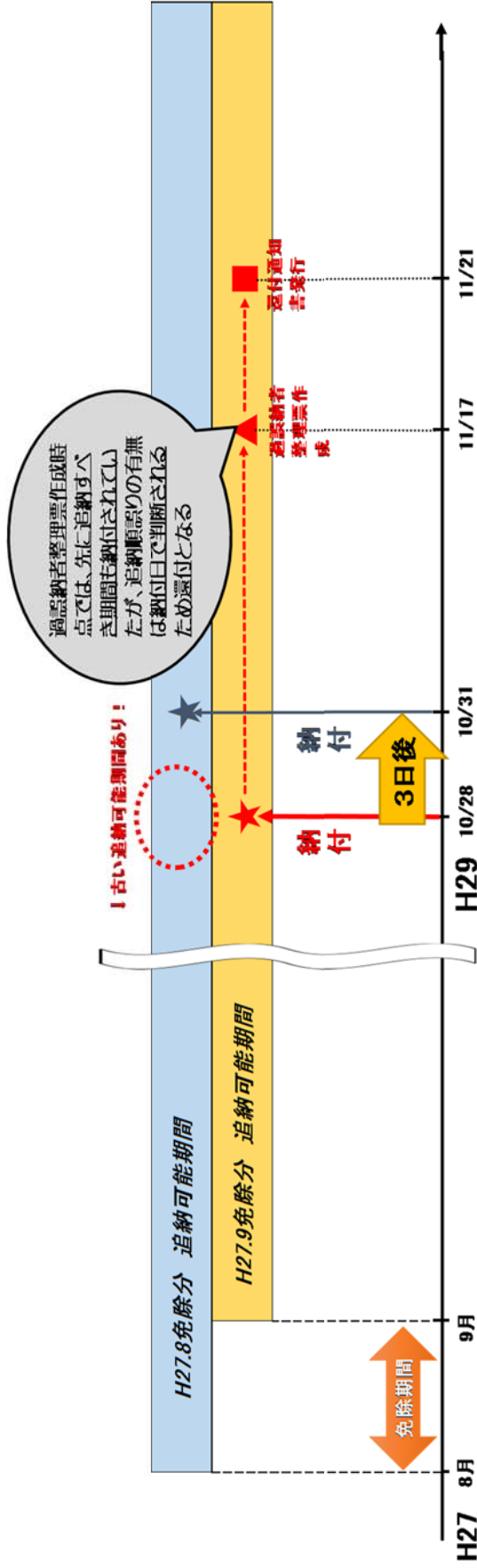
事務センター名	事例の内容
東京広域	<p>本件の被保険者は、平成19年11月免除分を先に追納すべきであったが、29年11月1日に、誤って19年12月から20年3月までの免除分を追納してしまった。</p> <p>このため、追納順誤りによる過誤納となり、平成29年11月21日に、19年11月免除分の追納に係る還付通知書が発行された。当該還付通知書は、平成29年12月5日に当該被保険者に郵送されたため、本人が過誤納を知った時点では、追納未納期間である19年11月免除分の追納期限(29年11月30日)を既に過ぎていた。このため、当該被保険者は、先に追納した平成19年12月から20年3月までの免除分の追納保険料の還付を受ける一方、29年12月20日に、19年12月から20年3月までの免除分を再度追納した。</p>

② 被保険者が、納付順を誤った追納に係る還付の前に追納未納期間の全てについて追納したため、還付後、還付された期間と同じ期間について再度追納することになった例



事例の内容	
事務センター名 北海道	<p>本件の被保険者は、平成19年9月及び10月免除分を先に追納すべきであったが、29年8月28日に、誤って19年11月免除分を追納してしまった。</p> <p>このため、追納順誤りによる過誤納となり、平成29年10月5日に、19年11月免除分の追納に係る還付通知書が発行された。しかし、当該被保険者は、当該還付通知書の発行前である平成29年9月11日及び28日に、19年9月及び10月免除分を追納していたため、先に追納した19年11月免除分の追納保険料の還付を受ける一方、29年10月27日に、19年11月免除分を再度追納した。</p>

③ 被保険者が、納付順を誤った追納を行った日の数日後に追納未納期間の全てについて追納したため、機構が納付順を誤った追納を過誤納として処理した段階では追納未納期間がなくなっていたにもかかわらず、還付となった例



事例の内容	
事務センター名 東京広域	<p>本件の被保険者は、平成27年8月免除分を先に追納すべきであったが、29年10月28日に、誤って27年9月免除分を追納してしまった。</p> <p>このため、追納順誤りによる過誤納となり、平成29年11月21日に、27年9月免除分の追納に係る還付通知書が発行された。しかし、当該被保険者は、誤って追納した日の3日後である平成29年10月31日に、先に追納すべきだった27年8月免除分を追納していた。</p> <p>このため、機構において平成27年9月免除分の追納について過誤納者整理票を作成し過誤納として処理した時点（29年11月17日）では、既に追納未納期間はなくなっていたが、追納順誤りの有無は納付した日によって判断されるため、27年8月免除分よりも3日前に納付された27年9月免除分は過誤納として還付されることとなった。</p>

(注) 当省の調査結果による。